点検·評価報告書

岩手県立大学盛岡短期大学部

目 次

序	茸	Į		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
本	青	ŧ																															
	Ι.	3	理念		目	的																											
	-	1	現	状	説	明	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	4	2	点	検	•	評	価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	ć	3	将	来	に	向	け	た	発	展	方	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	Ι.	4	教育	研	究	組	織																										
	-	1	現	状	説	明	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	2	2	点	検	•	評	価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
		3	将	来	に	向	け	た	発	展	方	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	ш.	4	教 員		教	員	組	織																									
	-	1	現	状	説	明	•	•		•	•	•	•	•		•	•			•	•	•	•				•	•	•	•		•	13
	2	2	点	検	•	評	価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
		3	将	来	に	向	け	た	発	展	方	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	IV .	Ę	教育	内	容		方	法		成	果																						
						_	_																		-								
	Γ	V -	— I		教	育	Ħ	標	•	字	位	授	与	万	針	•	教	育	課	程	の	編	成	•	美	肔	万	針					
	Γ		— I 1														教 ・													•	•		23
	Г			現	状	説	明	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				
	Г		1	現点	状 検	説.	明 評	· 価	•	•	•	•	•		•	•	•		•			•	•				•	•	•	•	•	•	28
			1 2	現点将	状 検 来	説 ・ に	明評向	・ 価 け	・ ・ た	· · 発	· · 展	・ ・ 方	· • 策	•	•	•			•			•	•				•	•	•	•	•	•	28
		v -	1 2 3	現 点 将	状 検 来 教	説 ・ に	明評向課	・ 価 け 程	・ ・ た	· · 発 教	· · 展	・ ・ 方	· • 策	•	•	•			•			•	•				•	•	•	•	•	•	28
		∇ -	1 2 3 - Ⅱ	現 点 将 現	状検来 教状	説・に 育説	明評向 課明	・ 価 け 程 ・	・ ・ た ・	· · 発 教 ·	・・展育・	・ ・ 方 内 ・	・ ・ 策 容 ・																•			•	28 29 30
		∇ -	1 2 3 - Ⅱ 1	現点将 . 現点	状検来 教状検	説・に育説・	明評向 課明評	・価け程・価	・・ た ・・・ た	· · 発 教··	・・展育・・	・・方 内・・	· · 策 容··		•	•		•	•		•	•					•	•	•				28 29 30 36
	г	V -	1 2 3 — II 1 2	現点将 . 現点将	状 検 来 教 状 検 来	説・に 育説・に	明評向 課明評向	・価け 程・価け	・・た・・・た	· · 発 教··	・・展育・・	・・方 内・・	· · 策 容··		•	•		•	•			•					•	•	•				28 29 30 36
	г	V -	1 2 3 - Ⅲ 1 2 3	現点将 . 現点将 .	状検来 教状検来 教	説・に 育説・に 育	明評向 課明評向 方	・価け程・価け法	· ・ た · ・ ・ た	・・発教・・発	・・展育・・展	・・方内・方	・・策容・・策			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						•						•	•	•	•	•	28 29 30 36 37
	г	v - v -	1 2 3 - Ⅲ 1 2 3 - Ⅲ 1	現点将 . 現点将 現	状検来 教状検来 教状	説・に 育説・に 育説	明評向 課明評向 方明	・価け 程・価け 法・	· ・ た · ・ ・ た	・・発教・・発・	・・展育・・展	・・方 内・・方	· · 策 容· · 策 ·																				28 29 30 36 37
	г	v - v -	1 2 3 - Ⅲ 1 2 3 - Ⅲ 1	現点将 . 現点将 現点	状検来 教状検来 教状検	説・に 育説・に 育説・	明評向 課明評向 方明評	・価け 程・価け 法・価	・・た・・・た・・・	・・発教・・発・・	・・展育・・展・・	・・方内・方・方・方	・・策容・・策・・・			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •												• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		28 29 30 36 37 38 44
	Г	v -	1 2 3	現点将 . 現点将 現点将	状検来 教状検来 教状検来	説・に 育説・に 育説・に	明評向 課明評向 方明評向	・価け 程・価け 法・価	・・た・・・た・・・	・・発教・・発・・	・・展育・・展・・	・・方内・方・方・方	・・策容・・策・・・			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •												• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		28 29 30 36 37 38 44
	Г	v - v -	1 2 3 - II 1 2 3 - II 2 3 - II 3	現点将 現点将 現点将	状検来 教状検来 教状検来 成	説・に 育説・に 育説・に 果	明評向 課明評向 方明評向	・価け 程・価け 法・価け	・・た・・た・・た	・・発教・・発・・発	・・展 育・・展 ・・展	・・方 内・・方 ・・方	・・策容・・策・・策															• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				• • • • • • •	28 29 30 36 37 38 44 45
	Г	v -	1 2 3	現点将 現点将 現点将 現	状検来 教状検来 教状検来 成状	説・に 育説・に 育説・に 果説	明評向 課明評向 方明評向 明	・価け 程・価け 法・価け ・	・・た・・・た・・た・	・・発・・発・・発	・・展 育・・展 ・・展 ・	・・方 内・・方・・方 へ	・・策を・・策・・策・・																				28 29 30 36 37 38 44 45

V. 学生の受け入れ
1 現状説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
2 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
3 将来に向けた発展方策・・・・・・・・・・・・・58
VI. 学生支援
1 現状説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
2 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
3 将来に向けた発展方策・・・・・・・・・・・・・66
Ⅷ. 教育研究等環境
1 現状説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
2 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
3 将来に向けた発展方策・・・・・・・・・・・・・74
Ⅷ. 社会連携・社会貢献
1 現状説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
2 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
3 将来に向けた発展方策・・・・・・・・・・・・・80
X. 管理運営・財務
IX 一 I . 管理運営
1 現状説明・・・・・・・・・・・・・・・・82
2 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・87
3 将来に向けた発展方策・・・・・・・・・・・・88
以一Ⅱ.財務
1 現状説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
2 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・923 将来に向けた発展方策・・・・・・・・・・・・93
3 荷米に同りた光展力泉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
X. 内部質保証
1 現状説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
2 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
3 将来に向けた発展方策・・・・・・・・・・・・・98
XI. 特色ある取り組み
1 現状説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
2 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
3 将来に向けた発展方策・・・・・・・・・・・・・・101
101

序章

岩手県立大学盛岡短期大学部は、昭和 26 年に家政科と美術工芸科の 2 科からなる盛岡短期大学として創立された。その後、昭和 38 年に岩手県立盛岡短期大学へ名称変更した。 平成 10 年には、滝沢キャンパスに新たに開学した岩手県立大学と、同じ校地に校舎を移転するとともに、岩手県立大学盛岡短期大学部と校名変更し、岩手県立大学併設の短期大学部となった。 さらに、平成 17 年には、岩手県立大学の法人化にともない公立大学法人岩手県立大学が設置する短期大学部(公立大学岩手県立大学盛岡短期大学部)となった。

この間、受験生のニーズや社会環境の変化に対応するため、幾度もの学科再編、カリキュラムの見直し等を行い教育の充実を図ってきた。現在の生活科学科と国際文化学科の2学科の構成は、岩手県立大学の併設短期大学部となるさいに実施した大幅な学科再編後からである。

本学を含む岩手県立大学は、「自然、科学、人間が調和した新たな時代を創造することを願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間を育成する大学を目指す」という建学の理念に基づき、「教養教育と密接な関連を保ちながら専門の学芸を教授研究し、豊かな感性を身につけた有為な職能的社会人を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を目的に揚げ、教育研究を行ってきた。これまで 60 数年にわたり、着実に成果と実績を積み重ね、岩手県内外に多くの有為な人材を輩出し地域社会の発展に寄与と貢献をしてきた。また、教育目的・目標に沿い実践的な専門教育を行うとともに、社会人としての教養も重視する短期の高等教育機関として、県民の要請に応えてきた。

本学は、平成 20 年度に大学基準協会による認証評価を受審し、同協会が定める短期大学基準に適合しているとの認定を受けた。平成 27 年度に 2 回目を受審する。この間、本学は、公立大学法人となった。従って、自己点検・評価は、学校教育法に基づく 7 年ごとの認証評価による自己点検・評価と、地方独立行政法人法に基づく毎年度の法人評価により定期的に点検評価を実施している。これらの評価は、本学、併設大学および併設短期大学部を対象とした自己点検・評価、認証評価および法人評価を一体的に所掌する「公立大学法人岩手県立大学評価委員会」が主体となって取り組んでいる。

本学の自己点検・評価は、毎年度の法人評価が核となっている。法人評価では、設置者である岩手県が定めた「中期目標」に基づいて「中期計画」を策定し、この中期計画を達成するため、毎年「年度計画」を作成して大学運営がなされている。そして、年度途中で計画の進捗状況を確認するための中間報告書の作成や、学長、副学長等とのヒアリングが実施されるとともに、各年度終了時の実績を報告書にまとめ、先の評価委員会で自己点検・評価を行っている。ここで作成した報告書は、設置者である岩手県に提出し法人評価委員会の外部評価を受けている。次年度の年度計画策定では、実績を踏まえ計画するというPDCAサイクルを循環させ改善を進めてきた。この毎年度行われる年度計画とその実績評価は、認証評価における自己点検・評価と同じ機能も果たしている。さらに、平成26年度より、本学の運営に外部的な視点を取り入れ大学運営および自己評価に、より客観性をもたせるため外部有識者を委嘱している。

今回の点検・評価報告書の作成は、岩手県立大学評価委員会が主導し、当委員会に置かれた自己点検・評価部会と、本学の短期大学部自己点検・評価委員会が綿密に連携を取り進めてきた。毎年度、法人評価として取り組んできた自己点検・評価の積み重ねを活用し、これまでの歩みを振り返りながら総点検をするよい機会となった。本点検・評価報告書の視点は、法人評価のものと異なるところも多く、報告書をまとめる作業を通じて、新たな

課題への気づきなどもあった。

現在、本学のおかれている環境は、受験生の減少や学生の就職先確保など様々な点で、 厳しさを増している。今回の認証評価の受審結果を真摯に受け止め、よりよい方向へ本 学が発展していくための指針とし、受験生にとって魅力があり、地域からも頼られ信頼 される大学を目指して、たゆまぬ努力をしていきたい。

I. 理念·目的

1. 現状説明

(1) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか。

1) 大学全体

岩手県立大学盛岡短期大学部(以下「本学」という。)は、昭和 26 年盛岡短期大学の創立に始まり、昭和 38 年に岩手県立盛岡短期大学と名称変更を行い、その間、数度の学科再編等を行い、岩手県の高等教育機関として多くの学生を輩出してきた。平成 10 年 4 月の岩手県立大学の開学にあわせ、生活科学科および国際文化学科の 2 学科に学科再編し、岩手県立大学盛岡短期大学部として新たなスタートを切り、平成 17 年の岩手県立大学の法人化にともない公立大学法人岩手県立大学が設置する短期大学となった。本学を含む岩手県立大学は、「自然、科学、人間が調和した新たな時代を創造することを願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間を育成する大学を目指す」という建学の理念(資料 1-1 p.1)に基づき、学校教育法第 108 条第 1 項に掲げられた短期大学の目的である「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」を踏まえて、学則第 1 条に「教養教育と密接な関連を保ちながら専門の学芸を教授研究し、豊かな感性を身に付けた有為な職能的社会人を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を目的に掲げ、教育研究を行っている(資料 1-2)。

この目的を実現するため、本学に生活科学科および国際文化学科を設置し、さらに生活科学科は、教育研究の柱を「住」と「衣」とする生活科学専攻と、「食」を柱とする食物栄養学専」の2つの専攻を設けている。さらに、学則第2条に「研究水準の向上を図り、もって本学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行う」と定め(資料 1-2)、理念・目的を実現するための中期計画および年度計画の法人評価を通して、継続的に自ら点検・評価を行っている。

これらと関連する中期目標は、本短期大学を含む法人がその理念・目的を達成するための具体的目標として、地方独立行政法人法に基づき設立団体(岩手県)から提示された本学が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)である(資料 1-4)。従って、現行第二期中期目標(平成 23 年 4 月~平成 29 年 3 月)により、本学は、教育の対象である学生の成長を最も重視するという視点(学生目線)に立って、「学生を主人公とした教育」に取り組むこと、また、困難な時代にあって地域社会を支えるという視点(地域目線)に立って、「岩手の活力を創出する研究・地域貢献」に取り組むこと」を基本姿勢とし「地域の中核人材育成と活力創出に貢献する大学」を目指すこととされた(資料 1-4 p. 1-2)。

この第二期中期目標を達成するために、本学は、「教育・研究等に関する目標を達成するための措置」をはじめとして大学の業務全般にわたり、50項目にわたる第二期中期計画を策定した(資料 1-5)。さらに、50項目中特に緊急性、重要性が高く、継続的な取り組みを要する計画を、「(1)目的意識や学習意欲にあふれる入学志願者の戦略的な確保」「(2)入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づく体系的で一貫性のある教育プログラムの実践」「(3)学生の就業力育成による高い就職率の維持と県内就職の促進」「(4)

地域に評価される研究の推進と県民への積極的な公表」「(5)産学公連携事業の強化とシンクタンク機能の発揮」「(6)大学の理念及び目的の実現に貢献する意欲的な教職員の育成」の6項目の「重点計画」に分類し、本学はこれらを中心に取り組むとともに、課題について確実に改善を図りながら、大学の質保証の要請に応えていくものとしている(資料 1-5 p. 1-2)。この中期計画は、本学における教育研究活動、社会貢献活動その他大学運営全般の基本的方針として機能している。

2) 生活科学科

建学の理念および学則第1条に基づき、生活科学科の教育目標は、学則第3条第2項に「人間生活の『衣』『食』『住』に関する高度な技術と見識を持ち、さまざまな社会問題を解決して、かつ地域に対する貢献をなしうる能力を持った人材の育成を目的とする」と定められている(資料 1-2)。また、以上の学科の目的を実現するため、より具体的な「教育理念・教育目標」を専攻ごとに定めている(資料 1-3 p. 1-3)。

3) 国際文化学科

建学の理念および学則第1条に基づき、国際文化学科の教育目標は、学則第3条第2項に「西洋・アジア及び日本の多様な文化や交流の歴史を理解し、これを尊重する豊かな人間性と国際感覚を身につけ、また、異なる文化圏に生きる他者と正しくコミュニケーションできる能力を涵養することを通し、地域文化の振興及び国際化に貢献できる人材の育成を目的とする」と定められている(資料 1-2)。また、以上の学科の目的を実現するため、より具体的な「教育理念・教育目標」を定めている(資料 1-3 p.1-3)。

(2) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員(教職員及び学生等)に周知し、社会に公表しているか。

1) 大学全体

本学の理念・目的は、ホームページ(資料 1-6)において広く公表している。本学在学生および教員に対しては『学生便覧』および『履修の手引き』により(資料 1-7 p. 49、資料 1-3 p. 1-3)、入学志願者等に対しては、『入学者選抜要項』(資料 1-1 p. 1)により周知を図っている。また、理念・目的を反映した教育研究に関する情報を『入学案内』にわかりやすく記載している(資料 1-8)。このほか、高等学校の進路指導者等に対しては『岩手県立大学の手引き』により建学の理念や教育理念を伝え(資料 1-9 p. 1、47-62)、建学の理念は一般向けの『岩手県立大学年報』においても示し周知、公表に努めている(資料 1-10 p. 2)。さらに、教職員に対しては、年度計画の点検・報告や立案のさいに、あるいは年度初めに学長が行う学長メッセージなどを通して周知を図っている。在学生には、本学の設置目的に沿った学科・専攻ごとの教育研究の内容や特色を記し、入学時のオリエンテーションや進級時のガイダンスにおいて、教務委員をはじめ、各種委員会担当教員が勉学の指針としてわかりやすく説明している。

2) 生活科学科

生活科学科の理念・目的は、ホームページ(資料 1-6)において広く公表している。本

学科在学生に対しては『学生便覧』および『履修の手引き』により(資料 1-7 p. 49、資料 1-3 p. 1-3)、入学時のオリエンテーションや進級時のガイダンスにおいて、教務委員をはじめ、各種委員会担当教員が勉学の指針としてわかりやすく説明している。教職員に対しては、年度計画の点検・報告や立案のさいに、あるいは年度初めに学長が行う学長メッセージなどを通して周知を図っている。入学志願者等に対しては、『入学者選抜要項』(資料 1-1 p. 1)により周知を図っているほか、理念・目的を反映した教育研究に関する情報を『入学案内』にわかりやすく記載している(資料 1-8)。このほか、高等学校の進路指導者等に対しては『岩手県立大学の手引き』により建学の理念や教育理念を伝え(資料 1-9 p. 1、47-62)、建学の理念は一般向けの『岩手県立大学年報』においても示し周知、公表に努めている(資料 1-10 p. 2)。

3) 国際文化学科

国際文化学科の理念・目的は、ホームページ(資料 1-6)において広く公表している。本学科在学生に対しては『学生便覧』および『履修の手引き』により(資料 1-7 p. 49、資料 1-3 p. 1-3)、入学時のオリエンテーションや進級時のガイダンスにおいて、教務委員をはじめ、各種委員会担当教員が勉学の指針としてわかりやすく説明している。教職員に対しては、年度計画の点検・報告や立案のさいに、あるいは年度初めに学長が行う学長メッセージなどを通して周知を図っている。入学志願者等に対しては、『入学者選抜要項』(資料 1-1 p. 1)により周知を図っているほか、理念・目的を反映した教育研究に関する情報を『入学案内』にわかりやすく記載している(資料 1-8)。このほか、高等学校の進路指導者等に対しては『岩手県立大学の手引き』により建学の理念や教育理念を伝え(資料 1-9 p. 1、47-62)、建学の理念は一般向けの『岩手県立大学年報』においても示し周知、公表に努めている(資料 1-10 p. 2)。

(3) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行ってい るか。

1) 大学全体

すでに(1)において述べたように、本短期大学を含む岩手県立大学では、法人として、大学・大学院および短期大学の理念・目的を実現するため、6年間を1期間とし50項目にわたる中期計画を策定し、さらに毎年度の取り組みを年度計画として策定している。この中期計画および年度計画の自己点検・評価は、「公立大学法人岩手県立大学評価委員会」(資料1-11)を責任主体として行われる。また、年度計画については、毎年10月に学長、副学長等執行部が短期大学部学部長に進捗状況をヒアリングしたうえで、年度末に大学および各短期大学部の自己点検・評価を基に、大学評価委員会が中心となり、年度計画の全学実績を取りまとめ、岩手県地方独立行政法人評価委員会に実績報告書として提出して外部の評価を受ける。なお、大学および各学部・研究科は、上記進捗状況ヒアリングの結果を反映させた次年度の計画策定を行っている。さらに、6年間の中期計画期間終了後は、中期計画全体の達成状況について年度計画同様に報告書としてとりまとめ、上述の県評価委員会による評価を受ける(詳細は第X章参照)。以上のように、本学では、理念・目的の実現を、中期計画・年度計画の自己評価、外部評価を通じて定期的に検証し、次年度計画へ

反映させることで改善につなげている。

また、本学では、自己点検・評価の検証のための指標として、各種アンケートを実施している(新入学者、2年次生、卒業年次生、就職先企業、教職員)。そのうち、2~3年おきに実施している就職先企業アンケートでは、本学の卒業生が就職した企業に対して、本学の建学の理念を示したうえで本学卒業生に対する感想や印象を質問している(資料1-15)。これにより、本学が理念・目的に沿った卒業生を輩出しているかが検証される。加えて、教職員アンケートおよび2年次生アンケートにおいても、建学の理念および教育目標の認知度を質問項目としており、理念・目的の周知度の指標として活用している(資料1-16、1-13)。

本学の理念、目的の適切性の検証は、学則第2条にしたがい、教授会の諮問機関である 教務委員会、入学試験委員会、就職進学委員会等の関連委員会がそれぞれの所掌事項に関 し、中期計画の設定ならびにそれらを実現するための年度計画と評価を通して定期的に実 施している。点検評価の審議や理念・目的の変更は教授会で行われ、最終的に岩手県立大 学全体として設置している岩手県立大学合同教育研究会議の議を経て決定される仕組みと している。

2) 生活科学科

生活科学科生活科学専攻・食物栄養学専攻の理念、目的の適切性の検証は、学則第2条にしたがい、教務委員会、入学試験委員会、就職進学委員会等の委員がそれぞれの所掌事項に関し、中期計画の設定、ならびにそれらを実現するための年度計画と評価を通して定期的に実施している。点検評価の審議や理念・目的の変更は専攻会議・学科会議、関連委員会を経て教授会で行われ、最終的に岩手県立大学全体として設置している岩手県立大学合同教育研究会議の議を経て決定される仕組みとしている。

3) 国際文化学科

国際文化学科の理念、目的の適切性の検証は、学則第2条にしたがい、教務委員会、入学試験委員会、就職進学委員会等の委員がそれぞれの所掌事項に関し、中期計画の設定、ならびにそれらを実現するための年度計画と評価を通して定期的に実施している。点検評価の審議や理念・目的の変更は学科会議、関連委員会を経て教授会で行われ、最終的に岩手県立大学全体として設置している岩手県立大学合同教育研究会議の議を経て決定される仕組みとしている。

2. 点検・評価

●基準1の充足状況

本学は、理念に基づき、人材の目的、その他の教育上の目的を適切に設定し、これを広く公表している。また、学科専攻の理念・目的等を中期計画・年度計画において定期的に検証していることから、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

本学の理念・目的に沿った教育研究の点検評価は、定期的な全学および短期大学独自の入学生、卒業生に対するアンケート等を通して行われており、課題への取り組みのためのデータの蓄積が進んでいる(資料 1-17)。また、2年次生アンケートによると、入学後1年を経過した現在の本学の理念や教育の特色理解度については、入学時からの伸び率が生活科学科23.5%、国際文化学科21.4%と他の併設大学・短期大学部よりも高く、また肯定的意見も昨年度より上昇しており、教育を通じての本学の理念・目的の学生への周知・浸透が図られている(資料1-13 p.18-19)。

2) 国際文化学科

本学では「卒業者に関する企業アンケート」を行い、そのなかで本学の建学の理念を挙げ、本学卒業生の意識や身につけている能力についての感想と、企業等の重要度の項目を設定している(資料 1-15 p. 18 以下)。これによると、国際文化学科では各能力に関する肯定的評価の多くが前回調査を上回り、企業の重要度との乖離も小さくなっており、社会の求める理念・目標に即した人材育成が効果を上げつつある(資料 1-15 p. 30)。

②改善すべき事項

1) 大学全体

岩手県立大学平成26年度新入生アンケートによると(資料1-12)、建学の理念や教育目標を理由として本学を選んだ学生は、生活科学科において52%、国際文化学科において51.8%であり、必ずしも広く認識されているとは言いがたい。ホームページを充実させるなどの工夫が必要である。

2) 生活科学科

「卒業者に関する企業アンケート」によると、生活科学科では能力に関して、評価が前回数値を下回る項目が多く、企業の求める重要度との乖離も大きくなっており、本学の理念・目的に沿った人材育成への努力が必要である(資料 1-15 p. 29)。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

データを活用しながら、理念・目的を実現するための中期計画を立案し、時代の要請に あった教育研究活動を行っている。また、建学の理念や教育目標を理由として本学を選ん だ学生が増加しており、さらに生活科学科、国際文化学科が掲げる多くの人材育成を実現 している。

②改善すべき事項

2) 生活科学科

時代・社会が要請する本学科の理念・目的に沿った教育研究活動を実現するため、データの蓄積と分析を行う。これらを通して、理念・目的の適切性を検証する。特に、理念・目的に沿った人材育成のための具体的方針・計画を年度計画に設定して、これを実現する。

4. 根拠資料

- 資料 1-1 平成 26 年度 入学者選抜要項
- 資料 1-2 岩手県立大学盛岡短期大学部学則
- 資料 1-3 平成 26 年度 履修の手引き
- 資料 1-4 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期目標
- 資料 1-5 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画
- 資料 1-6 学外向けホームページ 建学の理念等
 - http://www.iwate-pu.ac.jp/information/abstract.html
- 資料 1-7 平成 26 年度 学生便覧
- 資料 1-8 2014 入学案内
- 資料 1-9 高等学校進路指導教員向け 岩手県立大学の手引き 平成 25 年度版
- 資料 1-10 岩手県立大学年報 平成 25-26 年
- 資料 1-11 公立大学法人岩手県立大学評価委員会規程
- 資料 1-12 2014 (H26) 年度新入学者アンケート 集計結果報告書
- 資料 1-13 2014 (H26) 年度 2 年次生アンケート 集計結果報告書
- 資料 1-14 2013 (H25) 年度卒業年次生学生生活アンケート 調査結果報告書
- 資料 1-15 2013 (H25) 年度卒業者に関する企業アンケート 集計結果報告書
- 資料 1-16 2014 (H26) 年度教職員アンケート 調査結果報告書
- 資料 1-17 自己点検・評価マネジメントシステム
- 資料 1-18 公立大学法人岩手県立大学組織規則

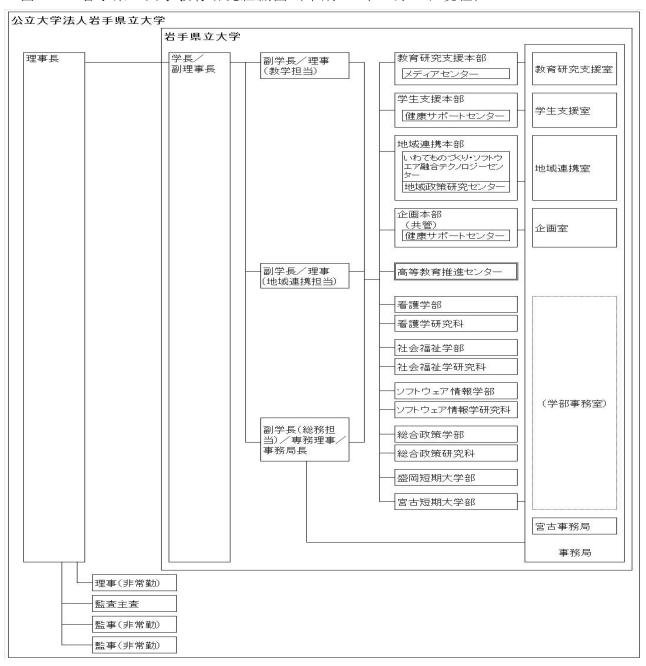
Ⅱ. 教育研究組織

1. 現状説明

(1) 短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、公立大学法人岩手県立大学(以下「本法人」という。)が設置・運営する短期大学である。本法人には本学と、岩手県立大学(四年制)、宮古短期大学部の、合わせて1大学・2短期大学部が設置されており、本学は、宮古短期大学部とともに、岩手県立大学の併設短期大学部として位置づけられている。本学は昭和26年度に盛岡短期大学として発足し、平成10年度の岩手県立大学開学に合わせて併設短期大学部として再編され、平成17年度の公立大学法人化により、現在の組織体制となっている。

図 2-1 岩手県立大学教育研究組織図 (平成 26 年 5 月 1 日現在)



本学は、第 I 章で述べた建学の理念を受けて、「教養教育と密接な関連を保ちながら、専門の学芸を教授研究し、豊かな感性を身に付けた有為な職能的社会人を育成するとともに、地域社会の発展、国際社会の発展に寄与することを目的」(岩手県立大学盛岡短期大学学則(資料 2-1) 第 1 条)として設置されている。本学の教育研究上の基本となる組織は、生活科学科と国際文化学科の 2 学科である。このうち生活科学科は、生活科学専攻と食物栄養学専攻の 2 つの専攻で構成されている。

生活科学科は、学則(資料 2-1)第3条において人材育成の目的を「人間生活の「衣」「食」「住」に関する高度な技術と見識を持ち、さまざまな社会問題を解決して、かつ地域に対する貢献をなしうる能力を持った人材の育成を目的とする。」としている。この目的を達成すべく、生活科学科では、「住」と「衣」を掲げる「生活科学専攻」と「食」を掲げる「食物栄養学専攻」の2つの専攻を設けている。

生活科学科は、昭和 26 年 4 月に家政科として本学発足以来の歴史をもち、昭和 39 年以降は被服専攻と栄養専攻の 2 専攻科の構成としてきたが、昭和 63 年に時代のニーズに対応するため従来の家政学から、より科学的な教育内容に改善し、学科名称を家政科から生活科学科に改称するとともに、従来の被服専攻を住居分野や情報処理関係の教育内容を加えて生活科学専攻に改称し、栄養専攻を食物栄養学専攻に改称した。このときの変更による学科構成が現在の本学科の基礎となっている。

国際文化学科は、学則(資料 2-1)第3条において人材育成の目的を「西洋・アジア及び日本の多様な文化や交流の歴史を理解し、これを尊重する豊かな人間性と国際感覚を身につけ、また、異なる文化圏に生きる他者と正しくコミュニケーションできる能力を涵養することを通し、地域文化の振興及び国際化に貢献できる人材の育成を目的とする。」としている。

国際文化学科は、平成10年の岩手県立大学設置にともなう本学の学科再編により新たに開設された学科である。新設にあたっては、政治経済面における諸外国との相互依存関係が格段に強まっている我が国の現状と、産業、経済面における国際化はもとより、地域レベル、民間レベルでの文化面における交流活動が着実にその裾野を広げ、今後一層県民生活の各方面に進展すると予想される岩手県の状況に鑑みて、外国および日本の文化を正しく理解し、地域の国際化に積極的に対応できる人材が求められていたことを背景としていた。これらの現状を踏まえ、上記の人材育成の目的を掲げた国際文化学科を設置した。

従って、両学科とも理念・目的、学術の進展や地域社会からの要請に即した構成となっている。

また、1大学・2短期大学部全体の教育研究組織として、全学横断的な運営組織である教育研究支援本部、学生支援本部、地域連携本部および企画本部の4本部、全学的な教学マネジメントを担う高等教育推進センター、図書館機能を担うメディアセンター、地域社会への貢献をさらに進めるための連携組織である地域政策研究センター等が設置されている(図2-1)。組織の体制、所掌は、公立大学法人岩手県立大学組織規則(資料2-2)に定めている。本学は、教育研究の目的を達成するため、それらの組織と連携を図りつつ、教育研究活動を行っている。また、本学は、岩手県立大学と同じ滝沢キャンパス内に設置されており、同一の事務局組織のもとで岩手県立大学と一体の運営が行われている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学は、地方独立行政法人法により本法人が定める第二期中期計画(資料 2-3)に基づき、年度計画(資料 2-4)を毎年度策定しており、年度末にはその実績を報告書として取りまとめることを通じて自己点検・評価を行っている。第二期中期計画の項目は、認証評価の基準や点検・評価項目との整合性を考慮しており、両者を一体としたPDCAサイクルの運用を行っている。教育研究組織については、その機能を強化するとともに、随時必要性を検証し、環境変化に対応した柔軟な組織運営を行うことを第二期中期計画で定めており(資料 2-3 p.7 計画項目【36】)、主としてその実績の取りまとめにより組織の適切性について自己点検・評価を行っている。また、本学では、各種アンケート(新入学者、2年次生、卒業年次生、就職先企業、教職員)を実施しており、自己点検・評価のさいに、達成度の検証に役立てている。

本学において、上記のプロセスを踏まえ、学科構成および附属機関等の教育研究組織の適切性を検証する責任主体は教授会である。検証にあたっては、短期大学部長を委員長とする将来構想委員会が中心となり、その検証結果を教授会に報告し、審議する手続きとしている。最終的に、教授会の意思決定は岩手県立大学合同教育研究会議(以下「教育研究会議」という)において審議、決定される。また、本学の自己点検・評価体制として平成25年10月の教授会において「学部自己点検・評価委員会」(学部長、両学科長、各学科専攻委員6名と外部評価委員1名の計7名から構成する委員会)を設置し、本学の教育研究の目的を達成するうえでの課題や今後の方向性等を検討し、教授会において報告・審議する手続きとしている。

なお、年度計画の実績を取りまとめた報告書は、最終的に合同教育研究会議において、 岩手県立大学、宮古短期大学部の実績とともに審議、決定する。そして、本法人の経営に 係る実績とあわせて、本学を含む本法人全体の実績報告書として取りまとめ、本法人の最 終意思決定機関である経営会議での決定を経て本法人から岩手県地方独立行政法人評価委 員会に提出され、同委員会による外部評価を受けることにより、適切性が検証されている。

2. 点検・評価

●基準2の充足状況

本学では、理念・目的を方針とし、生活科学科(生活科学専攻・食物栄養学専攻)、国際 文化学科を設置しているほか、全学横断的な運営組織である4本部および各センター等が 設置されており、これら教育研究組織の適切性の検証は、教授会の意思決定を経て岩手県 立大学合同教育研究会議において審議、決定しているので、同基準をおおむね充足してい る。

①効果が上がっている事項

本学の使命のひとつとして地域貢献を掲げているが、本学が行っている各種アンケートのうち、2年次生アンケート「[研究] 本学では、さまざまな研究が行われており、研究成果は地域・社会に還元されていると感じる学生割合」の設問では、平成23年度と平成25年度と比較して、両学科とも肯定的な回答割合が伸びており、学術の進展や社会の要請に対応しているといえる。

表 2-1 2年次生アンケート結果

本学では、さまざ まな研究が行われ ており、研究成果 は地域・社会に還 元されていると感 じる学生割合	そう思う	やや思う	あまり思 わない	思わない	無回答	肯 定 的 意 見
生活科学科						
24 年度	13.3%	28.9%	46.7%	8.9%	2.2%	<u>42. 2%</u>
26 年度	5.9%	54.9%	39.2%	-	-	<u>60. 8%</u>
国際文化学科						
24 年度	2.4%	52.4%	33.3%	11.9%	_	54.8%
26 年度	7.1%	51.4%	37.1%	4.3%	_	<u>58.6%</u>

(端数処理のため合計が合わない場合がある)

②改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後も、震災復興支援研究等の継続により、地域に開かれた短期大学として地域貢献を 行っていく。

②改善すべき事項

特になし。

4. 根拠資料

- 資料 2-1 岩手県立大学盛岡短期大学部学則(既出 1-2)
- 資料 2-2 公立大学法人岩手県立大学組織規則 (既出 1-18)
- 資料 2-3 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)
- 資料 2-4 公立大学法人岩手県立大学 平成 26 年度計画
- 資料 2-5 2014 (H26) 年度 2 年次生アンケート 集計結果報告書 (既出 1-13)

Ⅲ. 教員・教員組織

1. 現状説明

(1) 短期大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

1) 大学全体

本学は学校教育法、短期大学設置基準に則り設置され、設置目的に沿って、二年制の生活科学科生活科学専攻、生活科学科食物栄養学専攻および国際文化学科の2学科2専攻の短期大学として組織・編成されている。

教員組織は、「公立大学法人岩手県立大学組織規則」(資料 3-1) で定められ、学長、副学長、短期大学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教および助手をもって編成されている(第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 47 条)。教員定数については、「公立大学法人岩手県立大学人事委員会」(資料 3-2) において決定した平成 28 年度までを区切りとした教員定数管理計画が進行中で、現在の本短期大学部は 27 名と定められており、その内訳は教授 9 名、准教授・講師 15 名、助教・助手 3 名である。

学長と副学長は本短期大学部の定数に含まれていない。短期大学部長と、短期大学部長を補佐し生活科学科・国際文化学科に関する事項を処理する両学科長は、本短期大学部の教授をもって充てている。

教員組織の編制方針および求める教員像については、生活科学科・国際文化学科ともに、本学の建学の理念を踏まえた理念・目的・教育目標を掲げており、その実現に向けて積極的に取り組む能力と意欲のある人材を登用することとし、第二期中期計画において「大学の理念及び目的の実現に貢献する意欲的な教職員の育成」を重点計画として掲げている(資料 3-3)。この重点計画をさらに具体化する措置として、本中期計画第 38 項目において「年齢構成、男女比率を勘案した意欲的な教職員の募集・採用を行う」こととしている。また、本学の円滑な運営や学生教育に必要な人間性、協調性および指導力を備えていることも教員の資質である。これらの方針は、学科会議、専攻会議などにおいて教職員間で共有に努めている。

教員選考は、「公立大学法人岩手県立大学職員就業規則」(資料 3-4)の規定に則り制定された「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」(資料 3-5)および「教員選考手続内規」(資料 3-6)を受けて、本学において「岩手県立大学盛岡短期大学部教員選考内規」(資料 3-7)を規定し、教員選考における基準および手続きにしたがって行われている。教員組織の編成は、本短期大学部長を委員長とする人事委員会において定期的に見直されている。また、求める教員像については、教員採用のさいに選考委員会が中心となり検討を行っている。

2) 生活科学科

生活科学科は、生活科学専攻、食物栄養学専攻の2専攻で編成されており、「人間生活の「衣」「食」「住」に関する高度な技術と見識を持ち、さまざまな社会問題を解決して、かつ地域に対する貢献をなし得る能力を持った人材の育成」(学則第3条3項)(資料3-8)を目的としている。この目的に沿って、それぞれの専攻において教育目標(資料3-9 p1・2)を定めている。教員組織の編制方針および求める教員像については、本学の建学の理念を踏まえた理念・目的・教育目標に則り、その実現に向けて積極的に取り組む能力と意欲

のある人材を登用することとし、第二期中期計画において「大学の理念及び目的の実現に 貢献する意欲的な教職員の育成」を重点計画として掲げている(資料3-3)。この重点計 画をさらに具体化する措置として、本中期計画第38項目において「年齢構成、男女比率を 勘案した意欲的な教職員の募集・採用を行う」こととしている。

生活科学専攻の教育課程は、「住」と「衣」の専門分野を2本の柱とした専門分野で構成されている。本専攻では、本学の編成方針と求める教員像を踏まえて、人間生活の「住」と「衣」に関する高度な技術と見識をもって、様々な社会問題を解決し、かつ地域に対して貢献できる即戦的能力をもった人物を求めている。特に社会が要請する「二級建築士」をはじめとする諸資格を得られるような「実学」を重視する教育に貢献できる人物を求めている。

食物栄養学専攻では、生涯にわたって健康で活動的な充実した人生を送ることができるように、健康科学の専門的な知識・技術を修得するとともに、広く食について学び、日々の生活に生かすことができる能力をもった人材や、「食」による「健康の維持・増進」や「食教育」に関する専門知識と応用能力をもった人材の育成を教育目的としている。また本専攻では、学生全員が栄養士免許を取得可能なカリキュラムを組み、教育においては、教員と学生、あるいは学生相互間での活発なコミュニケーションを重視しており、本学の教員組織の編制および求める教員像を踏まえて、これらの目的を達成できる教員を求めている。これらについては、学科会議等を通して教員間での共有に努めている。

3) 国際文化学科

国際文化学科の教員組織の編制方針および求める教員像については、本学の建学の理念を踏まえた理念・目的・教育目標に則り、その実現に向けて積極的に取り組む能力と意欲のある人材を登用することとし、第二期中期計画において「大学の理念及び目的の実現に貢献する意欲的な教職員の育成」を重点計画として掲げている(資料 3-3)。この重点計画をさらに具体化する措置として、本中期計画第 38 項目において「年齢構成、男女比率を勘案した意欲的な教職員の募集・採用を行う」こととしている。

国際文化学科では、教育目的を「西洋・アジア及び日本の多様な文化や交流の歴史を理解し、これを尊重する豊かな人間性と国際感覚を身につけ、また、異なる文化圏に生きる他者と正しくコミュニケーションできる能力を涵養することを通し、地域文化の振興及び国際化に貢献できる人材の育成を目的とする」(学則第3条3項)(資料3-8)と定めている。この教育目的に沿って、本学科の教育課程は、基盤科目(教養科目・キャリアデザイン科目)、基礎専門科目、専門科目(専門共通・西洋文化・アジア文化・日本文化)および実践科目の分野から構成されている。本学科では担当分野の専門性を重視しつつも、本学の編制方針と求める教員像を踏まえて、教育目的を実現できる資質を有する人物を求めている。これらについては、学科会議を通して教員間での共有に努めている。

(2) 学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

1) 大学全体

本学は、生活科学科生活科学専攻、生活科学科食物栄養学専攻および国際文化学科の2 学科2専攻で組織・編成されている。各学科とも、学則第3条3項(資料 3-8) に教育目 的を定め、教育課程を編成している。生活科学科生活科学専攻の教育課程は「衣」と「住」を専門領域として、生活科学科食物栄養学専攻の教育課程は「食」を専門領域として構成されている。国際文化学科の専門領域は、「西洋文化」「アジア文化」「日本文化」およびこれらを横断する「比較文化」で構成されるとともに、英語教育にも重点をおいている。両学科の教育課程を超えた取り組みとして、平成 25 年度に「キャリアデザイン I 」(1 年前期)と「キャリアデザイン I 」(1 年後期)を開講して、本学の学生に求められる就業力を涵養している。

本学では、生活科学科生活科学専攻、生活科学科食物栄養学専攻および国際文化学科の教育課程を遂行するために、27名の専任教員が確保されている。その内訳は教授9名、准教授9名、講師6名、助教2名、助手1名である。教員の年齢構成は、21歳~30歳1名(4%)、31~40歳4名(15%)、41~50歳9名(34%)、51~60歳8名(30%)、61歳以上5名(19%)である。職位別の平均年齢は、教授が58歳ともっとも高く、次いで准教授が51歳、講師が43歳、助教が33歳となっている。全体として年齢が高い教員が比較的多いものの、職位別のバランスは保たれている。性別構成は、男性12名(44%)、女性15名(56%)である。外国人教員は、国際文化学科に2名配置しており、主として英語関連科目を担当している。

また、学外から非常勤講師 37 名、併設大学である岩手県立大学(四年制)から 29 名の非常勤講師を確保しているほか、学生の英語力向上を図るためリーディング・マラソンを実施し、そのための英語ラーニングアドヴァイザーを確保している。専任教員の配置状況および専任・兼任の比率については、平成 25 年度における専任教員担当科目数は、専門科目 164 科目中 123 科目 (75%)、共通・基盤科目 45 科目中 16 科目 (36%)である。授業担当教員は、各教員の研究専門分野やキャリアなどに応じて適切に配置されており、本学では兼任教員はいない。

教員間の連絡調整は、主に学科会議、専攻会議で行われている。生活科学科では、学科会議は、年に数回程度であるが、それとは別に生活科学専攻、食物栄養学専攻とも、月に1回程度の専攻会議を開催している。国際文化学科では、月に1回の定例の学科会議を開催している。これらの会議では、助手を含む専任教員全員が構成員となっており、各委員会の教育研究上における問題点や方向性を議論、報告、確認し、学科、専攻ごとに情報の共有を図っている。学内外非常勤講師との連絡調整は、年に2回、各学科専攻の教務委員のほか、同一科目を複数の教員が担当している科目等においては、必要性が生じた都度に専任の教員によって行われている。

2) 生活科学科

生活科学専攻の教育課程は、共通科目、「住」と「衣」を2本の柱とした専門科目および実践科目で構成されている。専任教員は、共通科目のうち学生の就業力育成に必要な科目「キャリアデザインI・II」を担当するほか、「住」と「衣」の分野の専門科目を担当している。生活科学専攻の専任教員数は、建築を専門とする教員3名(教授2名、准教授1名)、被服を専門とする教員2名(准教授1名、講師1名)の5名である。

食物栄養学専攻の教育課程は、共通科目、基礎専門科目、栄養士免許取得のための専門 科目および実践科目で構成されている。食物栄養学専攻は、栄養士養成施設であることか ら、専任教員は厚生労働省の栄養士養成課程基準に合致した教員で構成されている。専任 の教員数は、教授3名、准教授3名、講師1名、助教2名、助手1名の10名である。

生活科学科の教員の年齢構成は、26 歳 \sim 30 歳 1 名 (6%)、 $31\sim$ 40 歳 4 名 (27%)、 $41\sim$ 50 歳 3 名 (20%)、 $51\sim$ 60 歳 3 名 (20%)、61 歳以上 4 名 (27%) である。職位別の平均年齢は、教授が 61 歳ともっとも高く、次いで准教授が 52 歳、講師が 34 歳となっている。全体として年齢が高い教員が比較的多いものの、職位別のバランスは保たれている。性別構成は、男性 5 名 (33%)、女性 10 名 (67%) である。

3) 国際文化学科

国際文化学科の教育課程は、基盤科目(教養科目・キャリアデザイン科目)、基礎専門科目、専門科目(専門共通・西洋文化・アジア文化・日本文化)および実践科目の分野から構成されている。専任教員は、基盤科目のうち、学生の就業力育成に必要な「キャリアデザインI」、「キャリアデザインII」を専任教員が担当するほか、基礎演習、英語科目や3つの文化領域科目など、本学科教育課程の基幹科目を担当している。基礎専門科目、専門科目については、全科目の80%を専任教員が担当している。

国際文化学科専任教員数は、教授 4 人、准教授 4 人、講師 4 人の 12 人である。教員の年齢構成は、 $41\sim50$ 歳 6 名(50%)、 $51\sim60$ 歳 4 名(33%)、61 歳以上 2 名(17%)である。職位別の平均年齢は、教授が 58 歳ともっとも高く、次いで准教授が 51 歳、講師が 43 歳となっている。全体として年齢が高い教員が比較的多いものの、職位別のバランスは保たれている。性別構成は、男性 7 名(58%)、女性 5 名(42%)である。

(3) 教員の募集・任免・昇格等を適切に行っているか。

1)大学全体

教員の採用、昇格、給与、服務等については、岩手県立大学全体として「公立大学法人岩手県立大学就業規則」(資料 3-4)の規定により運用している。教員の採用・昇格については、「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」(資料 3-5) および「教員選考手続内規」(資料 3-6) に定められている。本学においては、この基準に則り、「岩手県立大学盛岡短期大学部教員選考内規」(資料 3-7) を制定し、この内規の第3条にしたがって、「岩手県立大学盛岡短期大学部教員候補者選考(採用・昇任)基準」を規定し、教員選考における基準および手続きのルールとして運用している。教員の教育・研究活動を把握し、その職責にふさわしい地位を保障するために、年に一度「教員個人調書・業績報告書」(資料 3-10)を学部長に提出することとしている。

教員の採用にあたっては、生活科学科、国際文化学科とも、本短期大学部長が、必要性が生じた都度、本短期大学部人事委員会において協議し、実施およびその条件の案を定めて、教授会の意見を聞き、学長に対し内申を行っている。教授会の意見は、教授会の出席者(学部長を除く教授会構成員)の3分の2以上の多数決によって決定している。学長は、内申を受けて、その可否について決定し、本短期大学部長に通知することとしている。学長からの通知を受けた後、短期大学部長は教授会において教員採用選考委員会を設置し、この委員会が教員の募集手続きや選考に係る手続きを行っている。

応募者に対する審査は設置された教員採用選考委員会が行い、その結果を短期大学部長

に報告した後、教授会に報告する。短期大学部長は、教授会の意見を聞いたうえで、採用候補者を決め、学長に対し報告する。教授会の意見は、教授会の出席者(短期大学部長を除く教授会構成員)の3分の2以上の多数決によって決定している。なお、本短期大学部長は、必要に応じ採用候補者と面談等を行い、採用候補者の確認をしている。教員の募集は、原則として公募によることとしており、採用実施に係る学長への内申のさいに、公募条件等についても付記することとしているほか、係る手続きは学部内に設置される教員採用選考委員会が行っている。

教員の昇格については、昇格対象となる教員が提出した「教員個人調書・業績報告書」を基礎として、本短期大学部人事委員会において昇格の実施およびその案を定め、教授会の意見を聞き、短期大学部長が学長に対し昇格実施の内申を行っている。それ以後は、教授会での教員昇任選考委員会の設置、そして審査等、教員採用の手続きに準じて行っている。

教員の採用・昇格の手続き等については、本短期大学部長を委員長とする本短期大学部 人事委員会において定期的に見直しを行い、改善を図っている。また、岩手県立大学全体 として「公立大学法人岩手県立大学人事委員会規程」(資料 3-2)による人事委員会を設置 し、教員定数管理計画、採用・昇格、表彰および懲戒に関する事項を審議することとして いる。

2) 生活科学科

生活科学科では、学科長および生活科学専攻・食物栄養学専攻から選出された委員(各1名)の合計3名が国際文化学科の委員(2名)とあわせて人事委員会の構成委員となる(委員長は学部長)。教員の採用については、欠員となる各専攻の委員が中心となり、採用人事を学長に内申するかどうかを議論したうえで、人事委員会に提案している。昇任人事については、人事委員会の所掌事項であり、候補者の内申を学科専攻において議論することはない。教員の採用・昇格の手続き等については、本学科専攻ではなく、本短期大学部長を委員長とする本短期大学部人事委員会において定期的に見直しを行い、改善を図っている。また、岩手県立大学全体として「公立大学法人岩手県立大学人事委員会規程」(資料3-2)による人事委員会を設置し、教員定数管理計画、採用・昇格、表彰および懲戒に関する事項を審議することとしている。

3) 国際文化学科

国際文化学科では、学科長および本学科から選出された委員(1名)の合計 2名が生活科学科の委員(3名)とあわせて人事委員会の構成委員となる(委員長は学部長)。教員の採用については、学科会議において説明がなされるものの、人事委員会の所掌事項であるため、議論することはない。昇任人事についても、人事委員会の所掌事項であり、候補者の内申を学科において議論することはない。教員の採用・昇格の手続き等については、本学科ではなく、本短期大学部長を委員長とする本短期大学部人事委員会において定期的に見直しを行い、改善を図っている。また、岩手県立大学全体として「公立大学法人岩手県立大学人事委員会規程」(資料 3-2)による人事委員会を設置し、教員定数管理計画、採用・昇格、表彰および懲戒に関する事項を審議することとしている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

1) 大学全体

本学では、研究面において「学部プロジェクト研究」と称する学科横断的に複数名の学部教員が主体となる研究体制や「研究成果発表支援費」による研究発表に対する独自の支援体制により、毎年、教員の研究に対するモチベーションを高める取り組みを行っている。

また、平成17年以来教員業績評価を行っていたが、教員のモチベーションの向上を図り、本学の教育、研究、大学運営、および社会・地域貢献に係る諸活動を活性化させるとともに、本学の理念の実現および中期目標・中期計画の達成に資することを目的として、評価結果を処遇等に反映させた新たな教員業績評価を、平成23年度試行実施し、同24年度より本格実施している(資料3-11)。この教員業績評価は、各教員においては自己の活動を評価し、その改善に活かし、学部長等においては各教員の諸活動の活性化を促し、本学の改善に活用されている。

教員業績評価を客観的かつ公平に実施するため、教員業績評価委員会が置かれ、教員業績評価の実施、異議申立て、実施方法の改善等を所掌している。教員業績評価については、中期計画に盛り込まれており、毎年度の計画に基づき取り組みを行い、法人評価委員会の評価を受けることで検証を行っている。

また、「公立大学法人岩手県立大学職員表彰規程」(資料 3-12) および「公立大学法人岩手県立大学職員表彰実施細則」(資料 3-13) に基づき、理事長表彰、学長表彰および学部長表彰を実施している。

理事長表彰には、法人の職員として在職している期間が引き続き 25 年以上であり、かつ、 その勤務成績が優良である者に対して行う永年勤続表彰と法人の業務に関する分野におい て特に顕著な事績があり、理事長が表彰に値すると認める職員および職員の団体に対して 行う特別表彰がある。

学長表彰は、教育、研究、学内運営および地域貢献等の各々の分野において特に顕著な 事績があり、他の教職員の模範となる教職員および教職員の団体に対して行っており、表 彰対象者は、部局長の推薦に基づき学長が選考している。

部局長表彰は、教育、研究、学内運営および地域貢献等の各々の分野において顕著な事績があり、所属教職員の模範となる教職員および教職員の団体に対して行うこととしており、また、表彰した教職員および教職員の団体については、学長表彰の候補者として学長に推薦することができることとされている。

このほか、教員の資質向上を図るため、新採用教員については採用時オリエンテーション (4月)において、建学の理念、組織、中期目標・計画等についての研修(資料 3-14)を行うとともに、全教員に対しては、年度当初に「学長メッセージ」を開催して当該年度の大学運営について説明会を実施し、毎年度後期において次年度に向けた大学運営および予算編成方針についての説明会を行っている(資料 3-15、資料 3-16)。

本学のFD活動は、平成17年度に岩手県立大学各学部等のFD担当者による「FDミーティング」を設置し、FDフォーラムへの参加やFD研修会を実施するとともに、FD活動を活性化するための課題の整理等を行うことから始まった。後に、FDミーティングは「教務・FD推進委員会」と改称し、①短中期のFD活動アクションプランの策定、②教

育内容・教育方法の向上に向けた組織的FD活動の企画・推進、③授業評価の効果的な実施方法の検討・分析、④シラバスの改善その他を所掌している。

学生による授業評価は平成 13 年度の後期から開始し、平成 16 年度は分析方法の見直しや評価項目の再検討を行うため休止したが、平成 17 年度から再開し、教務・F D 推進委員会(現在、高等教育推進会議と変更。以下同様。)が主体となって、調査項目の拡充、調査方法の電子化への変更などの見直しを行いながら実施している。評価の対象は、演習、実験、実習を含めた開講全科目である。評価項目は、授業への関心、シラバスと授業内容の適合性、教授方法、授業の内容量、教員の熱意等 10 項目のほかに、自由記述欄を 3 項目設けている。調査は、担当教員の授業内に、学生がマークシート方式の調査票に記入する形式で行う。評価の結果は、データ化したうえで担当教員に提示され、各担当教員が分析して改善点をまとめるともに、それをWEB上で公開(資料 3-17)している。また、本短期大学部全体の「学生による授業評価」の結果は、教務委員会において分析され、教授会において報告(資料 3-18)されて、教職員間で共有を図っている。

平成 18 年度から、F D活動の一環として、各教員が実践する授業方法の工夫等を公開し、あるいは他の教員の授業方法を参考にすることにより、授業方法の改善を促進することを目的として、同意を得られた科目について教員間相互授業聴講を実施している。平成 23 年度からは、本学独自の取り組みとして、授業参観者と授業担当者との間で、意見交換を行い、お互いの授業の改善に役立てている。

本学においては、教務委員長が教務・FD推進委員会に参加して、岩手県立大学全体で行う取り組みについて計画、推進するとともに、教授会、学科・専攻会議等の機会を利用して、本学教員の意識の向上を図っている。また、教務委員会は、FD活動に定評のある短期大学において研修を行い、その活動内容等を研究報告書で公表(資料 3-19)している。本学独自のFD活動としては、平成22年度から外部講師による「FD講演会」(資料3-20)とともに、全学で使用される「学生による授業評価」の調査票に、必ず1つ以上、各教員独自の質問事項(資料3-21)を追加してもらい、それぞれの授業に応じた授業評価の実施をしている。また、「学生による授業評価」とは別に、卒業時に独自の卒業研究(専門演習)アンケート調査を実施し、集計した結果を各教員へフィードバックし、次年度の卒業研究(専門演習)の指導改善に活用している。

本学のFD活動に関しては、平成20年に受審した大学基準協会による認証評価結果において、「組織的なFD活動を活発に行うことが望まれる。」との指摘を受けた。そのため、FD活動を組織的に実施する本学の組織として教務委員会を明確に位置づけ、委員会が中心となり岩手県立大学全体のFD活動の推進と同時に本学独自のFD活動の企画・運営・評価をすることとした。平成24年には、本学のFD活動について、大学基準協会から改善されているとの報告を受けた(資料3-22)。

また、高等教育推進センターにおける全学的な取り組みとして、平成 25 年度には全教職員を対象として大学の歴史や高等教育政策全般をテーマとした F D・ S Dセミナーを企画・開催するとともに(資料 3-23)、基盤教育改革・大学改革全般のためのタスクフォースや高等教育推進会議を設置し、学部等を超えて本学の基盤教育・学士課程教育が抱える問題を調査・検討し、授業改善のみならずメゾレベル・マクロレベルの改革を推進している(資料 3-24)。

さらに、研究および教育のための長期研修制度として、サバティカル研修制度を平成 25 年度に創設し、平成 26 年度より募集を開始している (資料 3-25)。

教員組織については、必要に応じて学内会議や全学委員会などの見直しを行いながら機能強化を図っており、法人評価における毎年度の計画策定と実績評価を行うことにより、 その適切性を検証している。

2) 生活科学科

大学全体の方針に基づいて、教員の資質の向上を図る取り組みを行っている。研究については、「学部プロジェクト研究」において専攻ごとに複数の教員が主体となり、震災復興に関する研究を進めるとともに、「研究成果発表支援費」を活用した研究発表を行っている。 FD活動については、授業方法の改善を促進することを目的として、同意を得られた科目について教員間相互授業聴講を実施している。また、平成22年度から外部講師による「FD講演会」(資料3-20)に参加しているほか、全学で使用される「学生による授業評価」の調査票に、必ず1つ以上、各教員独自の質問事項(資料3-21)を追加してもらい、それぞれの授業に応じた授業評価の実施をしている。また、「学生による授業評価」とは別に、卒業時に独自の卒業研究(専門演習)アンケート調査を実施し、集計した結果を各教員へフィードバックし、次年度の卒業研究(専門演習)の指導改善に活用している。

3) 国際文化学科

大学全体の方針に基づいて、教員の資質の向上を図る取り組みを行っている。研究については、「学部プロジェクト研究」において複数の教員が主体となり、震災復興に関する研究に取り組むとともに、「研究成果発表支援費」を活用した研究発表を行っている。FD活動については、授業方法の改善を促進することを目的として、同意を得られた科目について教員間相互授業聴講を実施している。また、平成22年度から外部講師による「FD講演会」(資料3-20)に参加しているほか、全学で使用される「学生による授業評価」の調査票に、必ず1つ以上、各教員独自の質問事項(資料3-21)を追加してもらい、それぞれの授業に応じた授業評価の実施をしている。また、「学生による授業評価」とは別に、卒業時に独自の卒業研究アンケート調査を実施し、集計した結果を各教員へフィードバックし、次年度の卒業研究の指導改善に活用している。

(5) 短期大学と併設大学との関係は適切であるか。

1) 大学全体

本学と併設大学との関係としては、併設大学(四年制)とお互いに不足する分野について、非常勤講師の人的交流を行っている。併設大学(四年制)では本学の9名の教員が、本学では大学(四年制)の29名の教員がそれぞれ非常勤講師として講義を担当している。

2) 生活科学科

7名の教員が併設大学の非常勤講師として講義を担当し、人的交流を行っている。

3) 国際文化学科

2名の教員が併設大学の非常勤講師として講義を担当し、人的交流を行っている。

2. 点検・評価

●基準3の充足状況

本学では、第二期中期計画において掲げられた方針のもと、教員組織を編制している。 また、教員の研究に対するモチベーションを高めるための研究体制の整備や、講演会等の 各FD活動を実施していることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

本学の専任教員1人あたりの在籍学生数は8.6名で少人数教育を実践しており、理念・ 目的・教育目標を達成するために適切な体制が確保できている。

教員数については、生活科学科、国際文化学科ともに、短期大学設置基準上必要とされる専任教員数を上回り、専兼比率、特に専門科目では 75%の科目を専任教員が担当しており、学生による満足度調査 (資料 3-26) においても高い評価を得ている。

また、本学教員は、非常勤講師として併設大学(四年制)の講義を担当しているが、本学の運営上の支障やカリキュラム上の支障のない範囲内で適切に行われている。このことにより法人内の1大学2短大の一体感の醸成につなげている。

②改善すべき事項

1) 大学全体

国際文化学科においては、職階別にみても専任教員の年齢層が高くなっており、将来を 見据えた教員の確保を行う必要がある。

また、本学の教員研究組織を活性化させていくために、地域が求める課題を的確に整理し、社会から信頼され、さらに広く認められるような社会貢献活動を継続する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

本学の理念・目的・教育目標を達成するために、引き続き少人数教育体制を維持するとと もに、教育・研究における併設大学との連携を維持し、法人内の1大学2短大が一体となっ て、学生にとって満足度の高い教育等を実践している。

②改善すべき事項

1) 大学全体

国際文化学科においては、若手教員を採用し、バランスの取れた教員組織を構築してい く。また、ホームページ等を活用して教員の研究業績を広く公表し、産学官との連携によ る社会貢献活動を行っていく。

4. 根拠資料

- 資料 3-1 公立大学法人岩手県立大学組織規則 (既出 1-18)
- 資料 3-2 公立大学法人岩手県立大学人事委員会規程
- 資料 3-3 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)
- 資料 3-4 公立大学法人岩手県立大学職員就業規則
- 資料 3-5 公立大学法人岩手県立大学教員選考基準
- 資料 3-6 教員選考手続内規
- 資料 3-7 岩手県立大学盛岡短期大学部教員選考内規
- 資料 3-8 岩手県立大学盛岡短期大学部学則(既出 1-2)
- 資料 3-9 平成 26 年度 「履修の手引き」(既出 1-3)
- 資料 3-10 教員個人調書·業績報告書
- 資料 3-11 公立大学法人岩手県立大学教員業績評価要綱
- 資料 3-12 公立大学法人岩手県立大学職員表彰規程
- 資料 3-13 公立大学法人岩手県立大学職員表彰実施細則
- 資料 3-14 平成 26 年度新採用教職員ガイダンス 次第
- 資料 3-15 学長メッセージ次第
- 資料 3-16 大学運営説明会次第
- 資料 3-17 学生による授業評価自己点検票
- 資料 3-18 学生による授業評価(盛岡短期大学部自己評価結果報告、教授会資料)
- 資料 3-19 他大学のFD活動報告(研究紀要)
- 資料 3-20 外部講師による「FD講演会」
- 資料 3-21 各教員付加項目一覧
- 資料 3-22 平成 24 年度「改善報告書検討結果」
- 資料 3-23 平成 25 年度 F D · S D セミナー
- 資料 3-24 高等教育推進会議設置要綱
- 資料 3-25 サバティカル研修に関する要綱
- 資料 3-26 学生満足度調査結果(盛岡短期大学部独自調査)
- 《以下、必須根拠資料:本文中には特に引用していないが、本基準全体に関わる資料。》
- 資料 3-27 専任教員の教育・研究業績
- 資料 3-28 岩手県立大学等教授会規程
- 資料 3-29 初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則
- 資料 3-30 教員の年齢構成
- 資料 3-31 専門教育の必修科目のうち専任教員が担当する科目の比率

IV-I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

IV. 教育内容・方法・成果

(IV-I)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

1) 大学全体

本学では、岩手県立大学の建学の理念、教育の特色を踏まえ、教養教育と密接な関連を保ちながら専門の学芸を教授し、豊かな感性を身につけた有為な職能的社会人を育成するとともに、地域社会の発展、国際社会の発展に寄与できる人材の育成を図ること(学則第1条)を方針として、生活科学科および国際文化学科において、それぞれの教育目的を学則に定めている(資料 4-1-1)。

生活科学科の教育目的は、「人間生活の「衣」「食」「住」に関する高度な技術と見識を持ち、さまざまな社会問題を解決して、かつ地域に対する貢献をなしうる能力も持った人材の育成」である(学則(資料 4-1-1)第 3 条第 3 項)。国際文化学科の教育目的は、「西洋・アジア及び日本の多様な文化や交流の歴史を理解し、これを尊重する豊かな人間性と国際感覚を身につけ、また、異なる文化圏に生きる他者と正しくコミュニケーションできる能力を涵養することを通し、地域文化の振興及び国際化に貢献できる人材の育成」である(学則(資料 4-1-1)第 3 条第 3 項)。本学では両学科それぞれの教育目的を踏まえ、生活科学科生活科学専攻、生活科学科食物栄養学専攻および国際文化学科においてディプロマ・ポリシーを定めている(資料 4-1-2)。

2) 生活科学科

2-1) 生活科学科生活科学専攻

生活科学科生活科学専攻では、近年の環境問題や次世代に受け継ぐエネルギー問題を住環境と衣環境と融合して考え、「こうした社会問題に対応できる問題解決能力に優れた人材の育成、ならびに、幅広い教養に関する知見をも融合し、もって現在よりもさらに多様化が予測される将来の生活を、自ら考え、そして作り出せる人材の養成」を教育理念としている(資料 4-1-3 p. 1)。その教育目標として、「人間生活の「住」と「衣」に関する高度な技術と見識を持って、さまざまな社会問題を解決し、かつ地域に対する貢献をなしうる即戦的能力を持った人材の育成を目指し、社会が要請する諸資格を得られるような「実学」をも重視する教育」を掲げている(資料 4-1-3 p. 1)。

この教育理念・目標に基づき、「1 住環境と衣環境を融合した生活の実践力と幅広い教養を身につけ、多様化する将来の生活を自ら考え構築できる人材」「2 地域の環境・気候風土に根ざした適切な住居をデザインできる人材」の育成を図ると定めている。また、「学生が卒業までに身につけるべき能力」として、「1 人間一衣服一住居一地域の関わりを理解し、多様化する将来の生活を自ら考えて取り組むことができる。」「2 地域の環境・気候風土に根ざした住居をデザインできる。」「3 自然環境と衣環境に調和し、身体機能に適した衣生活を実践できる。」の3つを挙げている。そして、2年以上在学し合計68単位以上修得した学生を、上記能力を備えた者とし、短期大学士(生活科学)を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している。

2-2) 生活科学科食物栄養学専攻

生活科学科食物栄養学専攻では、「自らが生涯にわたって健康で活動的な充実した人生を送ることができるように、健康科学の専門的な知識・技術を習得するとともに、広く食について学び、日々の生活に生かすことのできる能力を養う教育」を理念としている。この理念を受けて、食物栄養学専攻において「栄養士免許を取得するために必要な科目を中心にカリキュラムを組み、より良い方向へ食生活を支援する知識と技術を備えた社会に貢献できる人材の育成」を教育目標としている(資料 4-1-3 p. 2)。

この教育理念・目標に基づき、「1 食に関する科学の基礎から応用までを体系的に理解し、食生活を支える知識と技術を習得し、科学的な思考や実践に対応できる力を身につけた人材」「2 食生活をより良い方向へ支援する専門的知識や技術、実践能力を兼ね備えた、栄養士として社会に貢献できる人材」の育成を図ると定めている。また、「学生が卒業までに身につけるべき能力」として「1 食に関する学問的知識を修得し、それを日常の生活において活かしていくことができる。」「2 栄養士として必要な専門的知識や技術を身につけ、専門職として活躍できる。」「3 問題解決のための能力や実践力を身につけ、食に関する分野において社会の発展に寄与できる。」の3つを挙げている。そして、2年以上在学し合計65単位以上修得した学生を、上記能力を備えた者とし、短期大学士(生活科学)を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している。

3) 国際文化学科

国際文化学科では、豊かな人間性と国際感覚とをあわせもった、社会に価値ある人材を育成するために、「西洋・アジア及び日本の多様な文化や交流の歴史を幅広く理解し、これを尊重する豊かな国際感覚を身につけた、良識ある人材を育成する。」「自らが生活する地域とそれが持つ文化の諸相をより深く理解し、地域文化の振興や地域の国際化に積極的に寄与する人材を育成する。」「豊かで実践的なコミュニケーション能力を身につけ、主体的に考え発信できる自立した人材を育成する。」の3点を教育理念・目標として掲げている(資料4-1-3 p.3)。

この教育理念・目標に基づき、「自他の文化を正しく理解したうえで、他者と正しくコミュニケーションできる能力を備えた、豊かな人間性と国際感覚とを併せ持った、社会に価値ある人材、地域の国際化に貢献できる人材」の育成を図ると定めている。また、「学生が卒業までに身につけるべき能力」として「1 西洋・アジア及び日本の多様な文化や交流の歴史を幅広く理解し、これを尊重する豊かな国際感覚と良識をもつことができる。」「2 自らが生活する地域とそれが持つ文化の諸相をより深く理解し、地域文化の振興や地域の国際化に積極的に寄与できる。」「3 自立した社会人として、豊かで実践的なコミュニケーション能力を身につけ、主体的に考え発言できる。」の3つを挙げている。そして、2年以上在学し合計68単位以上修得した学生を、上記能力を備えた者とし、短期大学士(国際文化)を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

1) 大学全体

本学では、教育目標およびディプロマ・ポリシーに基づき生活科学科生活科学専攻、生活科学科食物栄養学専攻および国際文化学科それぞれにおいて、カリキュラム・ポリシーを定めている(資料 4-1-2)。

2) 生活科学科

2-1)生活科学科生活科学専攻

生活科学科生活科学専攻では、教育目標およびディプロマ・ポリシーに則り、人間一衣服一住居一地域の関わりを理解し、多様化する将来の生活を自ら考えて、取り組むことができる人材の育成を目指して教育課程を共通科目・基礎専門科目・専門科目・実践科目の4つの科目群で構成するとしている。

第1に「共通科目」については、「生活科学科の基幹となる科目であり、社会生活を送るうえで必要となる豊かな人間性と幅広い教養を身につけるとともに、さまざまな学問分野の学び方に触れ、それを専門分野の修学に応用できるように配慮」しつつ、「専門科目の理解に資する観点も加味し、人間、生活、文化、社会との関連性を重視するとともに、健康で豊かな人生を創造していくうえでの知識や技術を身につけ、心身の健康を養い、情報化の進展に対応した教育」を行うとしている。

第2に「基礎専門科目」および「専門科目」については、「人間生活とそれを取り巻く生活環境としての住居(インテリアを含む)と衣服とを総合的に理解するとともに、我々の生活自体が環境に及ぼす影響や今後の望ましい生活環境のあり方を考えるため、住居と衣服を中心とした科目、及び地域社会や高齢社会を理解するための科目で構成」するとしている。「講義と演習、実験、自習を通じ、住居と衣服について科学的かつ多角的、総合的にとらえながら実生活に応用できる能力と技術を習得する」ことを目指している。また、「住居に関する科目を通して、二級建築士及び木造建築士の受験に必要な知識と技術を学ぶ」とともに、「ゼミ形式で行われる「卒業研究」では、教員の専門研究領域に応じたテーマの研究を通して、計画力、問題解決能力、実践力」などを培うとしている。

第3に「社会での実践運用に備え、ビジネス実務に関する科目」として、「実践科目」を 開講することとしている。

2-2)生活科学科食物栄養学専攻

生活科学科食物栄養学専攻では、教育目標およびディプロマ・ポリシーに基づき、教育 課程を以下の共通科目・基礎専門科目・専門科目・実践科目の4つの科目群で構成すると している。

第1に「共通科目」については、「生活科学科の基幹となる科目であり、社会生活を送るうえで必要となる豊かな人間性と幅広い教養を身につけるとともに、さまざまな学問分野の学び方に触れ、それを専門分野の修学に応用できるように配慮」しつつ、「専門科目の理解に資する観点も加味し、人間、生活、文化、社会との関連性を重視するとともに、健康で豊かな人生を創造していくうえでの知識や技術を身につけ、心身の健康を養い、情報化の進展に対応した教育」を行うこととしている。

第2に「基礎専門科目」については、「現代人の食生活や環境について理解するための科目、及び、生命と健康について学ぶ上で基礎となる科目で構成」するとし、「専門科目を履修する前に必要な考え方について」学ぶこととしている。

第3に「専門科目」については、「栄養士の免許を取得するために必要な科目を中心に構成」するとし、「おもに身体の構造や機能、食品の化学的性質を知り、食品に含まれる栄養素の働きなどを学び、「食による生活習慣病」を予防し、ライフステージや病態に沿った栄養管理ができる能力と技術を習得」することを目指している。「栄養学の基礎や応用、栄養教育、特定給食施設の管理・運営などの講義や実習を通して、栄養士の業務に関わる知識と技術」について学ぶとともに、「ゼミ形式で行われる「専門演習」では、教員の専門研究領域に応じたテーマの研究を通して、計画力、問題解決能力、実践力」などを培うこととしている。

第4に社会での実践運用に備え、ビジネス実務に関する科目として、「実践科目」を開講することとしている。

なお、本学は栄養士養成施設でもあり、教育課程の編成にあたり、栄養士免許施行規則 に定める科目区分等に則っている。

3) 国際文化学科

国際文化学科の教育課程は、教育目標およびディプロマ・ポリシーに基づき、教養科目・ キャリアデザイン科目・基礎専門科目・専門科目・実践科目の5つの科目群で構成すると している。

第1に「教養科目」については、「それ自体が独立した科目群であるとともに、専門科目での文化理解に必要とされる基礎的な視座」を養い、「人間への理解、社会への理解などが総体的に促されるとともに、実り豊かな人生を創造していく上で欠かすことのできない知性と教養」を磨くこととしている。

第2に、「自己についての理解を深め、人生観・職業観を確立すること」をねらいとし、 自らのキャリアをデザインできるようになるための科目として、「キャリアデザイン科目」 を設けることとしている。

第3に「基礎専門科目」については、「日本、地域及び諸外国の文化に関する専門科目の履修に備え、文化に対する幅広い思考力、判断力を養うとともに、研究調査、プレゼンテーション、言葉による表現能力といったコミュニケーションスキルの向上を目指す科目を多く配置し、少人数クラスによる実践的指導」を行うこととしている。

第4に「専門科目」については、「「西洋」「アジア」「日本」の各文化領域及びそれらを横断的に把握する「比較文化」の各領域の科目」から構成することとしている。これら専門科目では、「自らの興味と問題意識に関わる文化領域を核としながら、それ以外の各領域の科目を横断的に履修すること」を可能にするとしている。また、「概論から研究法、さらには多様な演習授業へと、学習の進展に従って段階的に履修」できるように工夫するとしており、「卒業研究とも連動させながら、文化に対する思考の実践的な深化」を目指している。さらに、履修の集大成としての「卒業研究」では、「各自が提出したテーマに基づいてそれぞれ専門とする教員のもとで、他の文化領域と有機的連関を図りながら、ゼミ形式で調査研究を進めるもので、2年次進級とともに開始」するとしている。

第5に「実践科目」については、「社会での実践運用に備え、情報処理、ビジネス実務、 ビジネス英語などの科目」を開設することとしている。

(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学構成員(教職員及び学生等)に周知し、社会に公表しているか。

1) 大学全体

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの周知・公表の取り組みは、 学科専攻単位ではなく、大学全体として行われている。

本学の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、『履修の手引き』と学外ホームページで公表している。教育目標等は、オリエンテーションを通じて学生に周知している。教職員については、教授会等や『履修の手引き』によって周知している。

2) 生活科学科

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの周知・公表の取り組みは、 学科専攻単位ではなく、大学全体として行われている。本学科専攻の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、『履修の手引き』と学外ホームページで公表されている。教育目標等は、オリエンテーションを通じて学生に周知している。教職員については、教授会、学科会議や専攻会議のほか、『履修の手引き』によって周知している。

3) 国際文化学科

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの周知・公表の取り組みは、 学科単位ではなく、大学全体として行われている。本学科の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、『履修の手引き』と学外ホームページで公表されている。 教育目標等は、オリエンテーションを通じて学生に周知している。教職員については、教授会、学科会議等のほか、『履修の手引き』によって周知している。

(4)教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に 検証を行っているか。

1) 大学全体

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性の検証は、学科専 攻単位ではなく、大学全体として行われている。

教育目標等の適切性の検証については、教授会の諮問機関である教務委員会が中心となり、定期的に行っている。その手続きとしては、各学科専攻の教務委員と生活科学科においては各専攻代表、国際文化学科においては学科長を中心とするワーキンググループを設置し、教育目標とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性について検証することとしている。その検証結果は、各学科専攻のほか、教務委員会において審議されたうえで、教授会で審議される。教育目標等の改正がある場合には、教授会の議を経て、岩手県立大学合同教育研究会議において審議される手続きとしている。

また、例年実施している「新入学者アンケート」(資料 4-1-4)、「2年次生アンケート」

(資料 4-1-5)、「卒業年次生学生生活アンケート」(資料 4-1-6) で教育目標等に関連する質問項目をいくつか掲げており、検証のさいに利用している。加えて、中期計画 (NO.8) に「学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) と整合性のある体系的な教育課程を編成するとともに、定期的にカリキュラムと学習成果の検証を行う。」を掲げており、各年度計画に対する評価のプロセスにおいてその適切性を検証する仕組みも構築している (資料 4-1-7 計画項目【8】)。

2) 生活科学科

教育目標等の適切性の検証は、教務委員が中心となり、各年度計画に対する評価プロセスを通して定期的に行っている。その手続きについては、各専攻代表を中心とするワーキンググループを設置し、教育目標とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性について検証することとしている。その検証結果は、学科専攻のほか、教務委員会において審議されたうえで、教授会で審議される。教育目標等の改正がある場合には、教授会の議を経て、岩手県立大学合同教育研究会議において審議される手続きとしている。

3) 国際文化学科

教育目標等の適切性の検証は、教務委員が中心となり、各年度計画に対する評価プロセスを通して定期的に行っている。その手続きについては、学科長を中心とするワーキンググループを設置し、教育目標とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性について検証することとしている。その検証結果は、学科会議のほか、教務委員会において審議されたうえで、教授会で審議される。教育目標等の改正がある場合には、教授会の議を経て、岩手県立大学合同教育研究会議において審議される手続きとしている。

2. 点検・評価

●基準4-1の充足状況

本学は、学則において建学の理念、教育の特色を踏まえた方針、教育目的を定め、教育目的に基づいた、学位授与方針およびカリキュラム・ポリシーを定めている。また、学内各委員会等において学位授与方針等の適切性について検証していることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

2年次生アンケートにおける「入学後、1年を経過して、所属する学部の教育目標や特色を理解しているか」の問いに対して、肯定的回答(「よく理解している」「だいたい理解している」)が、生活科学科では 2011 年度 70.8%、2012 年度 73.3%、2013 年度 72.5%の後、2014 年度には 80.4%と割合が上がっている。また、「本学を卒業するまでに履修すべき科目や修得すべき知識・能力について知っていますか」の問いに対する肯定的回答は、生活科学科では同じく 95.8%、95.6%、88.2%、98.0%と、国際文化学科では同じく 81.3%、90.5%、90.7%、82.9%と高い割合で推移しており、入学後履修すべき科目や修得すべき知識・能力の周知がなされている。

②改善すべき事項

1) 大学全体

本学の教育目標等は『履修の手引き』と学外ホームページで公表している一方、『大学案内』には掲載されていない。

2年次生アンケートにおける「受験や入学の際、あなたは本学の建学の理念や教育の特色を知っていましたか」の問いに対する肯定的回答は、生活科学科では 2011 年度 29.2%、2012 年度 44.4%、2013 年度 41.2%、2014 年度 45.1%と、国際文化学科では同じく 50.0%、45.2%、44.4%、37.1%と推移している。生活科学科で上昇傾向は見られるものの、両学科において 50%を切っており、大学全体の建学の理念や教育の特色の周知は不十分である。

また、2年次生アンケートにおける「受験や進学の際、あなたは選択した学部の教育目標や特色を知っていましたか」の問いに対する肯定的回答は、国際文化学科では2011年度56.3%、2012年度71.4%、2013年度64.8%、2014年度55.7%と推移し、ここ2年間低下している。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

教育目標等、卒業するまでに履修すべき科目や修得すべき知識・能力について、全体的には、周知が進んでいると考えているが、肯定的回答の割合が低下している国際文化学科も含め、両学科とも学生が入学後も教育目標やディプロマ・ポリシーで掲げる「卒業までに身につけるべき能力」を繰り返し再確認できるような周知方法をさらに検討する。

②改善すべき事項

1) 大学全体

『大学案内』へのディプロマ・ポリシー等の掲載について検討するとともに、大学全体の建学の精神や教育の特色、学科の教育目標や特色およびディプロマ・ポリシー等の関係性が把握できるよう、一体的で体系的な周知の方法を検討する。

4. 根拠資料

資料 4-1-1 岩手県立大学盛岡短期大学部学則 (既出 1-2)

資料 4-1-2 学外向けホームページ 岩手県立大学盛岡短期大学部ディプロマ・ポリシー 一及びカリキュラム・ポリシー

http://www.iwate-pu.ac.jp/information/edu-information/dc-moritan-policy.html

資料 4-1-3 平成 26 年度 履修の手引き (既出 1-3)

資料 4-1-4 2014(H26)年度新入学者アンケート 集計結果報告書(既出 1-12)

資料 4-1-5 2014 (H26) 年度 2 年次生アンケート 集計結果報告書 (既出 1-13)

資料 4-1-6 2013 (H25) 年度卒業年次生学生生活アンケート調査結果報告書(既出 1-14)

資料 4-1-7 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)

IV. 教育内容・方法・成果(IV-II) 教育課程・教育内容

1. 現状説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に 編成しているか。

1) 大学全体

前述のカリキュラム・ポリシーに基づき、各学科・専攻は、専門領域に応じた必要な科目を、科目内容の順次性や学習効果に十分に配慮し開設している。専門知識の修得を目指す科目のほか、「キャリアデザイン」をはじめとする演習、実習科目を通じて倫理性を培うべく、科目を配置している。

2) 生活科学科

生活科学科は、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を「共通科目」「基礎専門科目」「専門科目」「実践科目」の4領域に分け、授業科目を配置している。「共通科目」と「実践科目」は、生活科学科生活科学専攻と食物栄養学専攻の両専攻で共通の内容である(資料 4-2-1 p. 21)。

「共通科目」は、高度化する各専門分野の効果的・効率的な理解・応用に役立つ基礎的な知識、技術の修得を目指すとともに、社会生活を送るうえで必要となる豊かな人間性と幅広い教養を身につけることを目標とし、生活科学科のベースとして位置づけられ、「基礎科目」「教養科目」「外国語関係科目」で構成されている。学科教育の基幹や学科横断的な科目である「基礎科目」は1年次前・後期に4科目6単位(すべて必修)を、幅広い教養を身につける「教養科目」は1年次から2年次前期にかけて12科目23単位を、外国の言語や文化に触れる「外国語関係科目」は1年次前・後期を中心に16科目32単位を配当している。

「実践科目」は、卒業後に社会で応用できる能力を獲得するキャリア支援教育のための科目であり、早期にそうした能力を身につけさせるため、1年次前・後期に2科目4単位を配当している。

2-1)生活科学科生活科学専攻

カリキュラム・ポリシーに基づき本専攻に配置している科目区分のうち、専門教育を担う「基礎専門科目」と「専門科目」は、人間生活と生活環境およびその背景をなす地域社会・高齢社会を理解し自ら作り出すことができる「衣」と「住」のエキスパートを養成するため、住分野と衣分野からなる科目群に分けられる。

住分野の「基礎専門科目」・「専門科目」には、建築・住宅・都市計画系科目、設計演習・実技系科目、歴史・意匠系科目、建築環境工学・建築設備系科目、住宅一般構造系科目、構造力学系科目、材料施工・建築生産系科目、建築法規系科目など 27 科目を配置している。そのほか建築にかかわる数理的能力を養成する科目(基礎数学)や、エネルギー・環境保全、高齢社会への対応について学ぶ科目(ライフスタイルと環境、社会福祉論、老年学等)を適切に配置している。衣分野の「基礎専門科目」・「専門科目」には、被服材料学(衣服材料学および実験等)、被服整理学(洗浄科学および実験等)、被服構

成学(衣造形論および実習等)を万遍なく配置している。

授業科目の配置については、「専門基礎科目」を1年前・後期を中心に配置し、「専門科目」を1年次後期から2年次後期にかけて配当している。また講義科目から演習・実習・実験科目の順に配当し、一部の授業科目には先修条件を設けるなど順次性に配慮すると同時に、相互の科目の関連性に配慮しながら効果的履修ができるよう配置している。生活科学専攻の科目区分ごとの卒業要件単位数は、総計68単位中、共通科目17単位(25.0%)、基礎専門科目23単位(33.8%)、専門科目28単位(41.2%)となっている。なお、二級建築士および木造建築士受験資格を得るためには、基礎専門科目と専門科目を合わせて47単位の履修が必要となるため、卒業要件単位数が93単位となる(資料4-2-1 p.22-23)。

2-2)生活科学科食物栄養学専攻

カリキュラム・ポリシーに基づき本専攻に配置している科目区分のうち、「専門基礎科目」は専攻の専門教育の基礎となる科目であり、5科目9単位を配当している。「専門科目」には48科目を配当し、栄養士免許を取得するために定められた科目を中心に「社会生活と健康」(6科目)、「人体の構造と機能」(6科目)、「食品と衛生」(7科目)、「栄養と健康」(7科目)、「栄養の指導」(5科目)、「給食の運営」(9科目)の6領域から構成している。また、「専門演習」は2年間で修得してきたことの集大成となる科目として位置づけ、設定している。

授業科目の配置については、「専門基礎科目」を1年次前・後期を中心に、「専門科目」はいずれの領域も1年次後期から2年次後期を中心に、「専門演習」は2年次前・後期に配当することに加え、一部の授業科目では先修条件を設けるなど、学年学期の進行とともに知識や技能が段階的に蓄積するよう順次性に配慮している。講義では概論、総論および各論の順に基礎から応用にわたる範囲の知識を学び、学んだ知識を実験、実習および演習を通して理解を深め、段階を踏みながら応用力が身につくように構成している。

1年次前期は専門領域を学ぶための導入時期として、講義を中心に様々な角度から「人間」について学び、1年次後期では専門領域の基礎的な知識を講義、実験および実習を通して学び、2年次前期は栄養士として実践で必要な知識や技能を講義や実習を主として集中的に学び、2年次後期は「人間・食・健康」について総括的に捉え、学ぶことができるように編成し、教育課程を体系的に編成している。また、学生を早い時期から実験や実習に慣れさせるために、1年次前期から実験および実習科目を1科目ずつ取り入れ、1年次後期からの本格的な実験・実習を円滑に取り組めるようにしている。

卒業に必要な単位に加えて所定の科目の単位を修得することにより栄養士免許を取得することができる(学則(資料 4-2-2)第 34 条)。免許取得に必要な単位と卒業に必要な単位は約 8 割の科目が重複しているので、学生にとっては過重な負担がかかることなく免許が取得できる構成となっている(資料 4-2-1 p.24-25)。

食物栄養学専攻の科目区分ごとの卒業要件単位数は、総計 65 単位中、共通科目 17 単位 (26.2%)、基礎専門科目 5 単位 (7.7%)、専門科目 43 単位 (66.2%) となっている。また、栄養士免許を取得するためには、専門科目 60 単位の履修が必要となるため、卒業要件単位数が 82 単位になる (資料 4-2-1 p. 25-26)。

3) 国際文化学科

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育を担う「基盤科目」(13 科目)と専門教育を担う「専門科目」(70 科目)で構成されている。

「基盤科目」は専門科目での文化理解に必要とされる基礎的な視座を養うための科目である「教養科目」(11 科目)と高等学校から短期大学への学び方の移行を学生が習得するのを助けつつ、自己理解の深化、人生観・職業観の確立によって、自らのキャリアをデザインできるようにし、さらに就職活動への備えをさせることを目指す「キャリアデザイン科目」(2 科目)から構成されている。

「専門科目」は学科教育の基本となる文化や言語に関する基礎を提供する「基礎専門科目」(19 科目)、「西洋」「アジア」「日本」の各文化領域、およびそれらを横断的に把握する「比較文化」の各領域の科目から構成されている「専門科目」(51 科目) および卒業後に社会で応用できる能力を獲得する、キャリア支援教育のための科目である「実践科目」(6 科目) から編成されており、体系的な教育課程を構成している(資料 4-2-1 pp. 27-29)。

授業科目の配置については、「教養科目」を1年次前・後期を中心に、「キャリアデザイン科目」を1年次前・後期に、「専門基礎科目」を1年前・後期を中心に、「専門科目」を1~2年次前・後期にわたって配当している。基礎的な授業科目を1年次前・後期に配当しているほか、「専門科目」においても、文化領域ごとに「〇〇の文化と思想」という科目名の概論が1年次に、「〇〇研究法」が2年次前期に、さらには多様な演習授業が2年後期に開講されており、学習の進展にしたがって段階性・順次性をもって履修できるように工夫されている。また、一部の授業科目には先修条件を設けている。

国際文化学科の科目区分ごとの卒業要件単位数は、総計 68 単位中、基盤科目 12 単位 (17.6%)、基礎専門科目 28 単位 (41.2%)、専門科目 24 単位 (35.3%)、実践科目 4 単位 (5.9%) となっている (資料 4-2-1 p.29)。

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

1) 大学全体

教育課程は、学科専攻ごとのカリキュラム・ポリシーに基づいて編成されている。従って、その検証は学科専攻ごとに行われ、公立大学法人岩手県立大学全体で実施されている「新入学者アンケート」「2年次生アンケート」「卒業年次生学生生活アンケート」などの結果も利用しながら、教務委員会を中心に定期的な見直しと必要に応じた改訂がなされている。

キャリア教育については、第二期中期計画(平成 23~28 年度)で「学生に職業観やヒューマンスキルを身につけさせるキャリア形成科目を充実させる。」を掲げた(資料 4-2-3 No. 5)。平成 23 年度には、学部長のリーダーシップのもと両学科長、将来構想委員、就職・進学委員長、キャリアセンター教職員で構成される就業力育成支援委員会において、就業力育成教育の体系化や学生の就業力を評価するシステムの構築などを行った。その結果を受け、平成 24 年度に教育課程の改定を実施し、平成 25 年度から両学科共通のキャリア支援教育のための科目として、1 年次に「キャリアデザイン I・II」(生活科学科では共通科

目に、国際文化学科では基盤科目に位置づけ)を通年で新設した。「キャリアデザイン I」(1年次前期)の学修目標は、「短期大学での学び方・スキルを理解し、身につける」「雇用形態、業種、職種など、現代社会の職業に関する基礎的な知識を身につける」「自己を理解しキャリア形成意識を醸成させることにより、人生観・職業観を自覚する」の三点である。短期大学での学び方・スキルの部分は、初年次教育的側面ももっている。「キャリアデザイン II」(1年次後期)の学修目標は、「社会人としての基礎力を身につける」「グループワーク等を通じ、協働力、傾聴力、発信力を身につける」「本格的な就職活動の準備ができている」の三点である。

この授業は、就職・進学委員会と連携し、これまで正課外でキャリア支援教育として実施されていた内容を取り込み、ガイダンス的な活動も授業内容に組み入れている。インターンシップの体験や自分の就職活動を2年生が1年生に語る機会も設けられており、2年生にとっても自己理解を深めることを可能にしている。学科専攻合同の授業であるため、各学科専攻およびキャリアセンターの教員からなるワーキンググループが授業内容に責任をもち、毎年内容の見直しを実施している。

本学においても、大学での学びに円滑に移行するため初年次教育強化の必要性の高まりを受け、すでに生活科学科では「生活科学概論」(1年次前期必修)を、国際文化学科では「基礎演習 I・II」(1年前後期必修)を開講している。初年次教育の強化は、法人第二期中期計画において、授業を進めるうえで、他短期大学の状況調査や入学者に不足している学習内容を調査し、リメディアル教育の強化を図ることを挙げ、本学としての組織的な取り組みに向けて検討を進めている(資料 4-2-3 No.5)。

入学前教育は、入学試験委員会(高大連携推進委員)が中心となり企画立案し、推薦入試合格者等の早期入学決定者に対して入学前セミナーを実施している(例年 12 月中下旬頃)。具体的には合格者全員に来学してもらい、在学生も交えて学科・専攻の特色の説明、大学での学び方、入学後の学生生活、サークル活動、寮生活、アルバイト等について説明・懇談を実施するとともに、入学まで取り組む課題(専門分野に関連する書籍の要約、化学等の課題レポート、英文日記など)を渡し、取り組ませている。また、実施主体である入学試験委員会が入学後にアンケートを実施し、入学前教育のセミナー内容や課題の適切性に関する検証を行っている。

2) 生活科学科

また、「実践科目」には「キャリアデザイン I・Ⅱ」(共通科目・基礎科目、1年必修) の応用実践編として、「ビジネス実務総論」および「ビジネス実務演習」を配置し、ビジネ ス実務の詳細や実務を支える個人業務・協働業務、マネジメントの基礎を学ぶ科目を開講 している。

2-1)生活科学科生活科学専攻

「基礎専門科目」には、衣食住の専門分野の基礎を学ぶ科目(5 科目)や、地域社会・ 高齢社会を理解する科目(4 科目)、「住」と「衣」の双方に関連するデザイン領域におけ る造形基礎表現や表現力を養成する科目、製図の基礎を学ぶ科目、主に数理工学的・社会 科学的な分野に関する科目(3 科目)を配置し、専門科目の履修がスムーズかつ適切に行 えるように配慮している。

「専門科目」は、大きく住分野系と衣分野系の科目に分類される。住分野は、設計製図・建築計画・建築環境工学・建築設備、建築材料、建築一般構造、構造力学、建築生産、建築法規に関し二級建築士および木造建築士に準拠した講義科目、演習・実験科目を配置するとともに、積雪寒冷な北東北の気候特性や地域文化に根差した住環境設計に配慮した特色のある科目構成・内容としている。また、建築士法第 15 条および国土交通省告示 740~744 号に基づき申請した国土交通大臣が定める建築に関する科目(指定科目)(建築設計・工事監理等の建築士の業務に関する知識、能力の養成に資するもの)に合致するものとして 27 科目 47 単位が認定されている(資料 4-2-1 p. 23)。

衣分野に関しては、衣服造形や被服材料、繊維洗浄などの講義・実験・演習科目として、 講義3科目、実習3科目、実験2科目を配置している。

また、「住」と「衣」を横断する科目として、「ユニバーサルデザイン論」「インテリアデザイン論」「インテリアデザイン演習」「ライフスタイルと環境」を配置している。

「住」と「衣」のカリキュラムは双方とも履修できるように時間割上設定しており、学生の意欲に応じて双方の分野を万遍なく学ぶことが可能である。さらに、ゼミ形式で行われる卒業研究では、教員の専門研究領域に応じたテーマの研究を通して、計画力、問題解決能力、実践力などを培う内容となっている。

2-2)生活科学科食物栄養学専攻

「専門科目」を履修する前に必要な知識を修得するための科目である「基礎専門科目」について、「生活と経済」「環境科学」では現代人がおかれている社会的環境を学び、「食生活論」では食生活の現況や問題点を、さらに「食品有機化学」では各種専門科目の基盤となる有機化学の基礎を学ぶことを目的として設置している。

「専門科目」は、「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の6領域から構成されている。「社会生活と健康」では、社会や環境と健康との関係を理解するとともに、保健・医療・福祉・介護システムの概要について修得することを目標として「公衆衛生学」「社会福祉論」など6科目を設置している。「人体の構造と機能」では、人体の仕組みについて構造や機能を理解し、食事、運動、休養などの基本的生活活動や環境変化に対する人体の適応について修得することを目標として「解剖生理学」「生化学」「健康管理概論」など6科目を設置している。「食

品と衛生」では、食品の各種成分の栄養特性について理解するとともに、食品の安全性の重要性を認識し、衛生管理の方法について修得することを目標として「食品学」「食品衛生学」など7科目を設置している。「栄養と健康」では、栄養とは何か、その意義と栄養素の代謝および生理的意義を理解するとともに、性、年齢、生活・健康状態等における栄養生理的特徴および各種疾患における基本的な食事療法について修得することを目標として「栄養学」「臨床栄養学」など7科目を設置している。「栄養の指導」では、個人、集団および地域レベルでの栄養指導の基本的な役割や栄養に関する各種統計について理解し、基本的な栄養指導の方法について修得することを目標として「栄養指導論」「公衆栄養学」など5科目を設置している。「給食の運営」では、給食業務を行うために必要な食事の計画や調理を含めた給食サービス提供に関する技術を修得することを目標として「給食管理」「調理学」など9科目を設置している。6領域は、「人間」「食」「健康」との関わりを多角的な視野から捉えるためにそれぞれが密接に関連している。また、「生化学」「臨床栄養学(病理学を含む)」など学生が不得意とする分野や、「給食管理実習」「調理学実習」など栄養士として就業したさいに必要となる分野に単位数を多く割り当て、教育内容の充実を図っている。

3) 国際文化学科

「基盤科目」は、「教養科目」「キャリアデザイン科目」から構成されている。「教養科目」は、専門科目での文化理解に必要とされる基礎的な視座を養うための科目であり、「文学の世界」「数理の世界」「生活と経済」「人間と社会」等 11 科目を配置している。同じく「基盤科目」に配置されている「キャリアデザイン科目」(「キャリアデザイン I・II」)については、大学全体に記載した通りである。

「専門科目」は、「基礎専門科目」「専門科目」「実践科目」から構成されている。「基礎専門科目」では、日本、地域および諸外国の文化に関する専門分野の履修に備え、文化や社会に対する幅広い思考力、判断力を養う科目(「文化人類学」「近代社会論」等)とともに、研究調査、プレゼンテーション、言葉による表現能力といったコミュニケーションスキルの向上を目指す科目(「基礎演習」「コミュニケーション論」等)を多く配置している。また、グローバルな言語としての英語を身につけつつ、自文化を知り、自文化から世界へと発信していくことを目標に、英語と日本語を中心とした科目(「日本語表現」「総合英語」)も基礎専門科目に配置している。また、「国際文化理解演習」では海外研修を実施するともに、事前事後の学修によって研修先のアメリカ・韓国の文化と社会への理解を深め、語学研修中の研究調査、コミュニケーションの充実を図っている。

「専門科目」では、「西洋」「アジア」「日本」の各文化領域、およびそれらを横断的に把握する比較文化の領域ごとに体系的な科目構成が図られている。「専門科目」では、学生自らの興味と問題意識に関わる文化領域を核としながら、それ以外の各領域の科目を横断的に履修することが可能となっている。上述のように、文化領域ごとに「〇〇の文化と思想」、「〇〇研究法」のほか、演習授業を配当するとともに、「専門共通」の科目として隣国アジアの言語を含めた国際機関で通用する6つの言語から第二外国語を選択履修できるよう必要な科目を配置している。さらに、2年間で習得してきたことの集大成として、「卒業研究」を行う。これは、学生各自が提出したテーマに基づいて、それぞれ専

門とする教員のもとで、他の文化領域と有機的連関を図りながら、ゼミ形式で調査研究 を進めるものである。このように、体系的な教育課程を十分に反映した授業内容となって いる。

初年次教育としては、1年生必修の基礎専門科目「基礎演習」が重要な位置を占めている。とりわけ前期の「基礎演習 I」が、カリキュラム上の導入教育であり、この演習では、複数の教員が分担して担当し、少人数のクラスで、高等教育において必要不可欠である基礎的なスタディスキルを指導している。

キャリア支援教育については、両学科共通の必修科目「キャリアデザイン I・Ⅱ」(上述)のほかに、1年次後期にビジネスマナーを習得するための「ビジネス実務演習」を選択科目として開講している。生活科学科の集中講義とは別に毎週開講することによって、学生の習熟度を上げることを狙っている。

2. 点検·評価

●基準4-2の充足状況

各学科専攻それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づき、専門領域に応じた必要な科目および倫理性を培うための演習・実習科目を、内容の順次性や学習効果に十分に配慮し開設している。これらは、学生を対象とした各種アンケートなどの結果も利用しながら、教務委員会を中心に定期的な検証がなされていることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

1)大学全体

定期的に実施している各種学生アンケートの結果によると、全学で実施した最新の平成26年度2年次生学生アンケート(表 4-2-1)では、「本学のカリキュラム構成に満足している学生割合」は両学科とも90%前後の割合となっている(資料 4-2-4)。また、卒業年次生アンケート(表 4-2-2)によると「「施設・教育機材等についての満足度」のうち「本学のカリキュラム構成」への肯定的回答」も、平成25年度において両学科とも90%以上であった。さらに、本学独自の卒業式当日の卒業する学生に聞いた100%満点での満足度(表 4-2-3)は、平成23年度のアンケート調査開始から毎年度数値が微増し、平成25年度において84~93%となった。これらの学生アンケート結果が示すように、教育課程は学生の期待に沿うものとなっていると評価している。

表 4-2-1 本学のカリキュラム構成に満足している学生割合(資料 4-2-4 p. 22)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活科学科	_	93.8%	91.1%	84.3%	94.1%
国際文化学科	_	77.1%	88.1%	94.4%	87.1%

表 4-2-2 施設・教育機材等についての満足度②本学のカリキュラム構成(資料 4-2-5 p. 29)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
----------	----------	----------	----------	----------

生活科学科	87.5%	84.1%	97.2%	95.9%	93.9%
国際文化学科	71.1%	77.0%	91.5%	95.5%	98.0%

表 4-2-3 総合的にみて盛岡短期大学部の満足度は何%ですか。0~100%の範囲で答えて下さい(資料 4-2-6 p. 2)(平成 23 年度から実施)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生活科学科生活科学専攻	82.8%	83.1%	84.1%
生活科学科食物栄養学専攻	86.7%	89.8%	91.7%
国際文化学科	84.3%	92.1%	92.7%

②改善すべき事項

1) 大学全体

既述のように、リメディアル教育に関して中期計画工程表に基づいた各種調査はほぼ終了し、入試成績・入学後成績などの学力分析等のデータの蓄積を行ってきた。しかしながら、平成25年度の年度計画に掲げた「リメディアル教育のあり方や実施方法について比較検討」するまでには至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

カリキュラム・ポリシーとの整合性も検証しつつ、学生に満足のいく教育を引き続き提供できるよう、各種アンケート結果等を活用しながら教育内容の適切性の検証を継続的に 実施していく。

②改善すべき事項

1) 大学全体

リメディアル教育のあり方や実施方法について、これまでに得られた調査結果や蓄積したデータの分析を基に検討し、初年次教育の組織的強化を図ることを検討する。そのさい、初年次教育のみを検討するのではなく、入学前教育、教養教育、専門教育、卒業研究(専門演習)などと有機的に体系化し、学生の入学から卒業までを俯瞰した組織的な取り組みが可能となるよう、FD活動とも連携することも視野に入れる。

4. 根拠資料

- 資料 4-2-1 平成 26 年度 履修の手引き (既出 1-3)
- 資料 4-2-2 岩手県立大学盛岡短期大学部学則(既出 1-2)
- 資料 4-2-3 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)
- 資料 4-2-4 2014 (H26) 年度 2 年次生アンケート 集計結果報告書 (既出 1-13)
- 資料 4-2-5 2013 (H25) 年度卒業年次生学生生活アンケート調査結果報告書(既出 1-14)
- 資料 4-2-6 平成 25 年度卒業時アンケート調査結果について

IV. 教育内容・方法・成果 (IV-III) 教育方法

1. 現状説明

(1) 教育方法及び学習指導を適切に行っているか。

1) 大学全体

本学では、講義、演習は 15 時間から 30 時間までの範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位、実験、実習、実技は 30 時間から 45 時間までの範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位、卒業研究(専門演習)は必要な学修等を評価し所定の単位(2~4 単位)を与えている(学則(資料 4-3-1)第 18 条第 1 項)。各授業科目の授業形態と単位数は、同じ授業科目名であってもカリキュラムにおける位置づけの変更などにより、その取り扱いが変更となることがある。これらの定期的な検証は、教務委員会が中心となって行い、その結果については、学科・専攻と調整を図りながら、教授会で決定している。

また、学習の幅を広げるため、所属する学科(専攻)カリキュラムに指定されていない 他学科(専攻)の授業科目(実験および実習科目を除く)の履修を認めており、履修した 科目は定期試験等による成績評価を経て、本学で修得した単位として認定している(ただ し、卒業要件単位には算入されない)。さらに、岩手県立大学間単位互換制度により、併設 大学の授業科目を履修することができ、この制度により修得した科目は自由聴講科目とし て本学で修得したものとして認定している(ただし、卒業要件単位には算入されない)。こ れらの科目は所属する学年以下の科目しか履修できないという原則(上位年次履修制限)が あるが、併設大学全学共通科目の外国語Ⅲ·W(3・4年次開講)に関しては、本学で外国 語Ⅰ·Ⅱに関する科目を1年次で履修・単位修得しているものに対して、2年次で履修でき るように制度改善を行った(平成25年度より実施)。そのほか、本学では夏季海外研修(中 国語・中国語文化コースおよび韓国語・韓国語文化コース)を実施しており、本プログラ ムに参加したものは所定の手続きを経て、当該外国語ⅠもしくはⅡの単位として認定して いる。また平成 25 年度より、本学全体のキャリアデザイン科目として「キャリアデザイン I・Ⅱ」を必修科目として新設し、短大生活のなかで主体的、自律的に考え行動するスタ ディスキル、コミュニケーションスキル等を身につけるとともに、社会のしくみや職業生 活等を十分に理解し、自己の人生観・職業観の確立を自覚できるように配慮している。

以上のような教育システムの周知のため、入学時に新入生向けオリエンテーションを学科・専攻ごとに実施し、『履修の手引き』に基づき、学科・専攻の理念・目的・教育目標の周知および科目履修制度(GPA制度、事務管理公開システムのコンピュータ端末を用いた履修登録システムを含む)について周知徹底を図っている。また、適切な履修指導を行うため、1年後期開始時、2年前後期開始時にも授業ガイダンスを行い、科目履修における注意点や連絡等を行う機会を設け、必要に応じて学習指導を行っている。このように学期ごとのガイダンスを通じて、各学年における平均修得単位数等に関する統計資料の口頭説明を実施する等、単位制の趣旨に則って予習復習の時間を確保した履修をするよう指導を行っており、最終的には学生の主体的学習を重視しているため、年間履修単位数の上限は定めていない。また、履修指導が必要な学生の情報共有については、学科・専攻ごとに随時行われており、必要に応じて教務委員と学生委員とが連携して指導を行っている。

学生の学習支援については、岩手県立大学全体としてオフィスアワー制度を導入してお

り、本学においても、現在すべての教員が週に1コマ分以上の定期的なオフィスアワーを 設定している。オフィスアワーを積極的に活用するために、当該時間には他の業務を入れ ないよう、各教員に注意を促している。なお、オフィスアワー以外の時間であっても、教 員在室時に学生が来室した場合には随時対応している。

学生による授業評価は平成 13 年度の後期から開始し、平成 16 年度は分析方法の見直しや評価項目の再検討を行うため休止したが、平成 17 年度から再開し、教務・F D 推進委員会(現在、高等教育推進会議と変更)が主体となって、調査項目の拡充、調査方法の電子化への変更などの見直しを行いながら実施している。評価の対象は、演習、実験、実習を含めた開講全科目である。評価項目は、授業への関心、シラバスと授業内容の適合性、教授方法、授業の内容量、教員の熱意等 10 項目のほかに、自由記述欄を 3 項目設けている。調査は、担当教員の授業内に、学生がマークシート方式の調査票に記入する形式で行う。評価の結果は、データ化したうえで担当教員に提示され、各担当教員が分析して改善点をまとめるともに、それをWEB上で公開(資料 4-3-2)している。また、本短期大学部全体の「学生による授業評価」の結果は、教務委員会において分析され、教授会において報告(資料 4-3-3)されて、教職員間で共有を図っている。

平成 18 年度から、F D活動の一環として、各教員が実践する授業方法の工夫等を公開し、あるいは他の教員の授業方法を参考にすることにより、授業方法の改善を促進することを目的として、同意を得られた科目について教員間相互授業聴講を実施している。平成 23 年度からは、本学独自の取り組みとして、授業参観者と授業担当者との間で、意見交換を行い、お互いの授業の改善に役立てている。

2) 生活科学科

2-1) 生活科学科生活科学専攻

生活科学専攻での一般的な授業展開は、講義で理論的な内容を学び、演習科目や実験科 目で履修内容を発展的に理解できるような順序で構成しており、科目配置についても、学 年進行で内容理解が深まるよう、必要に応じて先修条件を定めている。特に住分野に関し ては二級建築士および木造建築士受験資格に対応するため、たとえば建築製図系科目であ る「CADⅡ演習」を履修するためには「基礎製図Ⅰ」および「CADⅠ演習」を、また建築環 境工学系演習科目である「室内環境学演習」を履修するためには「室内環境学」を履修す る必要があるなど、一定の制約を設けるとともに開講時期を工夫している。衣分野も同様 であり、たとえば「衣造形実習Ⅱ」を履修するためには「衣造形実習Ⅰ」を、また「衣造 形実習Ⅰ」を履修後、「衣造形実習Ⅱ」を履修し、集中講義で「衣造形応用演習」を履修で きるように開講時期を工夫している(詳細は『履修の手引き』参照のこと)。なお理論的な 背景をより深く理解するため、実際の建築施工現場や縫製工場等の見学、学外施設での実 験(試験体および実物大木材の曲げ試験等)を随時行っている。また、ゼミ形式で行う「卒 業研究」(2年次通年必修科目)では、教員指導のもと主体的に研究を行って論文梗概を作 成し、また卒業研究発表会という形で、生活科学専攻1、2年全員および専攻教員を対象 に学会形式のプレゼンテーションおよび質疑応答を行っており、計画力や思考力、創造力、 発信力等の総合的育成に寄与している。

2-2)生活科学科食物栄養学専攻

食物栄養学専攻では、講義で基礎から応用にわたる知識を学び、次にその知識を実験、 実習、演習を通して活用し理解を深めるという順序を辿り、理解が定着できるよう授業を 配置している。科目相互の関連性や順次性を考慮し学年学期配当を定め、一部科目では先 修条件を設けている。そのため、1年次前期には講義科目を多く配置し、1年次後期から 専門科目の講義に加えて、実験、実習を多く配置している。また、2年次通年必修科目と して、ゼミ形式の「専門演習」を設けている。指導教員のもと1年間独自テーマの研究を 行い、研究計画・実施・まとめ・発表の一連の作業を体験する。発表では、食物栄養学専 攻1、2年生全員および専攻教員を聴衆としたパワーポイントによるプレゼンテーション と質疑応答を行っている。この授業は2年間で修得してきた学びの集大成となる科目で、 総合的な力が養われる。

栄養士免許取得のための学外実習科目として、「給食管理実習Ⅱ」(栄養士免許必修)、「給食管理実習Ⅲ」(栄養士免許選択)を置き、小学校、老人保健施設、病院などで実習している。「給食管理実習Ⅲ」は選択科目になっているが、実習内容を充実させ、教育効果を上げるためにⅡとⅢを一括履修するように指導している。学外実習では、実習先に行く前に事前指導を行い、終了後には学外実習報告書を作成している。さらに、実習での体験をまとめ、同級生、1年生および専攻教員の前で発表する報告会を開催している。

本専攻では、栄養士養成校としての教育実績記録のひとつとして、東北厚生局からの指導もあり、専門科目を担当している全教員が「授業記録」を作成し提出することを義務づけている(資料 4-3-4)。「授業記録」には授業回数・実施時間・授業内容・学生の出欠席を記録し、その内容を教務委員が確認するという手順を取っている。授業回数が 15 回行われていること、授業内容が栄養士法施行令の教育目標に添って行われていることなども教務委員が確認している。

3) 国際文化学科

国際文化学科では、1年次に講義科目を多く配置し、2年次前期に「研究法」、後期に「演習」という演習形式の科目を多く配置し、学修の深化に努めている。2年次後期必修の「卒業研究」は、演習形式で担当教員からグループで指導を受けながら学生一人ひとりが論文を書き上げるもので、本学での学びの集大成と位置づけている。

実験、実習科目はないが、異文化や地域文化を体験することによって勉学意欲を刺激し学修効果を高めるために、1年次に「国際文化理解演習 $\mathbf{I} \cdot \mathbf{\Pi}$ 」を、2年次に「地域文化理解演習 $\mathbf{I} \cdot \mathbf{\Pi}$ 」を開講している。「国際文化理解演習 $\mathbf{I} \cdot \mathbf{\Pi}$ 」は、早期の異文化理解体験を目的とする海外研修を柱とした科目であり、アメリカコースと韓国コースの2つのコースが設定されている。両コースとも、「 \mathbf{I} 」で訪問先の国の文化の基礎や調査内容に関する事前学習を行い、それを踏まえて「 \mathbf{I} 」において学外実習を行っている。アメリカコースでは、ノースシアトルコミュニティカレッジにおいて語学研修等の研修を実施している。また韓国コースでは、慶熙大学校において語学研修や調査などの実地研修を行っている。いずれのコースも、帰国後には報告会を開催し、報告書等を作成している。とりわけ報告会は、参加学生の成長を確認する場であると同時に、研修に参加しなかった学生が異文化体験を共有する機会ともなっている。「地域文化理解演習 $\mathbf{I} \cdot \mathbf{\Pi}$ 」では、地域の文化のあり

ようを体験的に理解すべく、奥州市衣川地区、一関市本寺地区等で実地研修と調査を行い、 事後報告書を作成している。2年次であることもあり、少人数で対象地区の住民宅に宿泊 する等、地域とより密着した学修、調査を体験させている。

また、英語教育、日本語教育を中心に、学生の主体的参加を促す取り組みが数多く実施 されている。英語教育においては、e-learningの一環として、オンラインの英 単語学習システムであるWord-Engine(ワードエンジン)を導入しており、学 生は空き時間にアクセスして語彙力強化を図ることができる。また、リーディング・マラ ソンと命名された英語読書推進制度があり、リーディング・マラソン・ルームやグループ 学習室には、初級・中級者向けの豊富な文献やオーディオ資料が整備されている。同室に は、上級者向けには本格的な洋書文献や卒業研究に役立つ英字資料も配置しており、学生 が各自の興味関心に沿ってリスニング力とリーディング力をつける設備が整っている。加 えて、ネイティヴ・スピーカーの英語ラーニングアドヴァイザーが週3日在室しており、 学習相談に応じるとともに、司書的な役割を担っている。リーディング・マラソンで読破 した文献の返却時には、ラーニングアドヴァイザーに内容報告をすることも課題の一つと なっていることから、読後感想を英語で表現する能力も指導している。さらに、学生が独 自に教職員を誘ってイングリッシュ・ランチ(英会話のみ許される昼食会)を企画するな ど、よい影響が見られる。また、日本語教育においては、「新聞投稿プログラム」が積極 的に推進されてきた。これは、1年次後期「日本語表現I」(必修)の授業を活用して、 学生たちに新聞に意見投稿をさせるものである。投稿された原稿は、新聞社の投稿担当者 の審査・評価を経て、新聞に掲載されることとなる。日本語運用能力向上に資するととも に、掲載された学生に、大きな達成感をもたらす効果がある。

(2) シラバスに基づいて授業を展開しているか。

1) 大学全体

本学のシラバスは、岩手県立大学全体で共通のシステムで、授業担当者が専任、非常勤を問わず開講しているすべての授業科目において作成している。シラバスの項目は、「授業科目名(日本語、英語表記)」「担当教員」「教育課程」「開講年次」「授業形態」「授業のねらい・概要」「キーワード」「学修目標」「授業の計画」「教科書」「参考書等」「授業の形式」「成績評価の方法」「履修にあたっての留意点」および「備考」の15要素から構成されており、このうち「参考書」「履修にあたっての留意点」「備考」以外の項目は必須入力項目である。毎年提示される「シラバス」作成要領(資料 4-3-5)に基づき、統一した書式で作成される。作成要領には、具体的記載例を挙げ、それぞれの項目に記載すべき内容、ポイント、注意点を明記して、教員のシラバス作成を助けるとともに、シラバス内容に教員間格差が出ないよう配慮している。

作成されたシラバスは、印刷物としての配付は行わず授業科目単位の電子データとして、 事務管理公開システム上に、授業開始前に公開される。学生は、その年度開講されるすべ ての授業科目を自由に閲覧できる。また、インターネットの大学ホームページから学外者 でも閲覧可能となっている。このように、シラバスは誰でも自由に閲覧できるが、パソコ ン等の環境が必要となる。そこで、シラバスを簡略化した授業科目概要(授業科目名、授 業担当者、所属、授業のねらい・概要、キーワード)を印刷物として配付し、学生の授業 選択や授業内容確認の便宜を図っている(資料 4-3-6 p35~88)。

シラバスと授業科目概要の運営管理は、事務局教育研究支援室が業務所管し、年度末(12月~2月)にかけて次年度開講科目全体の調整を行っている。シラバスに関しては、後期科目について後期が始まる前(7月~9月)に修正の機会を設け、最新の内容となるよう努めている。シラバスと授業科目概要の作成の具体的手順は、事務担当者から作成要領の提示とともに各教員への作成依頼がなされ、授業担当教員が作成後、教務委員会が作成内容の確認を経て、公開あるいは印刷される仕組みとなっている。

以上のシラバス様式やその取り扱いは、同一キャンパス内にある併設大学の学生が受講する授業科目でも基本的に同一となっており、四年制大学生、短期大学生を問わず、同じ考え方のもと運用がなされている。そのため、シラバス内容や取り扱いの骨格部分の検討と決定は、併設大学教員も構成員である教務担当者会議(教務・FD推進委員会)で協議され、定期的な検証と見直しがなされている。さらに、本学教務委員会においても、学部独自に検証し基本的様式等に補強すべきことなどがあれば、教授会で周知を図っている。

2) 生活科学科

大学全体の方針に基づいてシラバスを作成し、それに沿って授業を展開している。生活科学科生活科学専攻の建築士受験資格関連科目については、カリキュラム改定や担当教員が変更になった都度(シラバスの記載する授業内容が変更になった都度)、財団法人建築技術教育普及センターにて審査・認定を受ける仕組みとなっており、資格に応じた教育水準を確保している。シラバス内容や取り扱いの骨格部分の検証と見直しについては、各専攻の教務委員によって専攻会議に提示され、教務委員会の検討を経て、教務担当者会議(教務・FD推進委員会)で行われる。

3) 国際文化学科

大学全体の方針に基づいてシラバスを作成し、それに沿って授業を展開している。シラバス内容や取り扱いの骨格部分の検証と見直しについては、学科の教務委員によって学科会議に提示され、教務委員会の検討を経て、教務担当者会議(教務・FD推進委員会)で行われる。

(3) 成績評価及び単位認定を適切に行っているか。

1) 大学全体

成績の評価方法は、全学生に配付する『履修の手引き』中に、成績の評価方法として「成績は、試験の成績、平常の成績及び出席状況等を総合的に判断して評価されます。」と明示している。さらに、成績の違いを同手引中に、評価、GP(グレードポイント(Grade Point)の略、GPAの算定のために使用)、評点、成績評価の定義からまとめた一覧表として示している(資料 4-3-7 第 6 条、資料 4-3-6 p. 14)。

平成24年度には、GPA (Grade Point Average)制度(学生ごとの履修科目の成績の平均を数値化したもの)を試験導入し(資料4-3-8)、1年間の試行期間中の検証により、本格実施のさいに「秀」の成績は履修者数の1割程度として扱うこととし、平成25年度から本格導入に至った。これにより、学生は、各自で成績の相対的位置を把握可能となり、

自分の成績を客観視できるようになった。この制度は、学生の自己評価のためだけではなく、自主的な履修計画や学修目標の設定にも役立てることができる。

シラバスと同様、成績評価に関してもその取り扱いは、同一キャンパス内にある併設大学の学生が受講する授業科目でも基本的に同一となっており、四年制大学生、短期大学生を問わず、統一的なスケジュールにしたがい、同一のシステムによって運用がなされている。そのため、その骨格部分の検討と決定は、併設大学教員も構成員である教務担当者会議(教務・FD推進委員会)で協議され、定期的な検証と見直しがなされている。さらに、本学教務委員会においても、学部独自に検証し適切性の評価などを行い、見直しの内容に応じて、教務担当者会議あるいは本学教授会で決定することとしている。科目ごとの成績評価の方法はシラバスに明記することになっており、たとえば、「授業で使う評価方法はすべて明示し、それらの評価比率がある場合には記載すること。例)レポート 30%、期末試験 70%」「原則的に学修目標項目ごとに、成績評価の方法と合格最低基準を記載する。」等の記述が教員に求められている(資料 4-3-9)。これらの情報が事前に学生に開示されることによって、成績評価の公平性が担保されている。

15回の授業回数を、一年間の行事予定(学年暦)中に確保するため、カレンダーの曜日標示とは別な時間割曜日の授業を数回行い、回数の調整をしている。さらに、各学期の授業期間終了後、1週間の授業等調整期間を設け、15回の授業回数に不足がないよう配慮している。このように単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性を確保している。

オムニバス科目や並列開講科目のように、複数の教員が同一科目の成績評価を行う場合には、担当の教員同士で随時情報交換や打合せを行い、指導方法および成績評価基準の統一を図っている。

既修得単位の認定については、入学前に短期大学または大学において、あるいは休学期間中に外国の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができ、その単位は、30単位を越えないものとする(資料 4-3-1 第 23 条)。この規程は短期大学設置基準第 16 条において定められた基準に合致し、適切な学内基準となっている。

その既修得単位の認定では、教務委員会において、学生から提出された資料に基づき学生の既修得授業科目と本学開講授業科目の対応の検討、その後の対応授業科目担当者への意見聴取を経て、それらの結果を教授会に報告し、教授会において単位を認定している。

2) 生活科学科

大学全体の方針に基づいて、成績評価および単位認定を行っている。成績評価については、特にオムニバス科目や並列開講科目については、教員間で差が出ないように、事前に協議し、確認をしている。なかでも、生活科学専攻では、卒業研究(専門演習)がゼミ担当教員ごとに専門分野に応じた指導を行っているため、その評価は担当教員のみに一任されていた。このことを受けて、より厳格に評価を行うため、生活科学科生活科学専攻では成績評価の統一基準を定め、教員全員が各自の担当学生以外の学生の成績を評価する仕組み(資料 4-3-9)を平成 25 年度から運用開始するなど、公平で厳格な成績評価の試みも進行している。

3) 国際文化学科

大学全体の方針に基づいて、成績評価および単位認定を行っている。成績評価については、特にオムニバス科目や並列開講科目については、教員間で差が出ないように、事前に協議し、確認をしている。

2. 点検・評価

●基準4-3の充足状況

本学では、教育課程の編成・実施方針のもと、履修内容を発展的に理解できるよう体系的に構成している。単位の上限設定はないが、ガイダンス等を通して、単位制度の趣旨を説明したうえで、履修登録をするよう指導している。これらのほか、シラバスの内容や評価方法等の定期的な検証は、教務委員会が中心となって行い、教授会や全学の教務担当者会議(教務・FD推進委員会)で決定、調整を行っていることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

授業内容・方法とシラバスの整合性については、毎年実施している「学生による授業評価調査」(資料)の質問項目「授業技術や準備について特に改善すべき項目の1位」において、「シラバスと授業内容の関係」を指摘した学生は全体の0.2~0.7%(平成22、23年度本学全体をまとめた集計結果)でしかなく、十分に整合性は取られている。

また、卒業年次生対象の学生アンケート(資料 4-3-10)の「施設・教育機材等についての満足度 ④授業概要(シラバス)のわかりやすさ」では、「満足である」あるいは「どちらかといえば満足である」と回答した学生の割合は平成 22 年度が 77%、平成 23 年度が 79%、平成 24 年度が 84%と次第に高くなっている。一方「利用したことがないのでわからない」は $0 \sim 1\%$ であった。これらの結果から、学生はシラバスを活用し、その内容はわかりやすく改善が進んでいる。

学生による授業評価については、評価の実施から、教員による分析、結果の公開に至るまで、おおむね適切に実施されている。結果については、教務委員会が本学全体としての分析を行い、教授会で報告して、共有を図っている。また、本学独自のFD活動として、平成22年度から外部講師による「FD講演会」を開催するほか、全学で使用される「学生による授業評価」の調査票に、必ず1つ以上、各教員独自の質問事項を追加して、それぞれの授業の特性に応じた授業評価を個別に実施すると同時に、教務委員会が本学独自の卒業研究アンケートおよびFD活動の先導的大学での調査・研修などを行っている。

②改善すべき事項

1) 大学全体

卒業年次生に対するアンケートによれば、前項で示した通り、シラバスを「利用したことがないのでわからない」学生が0~1%のみであったことから、シラバスは学生にある程度活用されていることが窺える。しかしながら、教員から見ると学生のシラバス記載内容の理解はいまだ不十分である。そこで、平成26年度計画では、授業開始初回時にシラバ

スを配布してもらうこととし、学生のシラバス活用のさらなる促進を図る。

成績評価に関して、シラバス上では評価方法をすべて明示し、それぞれの比率も記載することが求められている。しかしながら、評価方法の比率の明示は残念ながら徹底されていない。平成25年度計画にしたがって、教務委員会が各学科・専攻の基礎専門科目、専門科目ごとのシラバス記載状況を調べたところ、成績評価方法の比率を明示していない科目の割合は、生活科学専攻では全体の52%、食物栄養学専攻では38%、国際文化学科では44%であり、本学全体では44%に上った。表示できていない科目のほとんどはパフォーマンス評価を行う科目である。また、同一科目をクラス分けして複数の教員が担当する場合のGPAのばらつきの有無について、検証の上で制度的な改善を図らなくてはならない。そうした科目の成績評価の在り方について、今後継続的に検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1)大学全体

授業内容・方法とシラバスの整合性を図るとともに、わかりやすいシラバスの記載を徹底している。また、本学独自のFD活動として、平成22年度から実施している外部講師による「FD講演会」の開催を継続するほか、全学で使用される「学生による授業評価」の調査票に、必ず1つ以上、各教員独自の質問事項を追加して、それぞれの授業の特性に応じた授業評価を個別に実施し、学生の学習意欲を喚起する取り組みやきめ細かな履修指導を行うなど、教育目標の実現を図っている。

②改善すべき事項

1) 大学全体

平成 26 年度計画に基づき、教務委員会が各教員に対し、初回授業時の学生へのシラバス配布、シラバスへの成績評価方法の比率記載などを呼びかけ、成績評価をはじめとした授業方法の改善を進めていく。また、GPA利用によって明らかになる同一科目間の成績評価のばらつきについては、併設大学とともに全学的に検討を進めている。

4. 根拠資料

- 資料 4-3-1 岩手県立大学盛岡短期大学部学則(既出 1-2)
- 資料 4-3-2 学生による授業評価調査結果(学内ホームページ公開分)
- 資料 4-3-3 教授会資料 教務委員会 授業評価分析
- 資料 4-3-4 食物栄養学専攻 授業記録様式
- 資料 4-3-5 「シラバス」作成要領
- 資料 4-3-6 平成 26 年度 履修の手引き (既出 1-3)
- 資料 4-3-7 岩手県立大学盛岡短期大学部履修規程
- 資料 4-3-8 岩手県立大学グレードポイントアベレージ制度運用規程
- 資料 4-3-9 生活科学科 成績評価 資料
- 資料 4-3-10 2013 (H25) 年度卒業年次生学生生活アンケート報告書(既出 1-14)

《以下、必須根拠資料:本文中には特に引用していないが、本基準全体に関わる資料。》 資料 4-3-11 シラバス (全科目)

資料 4-3-12 平成 26 年度 授業時間割表

IV. 教育内容・方法・成果(IV-IV) 成果

1. 現状説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

1) 大学全体

本学では、平成24年度入学生より公立大学法人岩手県立大学を構成する本学、岩手県立大学、宮古短期大学部共通の制度として、GPA制度を導入している。この制度の導入により、学生自身が修学中に自己の学習成績状況の適切な把握が可能となっている。教員は担当する科目ごとに成績評価や評定方法についてルールを定め、それらをシラバス等に記載するとともに、「秀」評価が0~10%程度になるように配慮する等、成績評価の厳正化を図っている。本学ではこれらを通じて、課程修了時における学習成果を適切に測定できるよう努めている(資料4-4-1)。

また本学では、卒業年次の学生に対して本学独自の卒業時アンケート調査を平成23年度より実施している。その内容は「学生生活の充実度」、「学んだことの有意義性」、「盛岡短期大学部に対する入学時からの印象変化」、「総合的な満足度」の4項目である。学んだことの有意義性に関する結果をみると、本学全体としては「有意義であった」、「やや有意義であった」の合計割合は平成23年度91.1%、平成24年度95.9%、平成25年度96.0%と高い割合を占めている(資料4-4-2)。

表 4-4-1 盛岡	短大部で学んだる	ことのフ	有意義性に関	する割合	(%)
------------	----------	------	--------	------	-----

	有意義でなか	あまり有意義	どちらともい	やや有意義で	有意義であっ
	った	でなかった	えない	あった	た
平成 23 年度	1.1	2.2	5.6	44.4	46.7
平成 24 年度	0.0	0.0	4.1	36.1	59.8
平成 25 年度	1.0	1.0	2.0	22.2	73.8

2) 生活科学科

生活科学科生活科学専攻では、毎年、在籍学生数の約2分の1から3分の2にあたる12~18名ほどが二級建築士および木造建築士の受験資格を取得して卒業しており、平成21年度までは当該学生に対し、二級建築士試験問題に準ずる達成度試験を卒業年次の2月に実施していた(現在は休止中)。また、学習成果を測定するためのツールとして民間資格受験を活用している。たとえば、コンピュータによる建築図面作成能力に関して、建築CAD検定3級(社団法人全国建築CAD連盟)の積極的な受験を促し、平成25年度は16人受験し14人が合格し、全国平均合格率(2008~2012年統計データ)の74.5~78.9%を上回る高い合格率(87.5%)を達成している(資料4-4-3)。

衣分野に関しては、学外で実施されるファッションコンテスト等への参加を促している。 平成25年度は、衣造形論、衣造形実習等の科目を履修した学生らが、岩手県県北広域振興 局経営企画部二戸地域振興センターが主催した北いわて学生ファッションデザインショー のデザイン部門・制作部門に応募、最優秀賞を受賞している。

食物栄養学専攻は、栄養士を養成する専攻である。2年生全員を対象に毎年卒業間近に

実施する、栄養士専門科目の学修到達度を判定する栄養士実力認定試験(栄養士養成施設協会主催)では、過去5年間本専攻の平均得点(下表中の本学平均)は、短期大学平均を上回り、四大生も含む全国平均と比較しても平成22年度を除き上回っている(資料4-4-4)。

X 1 1 1 1 7 X 2 200 particular (300 10 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
	本学平均	短期大学平均	全国平均	
平成 21 年度	46.0	34. 5	38.7	
平成 22 年度	38. 4	34.8	38.7	
平成 23 年度	41.7	35.9	39. 7	
平成 24 年度	41.8	36.0	39. 5	
平成 25 年度	40.9	35. 6	39. 2	

表 4-4-2 栄養士実力認定試験の成績統計

その結果、ほぼ全員が栄養士免許を取得して卒業している(卒業生数と栄養士免許取得者数は平成23年度が23名中23名(全員)、平成24年度が25名中25名(全員)、平成25年度が26名中25名)。そのうちの約7~8割の学生が、学んだことを活かす職業として栄養士職に就業している(資料4-4-5)。

3) 国際文化学科

英語運用能力については、入学時の1年次4月と卒業時前の2年次1月にTOEIC-Bridgeを受験させ、英語能力の向上や伸び率を測定している。同一学生間の平均点は毎年上昇しており、平成25年度卒業生の場合、1年次4月時点133.3点から2年次1月時点142.9点と11.23点上昇している(資料4-4-6)。

また英語教育の一環として、オンラインの英単語学習システムであるWord-Engine (ワードエンジン)を利用することにより、学生の語彙力向上を図っている。昨年の第二回ワードエンジンコンテストでは、国際文化学科の1年次生が高スコアを記録し、全国で9位の成績を収めている。

異文化理解能力については、同じく入学時と卒業時にIDI(異文化理解能力調査)を 実施して成果を測定してきた。「国際文化理解演習」での海外研修参加者には、その研修の 事前と事後にもIDIを実施してきている。追跡調査の結果、IDI測定値の増加がみられ、2年間の国際文化学科のカリキュラムの体験が学生の異文化感受性の発達を促すこと を確認している(資料 4-4-7)。現在は実施を中断しており、今後の再開については検討中である。

(2) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善 に結びつけているか。

1) 大学全体

全学教務 F D 推進委員会が主体となる「学生による授業アンケート調査」(前後期)や教員間相互授業聴講(前後期)、科目ごとの成績分布一覧および G P A 統計の定期報告を参考にしながら、本学教務委員会が中心となって教員各自が教育内容・方法の定期的な検証・

改善を行える仕組みを整えている。また、学科・専攻ごとの教育課程内容の確認、資格に 関連する外部試験を利用した授業改善に関する取り組み等を行っている。そのほか、教務 委員会・入学試験委員会が主体となる各種アンケート調査(入学前教育など)、入試成績お よび学業成績の相関分析等も随時行っている。

学生による授業アンケート調査は、全学(教務FD推進委員会)の方針に基づき実施している。授業アンケートには、全科目対象の中間アンケート調査と、すべての授業の3分の1を対象とする期末アンケート調査の2種類がある(学内教員は担当科目を3年間で一巡するように実施)。期末アンケート調査はマークシート方式であり、通常のアンケート項目に加えて教員独自の質問項目を加えることで、より詳細な実態把握と教育改善に向けた機会を確保している。また、授業アンケート調査に対する自己点検票を作成し、今後の改善に向けた具体的な取り組みを促す機会を設けている。

教員間相互授業聴講は、全学教務FD推進委員会で制度化され、前後期の8~10回目くらいの授業について原則全科目を聴講できるようにしているとともに、本学では独自に教員間の了解が得られれば、時期に関係なく聴講できるシステムを採用している。

教育課程内容の検証に関しては、カリキュラム・ポリシーを念頭におきつつ、短期大学設置基準改正、中期計画、資格規定法規の改正(たとえば建築士法改正や栄養士法改正など)等を踏まえて、各学科・専攻単位で定期的に行っている。教育課程の大きな改定は基本的に約3~5年のサイクルで行ってきており、最近では平成23年の短期大学設置基準の一部変更(学生の卒業後の職業生活等への移行支援)にともなう改定や、岩手県立大学第二期中期計画の重点計画として学生の就業力育成が明記されたことに応じて、「キャリアデザイン Π 」の2科目を新たに新設する改定を行っている。

入学試験合格者の学力の確認・検証については、推薦入試合格者を対象にした入学前教育の実施およびその結果に対するアンケート調査(入学試験委員会)や、入試成績と入学後成績を用いたリメディアル教育等の統計的分析(教務委員会)も行うことにより、定期的検証を行っている。入学前教育に関連するアンケート結果から、短大入学後の学力不足を補う学習内容の把握を行い、リメディアル教育に向けた検討材料としている。

また、教務委員会を中心に入試成績と入学後成績の統計分析等も行っており、教育内容・ 方法の改善に向けた資料の蓄積を行っている(資料 4-4-8)。

2) 生活科学科

教育課程や教育内容・方法の検証に関しては、大学全体の方針に基づき、教育成果やカリキュラム・ポリシーを念頭におきつつ、短期大学設置基準改正、中期計画、資格規定法規の改正(たとえば建築士法改正や栄養士法改正など)等を踏まえて、専攻ごとに定期的に行っている。教育課程の大きな改定は基本的に約3~5年のサイクルで行ってきており、最近では平成23年の短期大学設置基準の一部変更(学生の卒業後の職業生活等への移行支援)にともなう改定や、岩手県立大学第二期中期計画の重点計画として学生の就業力育成が明記されたことに応じて、平成25年度から「キャリアデザイン I」、「キャリアデザイン I」、「キャリアデザイン I」 の2科目を新たに新設する改定を行っている。

3) 国際文化学科

教育課程や教育内容・方法の検証に関しては、大学全体の方針に基づき、教育成果やカリキュラム・ポリシーを念頭におきつつ、短期大学設置基準改正、中期計画等を踏まえて定期的に行っている。教育課程の大きな改定は基本的に約3~5年のサイクルで行ってきており、最近では平成23年の短期大学設置基準の一部変更(学生の卒業後の職業生活等への移行支援)にともなう改定や、岩手県立大学第二期中期計画の重点計画として学生の就業力育成が明記されたことに応じて、平成25年度から「キャリアデザインI」、「キャリアデザインII」の2科目を新たに新設したほか、英語関連の資格取得をキャリア形成に結びつける目的で「検定英語演習」、「通訳・翻訳法」を新設する改定を行っている。

<u>(3) 学位授与(卒業認定)を適切に行っているか。</u>

1) 大学全体

各学科・専攻の学位授与方針を踏まえながら、岩手県立大学盛岡短期大学部学則第 32 条に則り、必要な年数以上在籍し、習得単位数が卒業要件を満たしているかどうか、そして同学則 31 条 (授業料未納付にともなう除籍対象者) に該当しないかどうかを確認し、2 月下旬に学科・専攻卒業判定会議を開催・審議している。その後、教授会にて全卒業予定者の最終的な卒業判定の審議を行い、その結果に基づき学長が卒業認定を行うというプロセスが確立している。最終的に卒業認定を受けた学生には、短期大学士の学位を授与している。

2) 生活科学科

各専攻において学位授与方針を踏まえながら、岩手県立大学盛岡短期大学部学則第 32 条に則り、必要な年数以上在籍し、習得単位数が卒業要件を満たしているかどうか、そして同学則 31 条 (授業料未納付にともなう除籍対象者)に該当しないかどうかを確認し、2 月下旬に学科・専攻卒業判定会議を開催・審議している。生活科学科の場合、2 つの専攻があることから、判定手続きは専攻判定と学科判定の2段階で行われる。その後、教授会にて全卒業予定者の最終的な卒業判定の審議を行い、その結果に基づき学長が卒業認定を行うというプロセスが確立している。最終的に卒業認定を受けた学生には、短期大学士(生活科学)を授与している。

なお、生活科学科では、栄養士資格(食物栄養学専攻)もしくは二級建築士・木造建築士(生活科学専攻)の各受験資格の付与に関する審査・判定も卒業判定のプロセスと同時に行っている(資料 4-4-9 第 34 条)。

3) 国際文化学科

学科の学位授与方針を踏まえながら、岩手県立大学盛岡短期大学部学則第 32 条に則り、必要な年数以上在籍し、習得単位数が卒業要件を満たしているかどうか、そして同学則 31 条(授業料未納付にともなう除籍対象者)に該当しないかどうかを確認し、2月下旬に学科卒業判定会議を開催・審議している。その後、教授会にて全卒業予定者の最終的な卒業判定の審議を行い、その結果に基づき学長が卒業認定を行うというプロセスが確立している。最終的に卒業認定を受けた学生には、短期大学士(国際文化)を授与している。

2. 点検・評価

●基準4-4の充足状況

学習成果の測定のために、民間資格受験等や「卒業時アンケート」等を活用している。 また、教育内容・方法の検証および学位授与に関しては、関係する方針や規定に基づき 適切に検証・実施していることから、本学では同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

GPAが平成24年度の試験導入を経て、平成25年度から本格実施され、各科目の成績分布も教員に対し内部公開されるようになり、成績評価の在り方・厳格化については教員側も一定の意識化がされてきている。また教員間相互授業聴講や学科横断の授業科目(キャリアデザイン科目)を新設し、学科・専攻を横断する専門分野を異とする教員が授業内容を計画し運営することで、新たな授業改善に資するFD活動へとつながるきっかけづくりを行った。

また、キャリアデザイン科目計画時に定めた就業力 13 要素(傾聴力、情況把握力、規律性、ストレスコントロール力、忍耐力、主体性、計画力、思考力、判断力、発信力、課題発見力、創造力、協働力)は、既存の授業、特に専門系科目により育成することも可能であることから、どのような要素の育成を念頭において授業展開しているのかをシラバスに明示することにより、学生の学習意欲と教員の授業改善へと結びつける機会となっている。

教育課程の見直しの結果、学科横断のキャリア系科目を新設し、これまで国際文化学科の基礎演習のみで行われていたスタディスキルズを他の授業にも採り入れるなど、将来の 進路と学習意欲の動機づけに関する機会を増やしている。また、そうした新たな科目を検 討・実践するにあたり、他科目でも教授方法を再考するきっかけ作りとして機能している。

そのほか、学習成果を確認するために導入している外部民間資格受験は、授業改善のみならず、学生にとっても将来の職業意識を高めるとともに、各自の学習成果を振り返る機会になっている。

②改善すべき事項

GPAを用いた成績評価運用のためにも、シラバス等で予め評価軸を示すことがシラバス作成要領に規定されている。現状では期末試験もしくはレポート等による成績評価が主流を占めており、シラバス等で予め評価方法を定量的に示すことが規定されているが、思考・判断、スキルなど評価の難しい項目(いわゆるパフォーマンス評価科目)は定量化しにくいため、シラバスに具体的な数値を記載しない場合も少なくない。現状では、短大全体で44%の科目が明示していない状況にある(開講科目全体に対する非明示率:生活科学専攻52%、食物栄養学専攻38%、国際文化学科44%)。

また、生活科学専攻の建築系達成度試験や国際文化学科の異文化理解能力調査など一次中断している成果指標ツールについて、今後さらに精査し活用していくことが求められる。 ほかに、ポートフォリオシステムとして学生カルテシステムを構築しているものの、アクセス権限の考え方やシステムの利用しづらさ等から普及していない。学生自身が授業内容と達成度をフィードバックして理解し、かつ教員の授業改善にもつながる教育理論・技法(ラーニングポートフォリオ、ティーチングポートフォリオ、ルーブリック評価など)

の研究等を進めていく必要がある。また、e-1earningシステムについても、コンテンツ作成の手間などから一部の授業で利用するにとどまっており、ICT技術の有機的利用が今後の課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

GPAが平成25年度から本格実施され、各科目の成績分布も教員に対し内部公開されるようになり、成績評価の在り方・厳格化についての教員の意識が高まっている。また教員間相互授業聴講や学科横断の新設の授業科目(キャリアデザイン科目)を通して、授業改善に資するFD活動を行うことで、教育成果を高めている。また、キャリアデザイン科目計画時に定めた就業力13要素(傾聴力、情況把握力、規律性、ストレスコントロール力、忍耐力、主体性、計画力、思考力、判断力、発信力、課題発見力、創造力、協働力)をシラバスに明示することにより、また学生自身による自己評価を通して、学生の学習意欲を高めるとともに、教員の授業改善に結びついている。

さらに、スタディスキルズを他の授業にも多く採り入れ、将来の進路と学習意欲を喚起する取り組みがなされている。そのほか、外部民間資格受験を通して、学生の将来の職業意識を高めるとともに、各自の学習成果を振り返る機会としている。

②改善すべき事項

GPAを用いた成績評価運用のためにも、定量化しにくい思考・判断、スキルなど評価の難しい項目(いわゆるパフォーマンス評価科目)においても、シラバス等で予め評価軸を示し、学生の学習に資するような取り組みを行う。また、生活科学専攻の建築系達成度試験や国際文化学科の異文化理解能力調査など、一次中断している成果指標ツールについては、今後さらに精査し活用する。

ポートフォリオシステムとして学生カルテシステムを活用し、学習成果を可視化するとともに、学生自身が授業内容と達成度をフィードバックして理解し、かつ教員の授業改善にもつながる教育理論・技法(ラーニングポートフォリオ、ティーチングポートフォリオ、ルーブリック評価など)の研究等を進める。また、e-learningシステムを有効に活用できる体制を整備する。

4. 根拠資料

- 資料 4-4-1 岩手県立大学グレードポイントアベレージ制度運用規程 (既出 4-3-8)
- 資料 4-4-2 平成 25 年度卒業時アンケート調査結果について(既出 4-2-6)
- 資料 4-4-3 建築 CAD 検定 3 級合格者数
- 資料 4-4-4 全国栄養士養成施設協会主催栄養士実力認定試験結果
- 資料 4-4-5 盛岡短期大学部卒業判定資料
- 資料 4-4-6 TOEIC-Bridge 分析結果
- 資料 4-4-7 IDI に関する研究紀要論文
- 資料 4-4-8 リメディアル教育の必要性(盛岡短期大学部教務委員会)
- 資料 4-4-9 岩手県立大学盛岡短期大学部学則(既出 1-2)

V. 学生の受け入れ

1. 現状説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

1) 大学全体

本学の学生の受け入れ方針は、建学の理念、大学の基本的方向、求める学生像や入学選抜の基本的な考え方として明示している。そのなかで、本学が求める学生像を「建学の理念と基本的方向(豊かな教養の修得と人間尊重の精神の涵養、学際的領域を重視した特色ある教育・研究、実学・実践重視の教育・研究、地域社会への貢献、国際社会への貢献)に共感し、『深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間』として育成するのにふさわしい学生を求める」としている。これを受けて、生活科学科生活科学専攻・食物栄養学専攻および国際文化学科において、それぞれ「求める学生像」を定めている。そして、選抜区分ごとに「入学者選抜の方針」を定め、各入試区分で重視する項目や入学するさいに修得しておくべき知識等の内容・水準を明示している。これらは、『入学者選抜要項』(資料 5-1)、『学生募集要項』(資料 5-2~5-4)やホームページで公表するとともに、高校訪問やオープンキャンパス等での説明を通して、各学科専攻が求める学生像を受験生や社会一般に広く周知している。

身体の機能に障がいのある学生については、『入学者選抜要項』、『学生募集要項』に受験 上および修学上の配慮の問い合わせについて記載し、受け入れについて明示している。

2) 生活科学科

生活科学科では、人間の生活を科学的に探求し、生活の質的な向上を目指して教育・研究を行うために、社会で活きる知識や教養および専門の教育を基本として、実力をともなう技術や応用力の修得も重視する授業を展開しており、次のように専攻ごとに求める学生像を明示している(資料 5-1 p. 2)。

2-1) 生活科学科生活科学専攻

- (1)住居と衣服に関する科学の基礎から応用までを体系的に理解することができる。
- (2)環境問題等の社会問題に関心をもち、より多様化が予測される将来の生活を自ら考え、 つくり出すことを目指して、住居と衣服を中心とした幅広い分野にわたる社会的思考や 実践に対応していける。

2-2) 生活科学科食物栄養学専攻

- (1)食に関する科学の基礎から応用までを体系的に理解することができる。
- (2)食生活を支える知識と技術の修得を目指して、食物と栄養、人体の構造と機能、社会生活と健康を中心とした幅広い分野にわたる科学的思考や実践に対応していける。

3) 国際文化学科

国際文化学科では、豊かな国際性を備え、地域の国際化に貢献できる人材の育成を目標としている。この人材育成を達成するために、自らが拠って立つ地域にしっかりと足をすえ、自他の文化を正しく理解したうえで、他者と正しくコミュニケーションできる能力を

涵養する教育を実践しており、次のように求める学生像を明示している(資料 5-1 p.3)。

- (1) 西洋・アジアおよび日本の多様な文化や交流の歴史に関心をもち、それらについて基 礎的な知識を有している。
- (2)自らが生活する地域とそれが持つ文化の諸相に関心をもち、それらについて基礎的な知識を有している。
- (3) さらなる探究心をもち、社会に積極的に寄与する意欲をもっている。
- (4)基本的コミュニケーション能力を身につけ、ものごとに主体的に取り組むことができる。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っている か。

1) 大学全体

本学における主要な入学者選抜方法は、一般入試と推薦入試である。生活科学科生活科学専攻・食物栄養学専攻および国際文化学科では、選抜区分ごとに「入学者選抜の方針」を定め、各入試区分で重視する項目や入学するさいに修得しておくべき知識等の内容・水準を明示して、受入れ方針に基づいた入学選抜を行っている(資料 5-1 pp. 1-3)。また上記の入学者選抜方法とは別に、平成 24 年度から 26 年度の入学者選抜において、平成 23 年3月に発生した東日本大震災で被災した高校生を対象とした震災特別入試(平成 24 年度は震災特別選抜)を実施した。これは、平成 27 年度には推薦入試の一部として位置づけられ、震災特別推薦入試として実施される予定である。

入学者選抜方法、選抜基準は、『入学者選抜要項』(資料 5-1) や『学生募集要項』(資料 5-2~5-4) 等で明記しているほか、岩手県立大学全体のホームページにも掲載し、常時閲覧可能としており、受験生に対し公正な受験機会を保証している。また、試験問題、出題意図についてもホームページ上で公開している。

受験者に対する説明責任については、すべての入試区分において、個人情報保護条例等により、合格発表後、期間を定めて、受験者本人からの個人成績に係る開示請求を受け付けている。開示内容は、推薦入試(一般)、推薦入試(特別)、各特別選抜では総合点、一般入試では総合点、センター試験の合計点、個別学力検査等の合計点としている。さらに、『入学者選抜要項』において、前年度に実施した入学者選抜の合格者最高点、最低点および平均点も公表している。ただし、生活科学科各専攻の推薦入試(一般)および国際文化学科の推薦入試(特別)は、合格者少数のため非公開としている。

学生の募集方法については、『入学者選抜要項』(資料 5-1)、『入学案内』(資料 5-5)等を県内の全高等学校、県外の志願実績校に送付するほか、岩手県立大学全体のホームページにより周知している。また本学入学試験委員会が中心となって高校訪問を実施し、情報収集および本学のPRを行っている。近年は、特に専門学科(コース)をもつ高校や総合学科高校への訪問に力を入れている。さらに、新聞社主催の進学懇談説明会に参加し、東北六県の県庁所在地等主要な都市の会場で、志願者、保護者、高校の進路指導担当教員からの個別相談に対応している。そのほかに、岩手県立大学全体として開催される入試相談会に参加するほか、入試情報会社が主催する相談会等にも積極的に参加している。

これらに加えて、岩手県立大学全体で開催しているオープンキャンパス(夏・秋の2回)

にも本学は参加しており、学科・専攻ごとに、カリキュラム、就職進学状況、入試等の説明、短期大学部棟の施設見学などを実施している。それ以外にも、本学の見学を希望する高等学校、PTA等の積極的な受け入れを随時行っている。また、本学教員を高等学校に派遣して、本学の教育内容の紹介を含めた高校生向けの講義を行う「出前講義」を実施している(資料 5-6)。平成 24 年度からは、在学生による母校訪問を通して、本学について説明を行い、岩手県高等学校長協会から評価を得ている。

合格判定は、学科専攻別の合格候補者を各学科専攻で判定し、その後、それらの合格候補者を総合的に本学教授会において判定し、学則に基づいて、その判定結果をもとに学長の決裁により決定している。

2) 生活科学科

生活科学科の入学者選抜方法は、一般入試と推薦入試である。生活科学科生活科学専攻・食物栄養学専攻とも、選抜区分ごとに「入学者選抜の方針」を定め、各入試区分で重視する項目や入学するさいに修得しておくべき知識等の内容・水準を明示して、受入れ方針に基づいた入学選抜を行っている。(資料 5-1 p.2)。一般入試は、平成 19 年度入学者選抜から大学入試センター試験を導入しており、センター試験の点数と、本学で実施する個別学力検査等(小論文と調査書)の点数の合計点で評価している。センター試験の科目は英語、国語のほか、数学、生物または化学を課し、入学者選抜の方針と一致させている。平成 27 年度入学者選抜からは、高等学校の指導要領改定にともない、センター試験を課す教科のうちの理科の科目について一部変更を行う予定である。

推薦入試(一般)は、原則として岩手県内の高等学校に在籍する高校生を対象としており、大学教育を受けるための能力・適正等を適切に判定するために小論文の点数と面接の点数、および高等学校での学習等を確認するために調査書の点数の合計点で評価している。 平成27年度入学者選抜から、生活科学科生活科学専攻の推薦入試の出願資格のうち、評定平均値の条件を変更する予定である。平成28年度入学者選抜からは、社会人入試を導入することが、平成25年10月の教授会で決定している。

3) 国際文化学科

国際文化学科の入学者選抜方法は、一般入試と推薦入試(一般・特別)である。選抜区分ごとに「入学者選抜の方針」を定め、各入試区分で重視する項目や入学するさいに修得しておくべき知識等の内容・水準を明示して、受入れ方針に基づいた入学選抜を行っている(資料 5-1 p.3)。一般入試は、平成19年度入学者選抜から大学入試センター試験を導入しており、センター試験の点数と、本学で実施する個別学力検査(小論文)の点数の合計点で評価している。センター試験の科目は、英語、国語のほか、地歴公民を課し、入学者選抜の方針と一致させている。

推薦入試は、推薦入試(一般)と推薦入試(特別)を実施している。推薦入試(一般)は、原則として岩手県内の高等学校に在籍する高校生を対象としており、大学教育を受けるための能力・適正等を適切に判定するために小論文の点数と面接の点数、および高等学校での学習等を確認するために調査書の点数の合計点で評価している。推薦入試(特別)は、専門分野への勉学の意欲の高い学生の募集を意図したもので、平成19年度入試から実

施している。高等学校在学中に特別に優れた資格(英検2級、漢字検定2級など)を取得した生徒を対象とし、岩手県外の高校生へも門戸を広げ、各高等学校からの推薦人数の制限をなくした条件の推薦入試である。評価は、大学教育を受けるための能力・適正等を適切に判定するために小論文の点数と面接の点数、および高等学校での学習等を確認するために調査書の点数の合計点で行っている。

以上のほかに、国際文化学科では、帰国子女入試、中国引揚者等子女入試、社会人入試 および私費外国人留学生入試を実施している。これらの選抜にも「その他の特別選抜」と して入学するさいに修得しておくべき内容・水準等を明示している(資料 5-1 p.3)。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適 正に管理しているか。

1) 大学全体

学生の入学定員および収容定員は、学則第3条2項において、表5-1のように学科・専攻別に定めている。

(· · //, //, //, //, //, //, //, //, //,					
学	科・専攻	入学定員	収容定員		
生活科学科	生活科学専攻	25 人	50 人		
	食物栄養学専攻	25 人	50 人		
国際文化学科		50 人	100 人		

表 5-1 入学定員

本学における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.07 である(「短期大学基礎データ」(表 4)入学定員に対する入学者数比率)。本学における過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.15 である(「短期大学基礎データ」(表 4)収容定員に対する在籍学生数比率)。

退学者数については、大学全体で平成 22 年度 (6人)、平成 23 年度 (3人)、平成 24 年度 (4人)、平成 25 年度 (3人)であった。全体として退学者の数は少ないものの、ほぼ 毎年度一定数の退学者が出ている。退学を申し出た学生に対しては、学生委員および教務 委員が本人 (場合によっては保護者)と面談のうえ、まずは休学し、時間をおいて考えるように指導している。休学期間を経過したうえで、復学の意志が見込めない場合に限り、退学に至っている。退学理由は、上記の面談のさいに聞き取ることによって把握している。 具体的な理由としては、他の大学等への進路変更が大部分を占めている。

2) 生活科学科

本学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は1.04である。その内訳は、生活科学専攻が1.02、食物栄養学専攻が1.06である。本学科の過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.04である。その内訳は、生活科学専攻が1.00、食物栄養学専攻が1.08である。

退学者数については、生活科学科生活科学専攻が平成22年度(2人)、食物栄養学専攻が平成22年度(2人)、平成23年度(1人)、平成24年度(2人)であった。全体として

退学者の数は少ないものの、ほぼ毎年度一定数の退学者が出ている。退学を申し出た学生に対しては、学生委員および教務委員が本人(場合によっては保護者)と面談のうえ、まずは休学し、時間をおいて考えるように指導している。休学期間を経過したうえで、復学の意志が見込めない場合に限り、退学に至っている。退学理由は、上記の面談のさいに聞き取ることによって把握している。具体的な理由としては、他の大学等への進路変更が大部分を占めている。

3) 国際文化学科

国際文化学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.11である。本学科の過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.25である。退学者数については、平成22年度(2人)、平成23年度(2人)、平成24年度(2人)、平成25年度(3人)であった。全体として退学者の数は少ないものの、ほぼ毎年度一定数の退学者が出ている。退学を申し出た学生に対しては、学生委員および教務委員が本人(場合によっては保護者)と面談のうえ、まずは休学し、時間をおいて考えるように指導している。休学期間を経過したうえで、復学の意志が見込めない場合に限り、退学に至っている。退学理由は、上記の面談のさいに聞き取ることによって把握している。具体的な理由としては、他の大学等への進路変更が大部分を占めている。

(4) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施している かについて、定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

学生募集と入学者選抜の適切性を検証する組織として、学長、副学長、学部長、研究科長と教育研究支援本部により構成される入学者選抜試験検討会議がある。この会議では、毎年実施する入学者選抜試験の実施状況、学生募集の動向分析を行い、定期的に検証作業を行っている(資料 5-7)。検証結果を踏まえ、必要に応じ入学者選抜試験の制度の見直しを行い、適切公正な入学者選抜試験の検証に努めている。また、学長の下に岩手県立大学全体として設置した教育研究支援本部に入学試験連絡調整会議を設置して、入学試験の実施や日程等について検証している(資料 5-8 第 4 条)。

本学では、入学者選抜試験検討会議の方針を受けて、入学試験連絡調整会議の構成員である入試グループと連携しながら、入学試験委員会を中心として学生の受入れ方針を検証するほか、推薦入試区分の見直しや国際文化学科の推薦(特別)における特別資格の見直しなどを定期的に行っている。その検証結果は、生活科学科においては専攻会議と学科会議、国際文化学科においては学科会議で報告・審議され、教授会において審議される。最終的に本学で検証された結果は、入学者選抜試験検討会議で審議される仕組みとしている。なお、学生の受入れに関する検証は、学科・専攻単位ではなく、本学全体として行っている。

2) 生活科学科

大学全体の方針に基づいて、学科専攻の入学試験委員が入試グループと連携しながら、 学生募集と入学者選抜を実施している。学生の受入れ方針等の検証結果は、各専攻会議と 学科会議で報告・審議され、教授会において審議される。最終的に本学で検証された結果 は、入学者選抜試験検討会議で審議される仕組みとしている。

3) 国際文化学科

大学全体の方針に基づいて、学科の入学試験委員が入試グループと連携しながら、学生 募集と入学者選抜を実施している。学生の受入れ方針等の検証結果は、学科会議で報告・ 審議され、教授会において審議される。最終的に本学で検証された結果は、入学者選抜試 験検討会議で審議される仕組みとしている。

2. 点検・評価

●基準5の充足状況

本学では、学生の受け入れ方針、各学科専攻においてそれぞれ定めている「求める学生像」、選抜区分ごとの「入学者選抜の方針」を受験生や社会一般に広く周知している。

また、学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の整合性は、教授会や入学者選抜試験検討会議等で審議される体制となっていることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

生活科学科生活科学専攻・食物栄養学専攻および国際文化学科において、それぞれ「求める学生像」を受けて選抜区分ごとに「入学者選抜の方針」を定め、各入試区分で重視する項目や入学するさいに修得しておくべき知識等の内容・水準を明示したことによって、安定した定員確保ができている。また、岩手県立大学 2014 (平成 26) 年度新入学者アンケート (資料 5-9) によると、本学に関する入試情報は、入学案内やホームページから入手していることから、学生募集に関する情報が広く活用されている。

②改善すべき事項

1)大学全体

岩手県立大学 2014 (平成 26) 年度新入学者アンケート (資料 5-9) によると、建学の理念や教育目標を理由として本短期大学部を選んだ学生は、生活科学科において 52%、国際文化学科において 51.8%である。学生の受け入れ方針を理解した入学者が増加するように、学生の受入れ方針を高校訪問やホームページ等で広く周知させる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1)大学全体

高校訪問やホームページ等を充実させることによって、学生の受入れ方針、建学の理念 や教育目標が広く周知され、これまで以上に、本学が目指す人材育成が行われている。

②改善すべき事項

1) 大学全体

高校訪問やホームページ等を通して、建学の理念、教育目標や学生の受入れ方針を理解 した受験生が入学するように、広く周知させる。

4. 根拠資料

- 資料 5-1 平成 26 年度 入学者選抜要項 (既出 1-1)
- 資料 5-2 平成 26 年度 学生募集要項 一般入試
- 資料 5-3 平成 26 年度 学生募集要項 推薦入試 (一般·特別)、各特別入試
- 資料 5-4 平成 26 年度 学生募集要項 震災特別入試
- 資料 5-5 2014 入学案内 (既出 1-8)
- 資料 5-6 平成 26 年度高校訪問先一覧
- 資料 5-7 岩手県立大学入学者選抜試験検討会議設置要綱
- 資料 5-8 岩手県立大学入学試験連絡調整会議設置要項
- 資料 5-9 2014 (H26) 年度新入学者アンケート集計結果報告書 (既出 1-12)

VI. 学生支援

1. 現状説明

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることが出来るよう学生支援に関する方 針を明確に定めているか。

本学では、学則第1条に「地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする」と明記(資料 6-1)し、地域に有意な人材を供給することを大きな目標としている。この目標を実現するための方針として、中期計画において、ア)学習支援・学生生活支援の充実として4項目、イ)進路指導および就職支援として3項目の方針を定めている(資料 6-2 p. 5-6)。

この方針を受けて本学では、併設の岩手県立大学等も含めた全学組織である学生支援本部と連携して学生生活や健康管理に関する心身両面からの相談助言や経済的に修学困難な学生への援助等、生活支援を充実させるほか、学生の課外活動や学生組織によるボランティア等の地域活動を支援するとともに、後援会を核とした保護者との連携協力を行っている。

進路支援として、1年次に「キャリアデザインI、Ⅱ」を必修科目として設置し、大学での学び方、自己を知ることや、現代社会の職業を知ること等を通して自律的な社会人になるための学びの機会を提供している。また、進路指導および就職支援では、学生の就業力育成を支援するため、学生支援本部に設置されたキャリアセンターではキャリアガイダンス、進路指導を行うとともに、編入学にかかる支援を強化するほか、公務員受験者への支援、県内企業の情報提供等により、県内就職の促進を図っている。

学生支援の適切性を検証する組織として、学生委員会と就職進学委員会があたっている。 学生委員会は、学生支援本部学生支援室と連携しながら、就職進学委員会はキャリアセン ターと連携しながら、中期計画中の年度計画を踏まえ、それぞれの適切性について検証し ている。その検証結果は、学科専攻会議に報告されるとともに、教授会に報告されて、改 善に努めている。

(2)学生への修学支援を適切に行っているか。

留年者および休・退学者の状況把握については、学生委員会と学生支援室が連携を図りながら情報把握に努めている。特に、長期欠席は、留年および休・退学の誘因になる可能性があることから、長期欠席により修学が困難な状況を生じないよう、各授業担当者は担当科目の授業の出席状況を日常的に把握している。

生活科学科の専門科目や国際文化学科の専門選択科目は少人数で行われており、欠席者の把握は容易である。また、食物栄養学専攻では栄養士免許を与えているため、すべての専門科目で出欠をとっている。各科目での出欠を含む学習状況について問題がある場合は、科目担当者から本人に直接指導を行うことを基本としているが、特に指導が困難な事例の情報は速やかに各学科専攻に配置されている教務委員に集約され、各学科専攻の学生委員および学科専攻の教員とも情報を共有したうえで、必要に応じて学生支援本部や同本部に設置された健康サポートセンターと連携し、問題の解決につなげるよう努めている。

さらに、1年生は当該学科、専攻の学生委員が、2年生は就職・進学委員が、新学期に 学生一人ひとりと面談し、生活・修学状況に課題を抱えている学生の有無を把握している。 これらの学習状況の把握や面談を通して、必要と判断された事例については、それぞれの 専攻・学科内の教員全員で情報を共有し、統一的な対応を協議している。対応には基本的 に、教務委員が行う履修に関する助言、学生委員が行う生活等に関する相談、進学・就職 担当が行う進路に関する相談などがあるが、必要に応じて各専攻・学科ごとに委員以外の 教員も対応している。また、緊急の場合等には当該学生の保証人(保護者)とも連携し、 対応している。

本学の修学期間は2年間と短く、かつ履修科目も多いため、学生にストレスがかかりやすい状況があるが、小規模短期大学の特徴を生かして、各教員は日常的にきめ細かく学生の修学状況を把握するよう努めている。このような現状のなかで、平成21年度から26年度までの各年度で新たに休学を申し出て認められた者(復学者を含む)の数は、生活科学専攻4人、食物栄養学専攻3人であり、国際文化学科は25人(うち海外留学のための休学者は8人)である。海外留学希望者については、留学先について国際文化学科の教員が相談等の支援を行っており、留学終了後の復学についても、適宜、助言を行い、速やかに学業が継続できるように配慮している。

留学以外の休学理由としては、進路再考が5人、その他健康上・経済上の理由、家庭の事情等多岐にわたり、複数の理由が重複する場合もある。休学者には、学生委員あるいは教務委員が必要に応じて連絡を取り、生活や復学後の勉学について助言を行っている。

過去5年間の学生定数に対する、新たに休学を申し出た者(復学者を含む。休学継続延長者を含まない。)の比率は、生活科学専攻1.6%、食物栄養学専攻1.2%、国際文化学科2.8%(海外留学者を除く)であり、やや国際文化学科が高い傾向がみられる。

他方、退学を希望する学生については、面談を行い、本人の意向等を確認し、必要な場合は保証人(保護者)とも面談している。平成21年度から25年度までの退学者数と対定数比率は、生活科学専攻3人(1.2%)、食物栄養学専攻5人(2.0%)、国際文化学科は8人(1.6%)であり、除籍者は国際文化学科2人(0.4%)である。除籍事由はいずれも授業料未納である。

表 6-1

盛岡短期大学部休・退学者数 (平成21~25年度) 対定数比率 退学者 H21 H22 H23 H24 H25 休学者計 除籍者 7 生活科学科 0 4 1 0 1.40 8 0 2 生活科学専攻 0 0 0 4 1.60 0 食物栄養学専攻 2 3 1.20 5 0 0 1 0 2.80 14 6 0 4 国際文化学科 8 2 |(10)|(1)|(5)(4)(22)4.40 10 2 3 21 2.10 2 計 16 (2)(14)(3)(6)(4)(29)2.90

※ かっこ内は海外留学者を含む総数

また、本学では年2回、学生の成績通知を各保証人(保護者)に発送しており、家庭生活からも学生生活を支援できるよう取り組んでいる。さらに、学内および県内各地で毎年開く地域懇談会では、個別相談の機会を設け、保護者からの学生の修学状況等に関する相

談を各学科専攻の学生委員が受け付け、保護者との連携を積極的に図る体制をとっている。 休学、復学、退学の手続きは、各学科・専攻の委員3人からなる学生委員会で、事由が 生じる都度、経緯を確認、各学科専攻と調整を図りながら検討し、教授会での審議を経て 決定する仕組みとしている。

補習教育に関する支援体制とその実施については、現在は科目ごとに科目担当者が学生の理解力の状況について授業のなかで把握し、特に必要と判断された場合には担当者が個別指導を行う等の対策を講じている。

本学には、聴覚障害、内的な疾患、および心理的・精神的な問題を抱えている学生も在籍してきた。従来、このような学生については本学、本部(学生支援室、教育研究支援室)、および各学科専攻において各々対応していたが、平成23年8月の「障害者基本法」改正施行、平成25年6月に公布されたいわゆる「障害者差別解消法」の趣旨に基づき、本学では特別な支援を必要とする学生に対し、合理的な配慮を行うこととし、平成25年4月から学生支援室に専任の特別支援コーディネーターを配置し、特別な支援を必要とする学生に対して、一元的に対応することにしている。このコーディネーターを中心として、「特別な支援を必要とする学生の修学等支援要綱」および「特別支援コーディネート業務実施要領」を定め、併設大学と合同で「特別な支援を必要とする学生のための連絡会議」を開催して、本学と本部間の連絡を密にしながら対応することとしており、日々の学生相談などの修学支援を行うとともに、必要な知識の習得のための教職員向け研修会を開催している。また、特別な支援を必要とする学生の学内での居場所作りを検討しており、それら学生が健やかに修学を全うできるよう取り組んでいる。さらに、最近、心の健康を損なう学生が増加していることから、健康サポートセンター内の学生相談室や専任の学生相談員のほか、精神科医師である併設大学教員によるカウンセリングも積極的に実施している(資料6-3)。

学生への経済的支援(奨学金制度)については、本学には家庭の経済状況から修学が困難な状況の学生が多く在籍するため、奨学金を必要とする学生に対して、貸与型と給付型により、奨学金を支給している。

貸与型の主なものでは、日本学生支援機構奨学金があり、平成 21~25 年度の各年度在籍者に対する受給率の平均は 62.7%である。このほか貸与型として、本学独自の岩手県立大学学業奨励金と学業奨励金(被災特別枠)の制度がある。岩手県立大学学業奨励金制度は、本県への有為な人材を供給するとの本学の開学精神に則り、開学以来実施しているものであり、一定の学力要件を条件としている(資料 6-4)。本学の学生を対象とするものは第一種奨学生であり、推薦入試、および震災特別入試により入学した一年生を対象にして、月3万円、2年間奨学金を貸し付けるものである。平成21~25 年度の貸与人数は8人、うち被災特別枠の貸与人数は2人である。返還は卒業年から開始するが、岩手県内に就職した場合、返還が猶予され、在学年数の2倍勤務した場合、返還が免除される。一方、給付型は貸与型と異なり卒業後の返還が免除されている。また、故小林美代名誉教授の寄付金を原資とする小林美代先生育英奨学金の受給者は平成21~23 年度の3 年間で36人が受給している(平成23 年度をもって給付は終了)。

企業および自治体等が実施する奨学金については、宮城県涌谷町奨学資金2人、あしなが育英会3人、牛久保・天田育英財団1人、ローソン夢を応援基金2人が奨学金を受けている。また、岩手県に対する震災の寄付を原資とした「いわて学びの希望基金」を平成25

年現在2人が受給している。

これらの奨学金のほかに、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が一定の基準を満たす者について授業料の免除制度があり、授業料収入の7%を上限として、授業料の全額または2分の1を免除している。平成21~25年度は、半期ごとの合計で延べ340人が免除対象となっている。このほか、東日本大震災津波の被災家庭を対象とした入学料および授業料減免制度があり、授業料免除については被災の程度により減免額が決定されることとしており、平成23~25年度の入学料の減免は19人、授業料の減免は半期ごとの合計で延べ66人が適用となっている。

東日本大震災津波の後に新たに実施された経済的支援制度に対して応募数は少ないものの、申請があった都度、学生に対して周知を図り積極的に活用している。

(3) 学生の生活支援を適切に行っているか。

本学では、健康サポートセンターを設置し、センター長 (精神科医)をはじめとして、 副センター長 (内科医)、保健師、看護師、心理相談員 (臨床心理士)で構成し、学生の健 康維持を図っている。毎年4月には、学生の定期健康診断を実施し、その結果に基づく事 後指導やプチ健康講座の開催などによる健康維持への意識啓発を行っている。

上記健康サポートセンターを中心に学生の健康保持・増進を図ってはいるが、昨今、心の健康を害する者も見られ、心理相談員1人のほかに学生相談員として必要な知見を有している併設大学教員6人も併任して相談業務に携わっている。この相談体制を構築することにより、いつでも相談を受ける体制を敷いている。

また、学生ボランティアとして併設四年制学部も含む岩手県立大学全体としてピアサポーター制度を導入しており、簡単な学生からの相談は、身近な学生が答えることとしている。このピアサポーター制度については、より実効性を高めるため、サポーター合宿研修のほか、全国研修にも派遣しそのスキルの向上を図っている。健康サポートセンターの利用方法等については『学生便覧』(資料 6-5 p. 22-23) に掲載するとともに、「学生相談室のしおり」(資料 6-6) を学年開始時に全学生に配布し周知している。

本学では、ハラスメント防止のために規程を定め(資料 6-7)、岩手県立大学全体としてハラスメント防止対策委員会を設置している。ハラスメントの防止、相談等については『学生便覧』(資料 6-5 p. 24-25) にわかりやすく記載するとともに、パンフレット(資料 6-8) を配布し、学生・教員に周知を図っている。もしハラスメントを受けたなどの問題が発生した場合には、ハラスメント相談員が対応することとしており、ハラスメント相談員には健康サポートセンターの相談員および心理相談員があたることとしている。

その他の生活支援として、2年間の学修期間を生活面で支えるため、ひめかみ寮(定員80名)を設置して安い寮費で提供するとともに、学生の自主運営を尊重しながら必要な支援を行っている(資料6-9)。

(4) 学生の進路支援を適切に行っているか。

本学の進路支援の取り組みは、平成22年度文部科学省のGP就業力育成支援事業、平成24年度からは、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された。また、本学における第二期中期計画(平成23~28年度)の重点事業として「就業力の育成

事業」を掲げ、学生が主体的に進路選択できるよう、以下の取り組みを中心にキャリア教育に積極的に取り組んでいる。

学生自身が自己理解の深化、人生観・職業観の確立によって、自らのキャリアをデザインし、就職活動への備えをさせるために、平成 25 年度から 1 年前期「キャリアデザイン I 」、同後期「キャリアデザイン I 」を必修科目としてスタートさせた。この授業では、学生支援本部所属のキャリアカウンセラー有資格者の教員を加え、併設大学とも情報共有を行いながら全学的に取り組んでいる。また、産業界が求める能力要素を学部ごとに協議し、学生が自己評価するシステムとしてE ーマップ(学生の自己評価を可視化するツール)を開発・運用し、今後、キャリア教育の効果測定に活用することとしている。本学ではこの名称を「就業力自己評価シート」とし、平成 25 年度から「キャリアデザイン」の授業中に年4回実施している。そのほかに、生活科学科で「ビジネス実務総論」(1 年生前期)、両学科で「ビジネス実務演習」(1 年次後期)を開講し、学生のキャリア形成支援を行っている。

また、産業界と連携し、より教育効果を高める取り組みとして、課外活動としてインターンシップを導入している。この取り組みでは、岩手県立大学独自の「IPU就業サポーター制度」による受入企業の拡充を行うほか、受入企業による学生評価の仕組みを整え、他者評価として学生にフィードバックしている。インターンシップの実施にあたっては、併設大学とともに事前・事後の研修を行うなど、学生に対する十分な動機づけと振り返りを重視している。

さらに、早い段階から「将来目標」、「社会・企業」を意識させ、学生自らの企画力や行動力により就業力の獲得を支援する取り組みとしてE-プロジェクトを実施している。これは、複数の学生でチームを結成し考案したプロジェクトについて、学内でのプレゼンテーション審査を経て予算を獲得し、チームとして活動するものである。併設大学からの参加が多いが、平成25年度には本学の学生チームも参加している。

進路選択に関わる進路指導については、学生の進路選択をより一層円滑にするため、『就職ガイドブック』を1年次に配布している。1年次には「キャリアデザイン」の授業のなかで先輩の講演や情報収集方法の教授等の全体的な指導を中心に行い、2年次には就職・進学委員による個別指導を中心とした体制をとっている。就職志望学生については、学生支援本部(キャリアセンター)と連携しながら指導にあたっており、一方、進学志望学生については、春季から夏季にかけての編入学講座(志望理由書、小論文、英語)のほか、模擬面接等の支援を実施している。

これらの取り組みと並行して、2年という短期の在学期間であることから、本学学生を対象としたガイダンスを実施している。1年次に年4回、2年次には年度当初1回実施している。併設大学と合同のガイダンスは年20回で、ほかに公務員ガイダンスおよび公務員対策講座を実施している。このほか、1年次全員を対象に一般教養対策としてSPI模擬試験を年2回行っているほか、各種実践講座の開催に取り組んでいる。

これらのキャリア支援対策を実施するため、学生支援本部にキャリアカウンセラーを配置しているほか、就業力育成事業の推進を図る専任教員を配置している。本学と併設大学に共通する就職支援関連の事業については、学生支援本部(キャリアセンター)が企画実施している。また、事業全体の連携・調整を図るため、各学部の就職委員会を構成員とする全学就職支援連絡調整会議を設けている。各学部には就職委員会を置き、業界研究セミ

ナーやガイダンスなど各学部の特性に応じた支援事業を企画実施している。また、就業力育成支援事業への取り組みについては、学長を委員長とする「IPU就業力育成委員会」を設置し、全体の進捗管理を図っている。

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

中期計画で定めている方針をもとに、併設の岩手県立大学等も含めた全学組織である学生支援本部と連携して学生生活支援を充実させていることから、本学では同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

本学学則に定めた教育・研究の目的に沿って中期計画を設定し、修学継続を可能とするため、健康管理に関する心身両面からの相談助言や援助の制度の充実を図り、平成23年度以降は、大災害による修学困難者に対しても特別な制度を設け対応可能とした。また、日本学生支援機構の奨学金貸与者は、平成21年度以降、各年度とも在学生の60%前後と高率であり、特に平成25、26年度は65%を越え、授業料減免制度の一般枠への申請者のうち、減免を認められた者の割合は各年度85%以上、震災枠は100%で応えている。さらに、ほかに生活上の課題解決を求める学生の数は少ないものの、ピアサポーターの制度導入など新たな制度の充実を図った。

学生の進路については、平成 25 年度卒業生の就職内定率は就職希望者 65 名に対し内定者 64 名で 98.5%と、前年度と同じ高い水準を保っている。一方、四年制大学等への進学者は 34 名であった。在学中の就業力の育成にも積極的に取り組んでおり、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」としてインターンシップの活用に力を入れた。参加するだけでなく、事前学習の実施とフィードバックや共有を前提にした記録や報告の作成を浸透させている。また事業の一環として、4 大学連携インターンシップ学生交流大会を実施し、参加者 34 名中、本学からは 9 名の参加を得た。

②改善すべき事項

学生支援に関しては、学生、教務等関係委員会の引継ぎ業務、あるいは各学科、専攻ごとの教員間での連携体制、学生支援室、学生相談室との連携体制は整っているが、個々の事由についての情報蓄積は行っていない。今後は、社会の変化にともなう学生の生活環境の変化に素早く対応するため、個別情報の取り扱いと整理の方針を検討する必要がある。なかでも、長期欠席は即卒業延期や休退学につながりやすいことから、早期の適切な指導・助言に役立てるため、長期欠席者や退学者の原因分析と適切なデータ蓄積が必要である。また、現在、全学での補習授業体制は整っておらず、補習教育内容、期間、担当者等の設定に関する検討が必要である。さらに、法施行により障がいのある学生に対して「合理的な配慮」を行うこととされたため、車椅子利用の学生が利用しやすいよう必要な施設整備を行う。特別な支援を必要とする学生に対しては、居場所づくりのため、くつろげる施設の整備を行う。

生活支援については、本学には経済的支援を必要とする学生が多く在籍していることか

ら、返済義務のない給付型の支援制度を充実させる必要がある。

学生の進路支援については、学生が自らの進路を適切に選択できるよう、進学も踏まえた就業に関する意識の啓発に努める。進路選択に関わる進路指導については、年2回実施しているSPI模試や公務員模試とも2回目以降の受験率が低いことから、これを高めより効果的な就職指導につなげる。ガイダンスについては、その内容、時期等、より効果的な実施に向けてさらに検討する。また、キャリア支援に関する組織体制の整備として、企業と学生をマッチングさせ、就業希望者が満足して卒業できるようコーディネーターをさらに養成する必要がある。就業力育成事業への取り組みについても、平成26年度で当該補助事業が終了することから、より就業力を高める取り組みについて考えていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学生支援については、修学継続を可能とするための健康管理に関する心身両面からの相談助言や援助の制度の充実、大災害による修学困難者に対する特別な制度の活用、授業料減免制度の充実によって、学生が安心して学業に専念できる環境を整備している。また、ピアサポーター制度を活用して、学生の生活上の課題を解決している。

学生の進路については、きめ細かな指導を行うことによって引き続き高い就職内定率と 進学率を維持している。在学中の就業力の育成については、「産業界のニーズに対応した教 育改善・充実体制整備事業」としてインターンシップを活用するとともに、インターンシ ップの実施時期、受入れ企業の見直しと開拓等を行い、キャリア支援を充実させる。

②改善すべき事項

学生支援に関しては、社会の変化にともなって変わる学生の生活環境の変化に素早く対応するため、補習教育を充実させるとともに、原因分析とデータの蓄積に基づく指導助言を行い、長期欠席者や退学者が減少している。障がいのある学生に対しては、車椅子利用の学生が全学で対応できるよう必要な施設整備を行われているほか、特別な支援を必要とする学生の居場所づくりのための施設整備が行われている。

奨学金等の経済的支援措置については、給付型の支援制度を充実させ、安心して学業に 専念できる環境が整備されている。

学生の進路支援については、学生が自らの進路を適切に選択できるよう、進学も踏まえた就業に関する意識の啓発を行うガイダンスやSPI模試などを通して、学生自らが主体的に進路を選択できている。また、企業と学生をマッチさせるコーディネーターを配置するほか、就業力育成事業を継続し、学生の職業意識を高めるとともに、就業力育成を図り、確実に学生の進路が決定している。

4. 根拠資料

資料 6-1 岩手県立大学盛岡短期大学部学学則 (既出 1-2)

資料 6-2 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)

資料 6-3 学生相談室利用状況

資料 6-4 岩手県立大学学業奨励金規程

- 資料 6-5 平成 26 年度 学生便覧 (既出 1-7)
- 資料 6-6 平成 26 年度岩手県立大学健康サポートセンター学生相談室ご利用のしおり
- 資料 6-7 公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程
- 資料 6-8 ハラスメント防止及び相談に関するパンフレット
- 資料 6-9 岩手県立大学盛岡短期大学部学寮規程

VII. 教育研究等環境

1. 現状説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

施設の整備に関する方針としては、中期目標(資料 7-1)で「環境に配慮した施設設備の適切な管理に努める」と定められていることを踏まえて、中期計画(資料 7-2)において「各キャンパス施設の機能や利用状況を定期的に点検・把握し、施設設備の計画的な修繕等を進める(No. 48)」としている。この方針に沿って、定期的な点検により不具合のある箇所を把握したうえで、計画的に修繕をするため、中期計画最終年度までの3か年の大規模修繕計画(資料 7-3)を策定し、理事会議に報告している(資料 7-4)。また、中期計画では「省エネルギー、省資源、CO2排出削減を推進し、エコ・キャンパス化を図る。(No. 49)」という目標もあわせて設定している。

安全管理に関する目標については、中期目標において、「学生・教職員の安全と健康の確保を図り、全学的な危機管理体制を構築する」と定められていることから、中期計画においては「教職員及び学生の心身の健康保持・増進を図るため、安全・衛生管理体制を整備するとともに、危機管理対策を徹底する。(No. 50)」としている。

研究費ついては、学部等研究費として、震災復興に関する研究テーマに重点的に配分している(年度計画(No. 25))。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

本学は、県庁所在地である盛岡市の北に接する滝沢市に立地し、356,327 ㎡の校地に、四年制の岩手県立大学と本学が併設されている。校舎としては、事務局が配置されている本部棟、本学と岩手県立大学の各学部棟、岩手県立大学との共用の共通講義棟およびメディアセンター棟等を配置している。各棟に整備した講義室、研究室、図書館、管理関係施設を含め、校舎の総面積は80,042 ㎡となっている。

このほか、岩手県立大学との共用の施設として校地内に陸上競技場、サッカーグランド、野球場、弓道場、テニスコート(フルコート8面、ハーフコート4面)を整備しており、陸上競技場およびテニスコートは夜間利用のための照明設備を完備している。

大学敷地の外周には、大学建設以前からの唐松等の植生を多く残しているほか、その内側に広がる芝生地には、ポプラやシラカバなどを配置し、これら植栽は毎年剪定や植樹など整備している。また、芝地のなかには常に水が満ち水辺植生が豊かな調整池があり、平成23年度にNPO法人日本ビオトープ協会のビオトープ大賞(資料7-5)を受賞した。これらの緑地には「思惟の小径」など石敷の遊歩道を整備し、東屋やベンチを設置しているほか、各学部棟が立ち並ぶ中央付近は、レンガ状のブロック敷の中庭とし、モニュメントやベンチなどを配置し、学生、教職員に憩いの場を提供している(資料7-6 p.28)。

また、学生ホール棟(共用)には、総座席数 755 席の食堂や売店、自動販売機、100 席の椅子やテーブルが並ぶ学生ラウンジを設けているほか、各学部棟の各階にはソファーを配置したラウンジを複数箇所設置し、学生や教員の休憩・談話等の場を提供している(資料 7-7 p. 74~88)。丘陵状の傾斜地を生かして建設された学部棟群は、屋内回廊で結ばれており雨天時でも快適に学部棟間を移動できる施設となっている。また、各学部棟のモール側にはエレベーターを配置、モール内の傾斜部分にはスロープを設けるなどバリアフリ

一化を図っている。

表 7-1 校地、校舎面積(平成 26 年 3 月 31 日現在、単位: ㎡)

校地面積	設置基準上必要校地面積	校舎面積	設置基準上必要校地面積
356, 327	18, 400	80, 042	18, 152

本学の主な施設・設備の概要は、以下のとおりである。

表 7-2 主な施設・設備 (平成 26年3月末現在)

棟区分	主な施設	
本部棟(共用)	学長室、会議室、事務室、健康サポートセンター等	
共通講義棟(共用)	講堂、講義室 24 等	
盛岡短期大学部棟	研究室 29、講義室 2 (内 1 は製図室兼用)、演習室 3、	
	実験・実習室 8、等	
学部間共通棟 (四大)	実験・実習室 38、会議室等	
メディアセンター棟(共	図書館、コンピュータ演習室 4、語学演習室 4等	
用)		
体育館棟(共用)	アリーナ、プール、トレーニングルーム、クラブ室等	
学生ホール棟 (共用)	学生食堂、売店、ATMコーナー、学生ホール等	
地域連携棟	研究室 12、実験室 3、実習室 1、事務室等	

施設・設備の維持管理は、空気調和設備や電気設備、火災等警報装置等を制御する中央 監視設備を設置し、専門技術者を擁する専門の業者に運転保守管理を委託しているほか、 視聴覚機器保守管理や緑地管理などを各業務に精通した事業者に委託し、適正に管理して いる。安全面に関しては年間を通じて 24 時間常駐警備とし、定時巡回と学内 41 箇所の監 視カメラにより安全性を確保しているほか、学生証および教職員の身分証明書を、建物の 出入口や部屋の施開錠のカードキーとし、高いセキュリティを確保している。

また、平成 18 年度に策定した「公立大学法人岩手県立大学危機管理対応指針」(資料 7-8)に基づき、危機の事象区分ごとの危機管理マニュアルを整備しており、施設の安全確保のための適正な措置を講ずる体制を整えている。衛生面に関しては、労働安全衛生法の規定に基づき職員衛生委員会(資料 7-9)を設置し、巡視による施設設備の点検等を通じて、採光、保温、清潔の保持に努めている。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

岩手県立大学と共用のメディアセンター(図書館)は面積 6,425 ㎡、閲覧席数 346 席であり、本学および岩手県立大学を合わせた収容定員の 15.2%にあたる座席を確保している。休業期間を除く平日の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時(土曜日は午後 5 時)までとし、最終授業終了後も図書館利用が可能である(資料 7-10)。

蔵書数は、図書 256,455 冊、購読雑誌 473 タイトル(和雑誌 339 タイトル、洋雑誌 134

タイトル)、オンラインジャーナル 1,248 タイトル (フリージャーナル含む)、視聴覚資料 3,144 点、契約データベース 5 種である。オンラインジャーナルやオンラインデータベースは、学内 LANにより図書館内はもとより、各教室や研究室からも利用可能である。

図書等の整備については、「岩手県立大学メディアセンター資料収集方針」に基づき、本学の学科や専攻の専門領域に応じて、学生の学習活動支援、教職員の教育・研究活動維持および発展のために必要な資料を収集している(資料 7-11)。具体的には、本学に配分されている図書購入予算に基づいて、教員の選書による専門書や教養書、シラバス掲載図書(授業参考図書)の購入を進めているほか、学生リクエストや学生による選書ツアー等により学生目線で選書購入された図書を、全体の蔵書構成と調整しながら整備している。雑誌やオンラインジャーナルの購読は、洋雑誌の毎年の値上りや為替相場の影響を受けることから、利用実態を踏まえ、図書担当者連絡調整会議を通して学部等の要望調査を実施し、利用者視点に立ったタイトルの見直しを行うなど、効果的な蔵書整備、予算執行を図っている。

また、中期計画として定めた「メディアセンター(図書館)の機能強化等により学習支援環境を充実させ、課外における学生の自学自習を促す(No. 48)」ことを実現するため、平成23年度に策定した実行プランに基づき、平成24年度から3カ年計画による、学生の「学び」のためのラーニング・コモンズ整備を実施し、学生の多様な学習ニーズに対応できる環境整備や自学自習支援に取り組んでいる(資料7-12)。

施設・設備面では、従来の閲覧スペースに加え、アクティブ・ラーニングに適したスペースや機器(ホワイトボード、プロジェクター、スクリーン、貸出用ノートパソコン等)の整備、情報検索やレポート作成など多目的に利用できる学習スペースの整備を行い、それぞれに情報端末や学内LANコンセントを増設した。

人的支援面では、図書館が学生の交流の場として利用されるとともに、快適な学びの場となるよう、図書館の改善や企画、広報等を学生目線でサポートする本学学生ボランティア「ライブラリー・アテンダント」の活動を平成 24 年度より開始し、平成 25 年度は 29 名のライブラリー・アテンダントが企画展示や図書館利用案内を行っていることに加え、司書資格を有する専任職員 6 名による情報検索等の支援や利用講習会を開催している。

国立情報学研究所による総合目録情報サービス(NACSIS-CATおよびILL) や学術コンテンツサービス(CiNii等)、岩手県立図書館による岩手県内図書館横断検索システムといったネットワークを活用し、国内外の大学等機関や国立国会図書館、岩手県内の公共図書館と目録情報等を共有し、資料の有効活用、利用者の利便性の向上を図っている(資料 7-13)。また、大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)に参加し、洋雑誌等学術資料の価格高騰への対策を行っている。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。

本学は、併設の岩手県立大学と一体的に教員の研究意欲の増進と研究時間の確保を目的に、平成25年10月よりより柔軟な勤務時間を設定できる裁量労働制(教員のみ)を導入している。教員は、授業やゼミ、学生指導、大学運営のために時間を費やすとともに、自身の研究時間を各自の裁量によって調整、確保することが容易になっている。

教員の研究活動を奨励し、研究成果の公表を支援する措置として、「公立大学法人岩手

県立大学学術研究費交付規程」(資料7-14)に基づいて研究費を各教員および学部長等に配分している。

表7-3 研究費の区分と内容

研究費	内容
基盤研究費	教員の自由な発想に基づく基礎的な研究
学部等研究費	学部等が中期計画を目指して研究課題の取り組みを推進す
	るための研究費
学部・教育研究活動支援費	教育研究活動を円滑に進めるための諸経費
研究成果発表支援費	国内外で開催される学会等での発表等や地域での成果還元
	等を行うための支援費
学会等開催助成費	本学を中心に開催される国際的・全国的規模の学会等の開
	催経費に対する助成
地域政策研究センター関連	地域課題を解決するための研究に対し配分する研究費。募
研究費	集区分は①教員提案型研究と②地域提案型研究。
ものづくり・ソフトウェア	「次世代インテリジェント情報技術」を軸に、ものづくり
融合テクノロジーセンター	産業の生産性・付加価値向上に繋がる産学共同研究等に配
(i-MOS) 関連研究費	分する研究費。研究分野は① ものづくり関連企業の生産性
	向上、付加価値向上、② 自動車産業への展開を目標とした
	研究、③その他。
科学研究費助成事業奨励費	科研費を獲得した教員に、研究促進と研究成果の地域への
	還元のため、予算の範囲内で支援する研究費
科学研究費助成事業獲得支	科研費獲得支援のため、科研費に応募して不採択の場合で
援費	も評価がAの場合、次年度の科研費採択率向上を諮るため
	の研究費
若手ステップアップ研究費	科研費に応募した実績がある准教授以下が応募可能な若手
	支援のための研究費
外部資金研究支援費	科研費を除く外部資金を獲得した教員に、研究促進と研究
	成果の地域への還元のため、予算の範囲内で支援する研究
	費

教員個人に配分するのは、定額の基盤研究費である。学部長等に配分する研究費は学部・教育研究活動支援費および学部等研究費と研究成果発表支援費である。このうち研究成果発表支援費は教員の国際学会や国内学会での報告を支援するもので、教員は学部長等の承認を得たうえで学会に参加し、研究成果を発表している。また本学教員が中心となって学会を開催する場合に支援する研究費として、学会等開催助成費がある。

教員が獲得する研究資金(競争的研究資金)として、学内地域連携本部に設置されている研究組織である地域政政策研究センターとi-MOSの研究プロジェクトの募集に公募

形式で参加する場合に、学内外の審査委員による選考を経て研究費が支給される。

また日本学術振興会科学研究費への応募を奨励するために、科学研究費助成事業奨励費、 科学研究費助成事業獲得支援費、若手ステップアップ研究費が用意されている。さらに科 研費以外の外部研究資金の獲得を奨励するため、外部資金研究支援費がある。外部研究費 の採択件数、交付金額の実績は、次の表のとおりである。25年度共同研究、受託研究およ び奨学寄附金は件数、交付金額が減少したが、科学研究費助成事業は、採択件数、交付金 額は増加傾向にある。

表 7-4 近年の年度別外部研究資金の実績(上段:件数・単位件、下段:金額、単位千円)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
共同研究	3	4	3	5	5
	0	1,837	4, 795	2,921	250
受託研究	1	1	0	0	1
	2,000	200	0	0	231
奨学寄附金	1	1	2	1	2
	1, 198	700	2,740	720	3,000
科学研究費助成事業	2	2	4	6	8
	390	4, 420	5, 330	4,849	3,671
計	7	8	9	12	16
	3, 588	7, 157	12, 865	8, 490	7, 152

※研究分担者分を含めたものであること。

本学では、公立大学法人岩手県立大学として盛岡駅西口にある「いわて情報交流センター(アイーナ)」にアイーナキャンパスを設置し、卒業生を含む社会人を対象とした公開講座、リカレント講座などの事業を実施している。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究倫理に関する学内規程の整備状況については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に基づき、盛岡短期大学部・宮古短期大学部・岩手県立大学からなる公立大学法人岩手県立大学として、公的研究費を適正に運営・管理するため、公的研究補助金等の不正防止に係る統一のルールとして、平成19年11月8日付けで「公立大学法人岩手県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」(資料7-15)を作成した。

この規程の定めにより、公的研究費等の管理・運営について最終責任を負う最高管理 責任者は学長をもって充て、最高管理責任者を補佐する統括管理責任者は、研究活動 については、学術研究を担当する副学長を、また、研究費については事務局長をもっ て充てている。

公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため平成 21年3月30日付けで「岩手県立大学等における公的研究費の不正防止計画」(資料7-16) を策定し、社会状況や外的要因等の変化を踏まえ、定期的に見直しを行いながら、取り組んでいる。さらに日本学術会議が平成 18 年 10 月 3 日に策定した科学者の行動規範に準拠した「公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針」(資料 7-17)を平成 19 年 11 月 8 日に策定した。この指針は、教職員の研究について、遵守すべき事項および研究費の取り扱い基準を定めたものである。毎年、研究費を交付した教員を対象に学術研究費執行の説明会を開催し、このなかで研究倫理ならびに学術研究費の適正使用について事例を交えながら、説明を行っている。なお、平成 25 年度から学内の説明会のほかに、各学部等の教授会等で学術研究費執行や不正防止について説明を行い、周知徹底を図っている。

研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営については、平成19年11月8日付けで「公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査規程」(資料7-18)を作成し、「公立大学法人岩手県立大学研究倫理委員会」を設置した。委員会は、さらに二つの部会を設け、ほぼ毎月委員会を開催して、申請があった研究等に関する研究実施計画の倫理的妥当性等を審査している。

科学研究費助成事業についても不正防止を図るため、次年度の応募に先立ち、監査対象を抽出し、内部監査を実施している。この内部監査は、科学研究費助成事業を申請するさいの要件となっており、毎年度実施している。

2. 点検·評価

●基準7の充足状況

施設の整備および安全管理については、中期計画で定めている方針に基づき実施している。また、校地・校舎は設置基準を満たしており、図書館、学術情報サービス等の機能や研究支援の仕組み、研究倫理に関する学内規程等も適切に整備していることから、本学では同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

施設の設置から 16 年を経過し、施設の老朽化や設備の耐用年数の到来等を踏まえて、順次設備の更新を行っている。平成 24 年度は空調システムや電気設備等をコントロールする中央監視装置の更新にあたり、エネルギー使用量の管理を効率的に行うことが可能なエネルギー管理支援機能を有する設備を導入するなど、施設の機能向上に一定の効果を上げている。

また、学内の厚生施設については、卒業年次生アンケートによると、ラウンジ、学生食堂・売店とも7割以上の者から充実しているとの回答を得ているほか、体育施設やサークル室など課外活動施設は8割以上の者から充実しているとの回答を得ており、これまでの施設整備の効果は上がっている(資料7-19 問18)。

学内研究費は、予算要求の制限があるなか、教員の研究活動の研究費や各学部等が中期目標を達成するためのプロジェクトを実施するための研究費など予算措置している。また、予算要求にあたっては、学部長に聞き取りを行うなど教員の要望に応える研究費を措置している。外部資金の獲得件数、交付金額は、研究活動に取り組んでいる教員の努力した結果、件数、金額とも増加傾向にある。アイーナキャンパス事業を実施し、卒業生を含む社会人のキャリアアップや生涯学習に対する支援などに取り組むことにより、県民の利用者

が増加傾向にある。これまで実施された文部科学省の調査では、研究費の執行について、 不適正な執行と指摘はされていない。

メディアセンター(図書館)については、これまで運用してきた内容を明文化した「岩手県立大学メディアセンター資料収集方針」や「岩手県立大学メディアセンター学生リクエスト図書購入基準」を平成22年度に制定するなど、司書資格を有する専任職員により、蔵書整備を行うための手続き等が整えられたことに加え、学生の「学び」のためのラーニング・コモンズ整備やライブラリー・アテンダントを活用した学生目線での図書館改善を図ってきた。

このことにより、本学学生の図書館利用者数および貸出冊数の推移は以下の表のとおりで、順調に増加している。

•						
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年		
	利用者数(人)	6712	6965	8840		
	貸出冊数(冊)	1574	1749	2124		

表 7-5 盛岡短期大学部の学生の図書館の年度別利用状況

②改善すべき事項

施設、設備の整備に関する大学の計画に関しては、教育研究に対する支出(設備関係も含む)を学生納付金額で除した指標である学生還元率が平成19年度に165.0%であったものが、平成24年度は121.2%と年々低下傾向にあることから(資料7-20)、学生還元率の向上に寄与する施設・設備の整備計画の実施が課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

平成 26 年度はモール内の破損したタイルの修繕やプール天井の結露解消などを行うほか、平成 27、28 年度は学部棟の乖離が懸念される外壁タイルの修繕を行い老朽化等により修繕の必要な箇所を、安全性の確保の観点から優先順位をつけて順次整備することとしている。

施設、設備の整備に関する大学の計画としては、平成 28 年度までの 3 カ年は、目的積立金を財源として必要な大規模修繕を行うほか、その後の大規模修繕計画については、平成 29 年度から 34 年度までの 6 カ年計画を、平成 27 年度に技術的見地を有する専門家への外部委託により調査を行ったうえで平成 28 年度までに策定し、岩手県立大学第三期中期計画に反映させることとしている。

研究費の配分については、学部長等の意見を聴取し、教員のニーズに応えた研究費を措置するとともに、研究費の検証を行い、より効果的な研究費を措置していく。

メディアセンター(図書館)については、利用状況を踏まえ、学習活動に合った環境整備を着実に進めるとともに、その機能のさらなる活用のため、授業での図書館利用を各学部等と協力し検討する。また、ライブラリー・アテンダントによる学生目線での利用講習会の開催や教員等による文章の読み方・書き方指導の実施など、課外における学生の自学自習を支援する取り組みを強化する。

②改善すべき事項

施設、設備の整備に関する大学の計画に関しては、教育研究に対する支出(設備関係も含む)を学生納付金額で除した指標である学生還元率が平成19年度に165.0%であったものが、平成24年度は121.2%と年々低下傾向にあることから(資料7-20)、学生還元率の向上に寄与する施設・設備の整備計画を行い、実現に向けた方策を検討する。

4. 根拠資料

- 資料 7-1 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期目標 (既出 1-4)
- 資料 7-2 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)
- 資料 7-3 施設大規模修繕計画
- 資料 7-4 平成 26年2月定例理事会議資料
- 資料 7-5 日本ビオトープ協会 第4回ビオトープ顕彰「ビオトープ大賞」決定通知
- 資料 7-6 2014 入学案内 (既出 1-8)
- 資料 7-7 平成 26 年度 学生便覧 (既出 1-7)
- 資料 7-8 公立大学法人岩手県立大学危機管理対応指針
- 資料 7-9 公立大学法人岩手県立大学職員安全衛生管理規程
- 資料 7-10 岩手県立大学メディアセンター利用案内
- 資料 7-11 岩手県立大学メディアセンター資料収集方針
- 資料 7-12 ラーニング・コモンズ機能の導入等の検討報告
- 資料 7-13 岩手県立大学メディアセンター データベース一覧
- 資料 7-14 公立大学法人岩手県立大学学術研究費交付規程
- 資料 7-15 公立大学法人岩手県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する 規程
- 資料 7-16 岩手県立大学等における公的研究費の不正防止計画
- 資料 7-17 公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針
- 資料 7-18 公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査規程
- 資料 7-19 2013 (H25) 年度卒業年次生学生生活アンケート調査結果報告書(既出 1-14)
- 資料 7-20 学生還元率

WII. 社会連携·社会貢献

1. 現状説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学では、建学の理念およびその基本的方向性として、地域社会と密接に連携し、教育・研究の成果を広く還元する「地域社会に貢献する大学」を目指すとともに、国際的な教育・研究の交流拠点として多様な国際交流を積極的に行い、国際的に活躍できる人材を育成する「国際社会に貢献する大学」を掲げている。これに基づいて、産学官等との連携に関する方針および地域社会との連携・協力方針とその実現方策として、本学、四年制学部および宮古短期大学部とで構成される全学対応の仕組みと、中期目標・中期計画に則り学部独自に立案する計画により実施する方法とを並立させる体制を方針としている。

全学の地域貢献に関する取り組みとして、従来行ってきた全学プロジェクト研究や市町村との共同研究、自治体、NPO法人、民間団体から寄せられた研究課題に取り組む公募型地域課題研究等の仕組みを発展させ、より組織的・複合的に地域課題に取り組む体制として、地域政策研究センターを平成23年に設立している。

地域政策研究センターは、産学共同研究による新技術の開発、高度技術者の育成などを 積極的に進める「産学公連携の強化」、地域が抱える課題解決の要請に対して研究・調査分析を行い、その成果を公開するなど、地域に貢献する活動を強化する「県民シンクタンク機能の強化」、地域に開かれた大学として、県民に広く学習機会を提供するとともに、社会人の学び直しや生涯学習のニーズにきめ細かく対応する「県民の学習機会等の提供」の3つを基本方針にしている。

全学での取り組みに加え、本学独自の地域貢献に関する取り組みは、第二期中期計画および年度計画で定めている。たとえば、中期計画 No. 32 において「住民の多様な生涯学習ニーズに応じた公開講座社会人のリカレント教育などの様々な学習機会の充実に努めます。」と定めている。

地域課題に関わる研究への取り組み方針については、学部長、両学科長で構成される学部運営会議が中心となり、年度計画で方針を定めている。また、既に取り組んだ研究課題に関するホームページでの成果公表、リカレント講座、住民の多様な生涯学習ニーズに応える公開講座の企画立案・実施は、各学科・専攻から選出された委員で構成される広報委員会が取りまとめる体制が確立している。このほか、研究連携の仕組みとして、共同研究、受託研究、奨学寄附金研究等の制度を有しており、大学の教育研究上有意義かつ大学の教育研究に支障をきたすおそれがないと認められる場合に限り、受け入れている(資料 8-1、8-2)。また、岩手県等の公的機関および団体からの研修員についても、受け入れのための規程を設けている(資料 8-3)。

国際社会との連携等については、第二期中期目標において「グローバル化が進展する中で、国際交流を活性化し、国際的視野を備えた人材を育成する」ことが定められている。これに基づき、四年制学部、宮古短期大学部を含めた全学的な方針として、第二期中期計画で、「海外の大学との教員間の学術交流の推進」および「双方向における学生の国際交流の推進」を掲げ、国際交流協定の締結大学をはじめとする海外の大学との教員間の学術交流の推進および海外派遣学生と外国人留学生を含む双方向における学生の国際交流を推進している。これを受けて、平成23年度に「国際交流協定に関するガイドライン」を策定し、

協定締結手続き・責任体制を明確化している(資料 8-4)。このほか、併設の四年制大学と宮古短期大学部も構成員となる、「国際交流戦略会議」および「国際交流企画調整会議」を平成26年度に設置し、地域におけるグローバル人材の育成に資するよう、全学で取り組む体制を整えている(資料 8-5、8-6)。

また、こうした全学的な交流方針に応じて、学部運営会議で交流協定の締結大学との教員相互交流を推進するとともに、国際文化学科では、国際文化理解演習 I・Ⅱの授業の一環として、アメリカ・韓国との海外研修を実施する体制・カリキュラムを整備している。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学では、平成17年度より「現代社会の緊急課題等を研究テーマとして多様な専門分野の研究者が学際的・複合的に研究に取り組み、地域社会に有用な研究成果を上げるとともにその成果を地域社会に積極的に還元する」ことを目的として、学部横断で取り組むプロジェクト研究を実施している。学部プロジェクト研究立ち上げ当初は全学体制で研究を行ったが、第二期以降は学部に所属する複数教員でグループを組織して公募し、学部運営会議が選定する方法がとられている。主に2~3年の研究期間でプロジェクト研究を実施しており、現在までに「地域の生活環境に関する文化的観点からの総合研究」(平成17~19年度)、「現代型環境変化と地域における生活文化の変容に関する研究」、「岩手の多文化共生に関する研究」(平成20~22年度)を実施、報告書を作成するとともに、書籍出版、学会発表、国際会議発表、研究紀要投稿等で研究成果を広く公表している。平成23年以降は、東日本大震災津波にともなう復興支援に対応する研究に重点をおいて実施している。平成25年度は次の3課題を実施した(資料8-7 p.8)。

- ・ 宮古地域の地元企業によるパネル化構法住宅の屋根の施工合理化および地域材活用に 関する研究(場所:宮古市)
- ・ 三陸沿岸被災集落における統合の絆としての文化的共有資源・伝承の現状調査(場所: 大槌町・山田町)
- ・ 東日本大震災における在住外国人支援の実態調査(場所:岩手県内)

このほか、全学の取り組みとして地域政策研究センターが主体で実施している復興研究 や地域協働研究(教員提案型)(地域提案型)にも本学として取り組んでいる。平成23年度~25年度にかけては、復興研究として下記研究に取り組んでいる。

- ・ 野田村被災者のイメージマップによる参加的な食の再構築-岩手県民の今後の食生活の 方向性をデザインする試み(復興研究:くらし分野)
- ・ 仮設住宅の改善および仮設住宅地におけるまちづくり提案(復興研究:社会・生活基 盤分野)

また、平成 25 年度地域提案型地域協働研究として、「釜石におけるスポーツイベントに向けたラグビー民俗誌の作成(提案者:釜石シーウェイブスRFC)」に取り組んでいる(資料 8-7 p.22)。なお、これらの採択された研究は「研究成果発表会」を開催することで、学部プロジェクト研究等とともに、その成果を広く一般に公開している(資料 8-8)。

岩手県立大学全体として、開学以来、全学的な一般市民向け公開講座を実施してきているほか、本学を含めた各学部等においても、それぞれの専門領域に関する公開講座、講習会、セミナー等を実施している。岩手県立大学全体として行う公開講座は、本校を会場と

して実施するほか地区講座も実施している。本校において実施する講座は、特別講座、教養講座、大学院特別講座で構成しており、本学からも毎年1~2名の教員が講師として参加している。平成25年度は「復興へ歩み続けるいわて」をテーマに7講座開催され、本学から参加した教員は「2019年ラグビーワールドカップを釜石で!~ラグビー民俗誌の作成から見えてきた地域のラグビー土壌を考える~」をテーマに実施し、74名が参加した。

さらに、本学独自の取り組みとして、平成 18 年度より、盛岡駅西口に位置するアイーナキャンパスを会場として公開講座「地域のくらしと文化を見つめる」を実施している。平成 25 年度は「C u 1 t u r a 1 S t u d i e s J、「「食」と「健康」に関する講座」および「「住まい」に関する講座」の 3 テーマ、1 講座 90 分×計 <math>4 回を実施した(資料 8-9)。

また、生活科学科食物栄養学専攻では、平成 18 年度より栄養士を対象としたリカレント教育事業を実施している。本事業は、栄養士就業者向けに、専門基礎分野の知識向上への寄与を目的とするとともに、栄養士の上位資格である管理栄養士取得のための国家試験受験に向けての対策講座としても位置づけている。本学食物栄養学専攻教員がその専門性を活かしながら講義を担当することを基本としつつ、必要に応じて外部講師も招請している。受講対象者は管理栄養士資格受験を控えた栄養士就業者で、主に本学卒業生を優先としている。平成 25 年度は全 7 回の講座を実施し、延べ 130 名が受講した(資料 8-9)。

本学所属の教員は、個々の研究分野に応じて企業等との共同研究や受託研究を行っている。その成果は規程に則り支障のない範囲で原則として公表し、社会に還元している。平成 21 年から 25 年の 5 ヵ年で共同研究 24 件(うち公募型地域課題研究、地域協働研究が10 件)、受託研究 4 件、また奨学寄附金 10 件を受け入れている。これら個々の専門性を活かした産学連携のほかに、学生が参加した商品開発プロジェクトが平成 25 年に実施されている。本学の教育内容と実務的実践とが結びついた特筆すべき事例といえよう。これは、地域の活性化や県民サービスの向上を目的として平成 20 年から岩手県が行っている「いわて公共サービス・マッチングシステム」の制度を活用した大手コンビニエンスストアのサークルKサンクス北日本商品部から本学へコンビニ商品開発の申し入れがあったものであり、教員の助言のもと、21 名の食物栄養学専攻の学生が組織して「お弁当プロジェクト」を実施している。2 回の商品開発を行い、各 3 種類、計 6 種類の弁当を開発・販売を行っている(資料 8-10)。

東日本大震災津波による復興支援として、岩手県立大学とオハイオ大学とで共同ボランティア活動を行っている。平成23年度は、本学グループ25名(本学国際文化学生1、2年生22名、本学教員2名、岩手県立大学復興支援センター教員1名)と、オハイオ大学グループ15名とで共同し、鮭・イトヨプロジェクト(大槌町:平成23年度)を実施した。以降、毎年9月下旬に、菜の花プロジェクト(大槌町:平成24~26年度)、宮古市内でのボランティア活動(仮設住宅地での子供たちとのスポーツ交流、プラパン作りや地元住民とのカラオケ交流)、水ボラ活動(陸前高田市:平成25年度)など、共同ボランティア活動を行っている。これら活動に係る本学の体制は、実施年度によって異なるが、主に国際文化学科学生、生活科学科学生と四年制学部学生・大学院生および本学教員、社会福祉学部教員、企画室職員等で構成している(資料8-11、8-12 p14)。

教育活動としての国際交流の実践については、岩手県立大学全体の建学の理念およびその基本的方向性として、多様な国際交流を積極的に行い、国際的に活躍できる人材を育成

する「国際社会に貢献する大学」の実現を目標としている。この理念を実現するため、「双方向の国際交流事業の推進により教育研究の充実を図るとともに、学生の国際的視野を養う」を中期目標に掲げている。これを受けて策定された「国際交流協定に関するガイドライン」により、平成25年度現在、岩手県立大学全体として、8カ国14大学と国際交流協定を締結している。

一方、本学における国際交流は、前述したオハイオ大学との震災復興共同ボランティア 活動のほか、国際文化学科における教育活動を中心に推進している。

国際文化学科では、海外研修による異文化体験を中核に据えた「国際文化理解演習 I・ Π 」を設定している。この科目では、アメリカコースと韓国コースの2つのコースを設定し、両コースとも、I で訪問先の国の文化の基礎や調査内容に関する事前学習を行い、それを踏まえて Π において海外研修を実施、帰国後、現地研修の成果を報告書として作成、報告会を開催している。アメリカコースでは、ノースシアトルコミュニティカレッジにおいて語学研修等の研修を実施している。また、韓国コースでは、慶熙大学校国際教育院において語学研修や調査などの実地研修を行っている。なお、韓国コースは岩手県立大学全体の夏期海外研修と合同で実施しており、生活科学科の学生、四年制学部学生等も参加している。

海外での研修のほかに、国際文化学科では地域社会との文化交流等を目的として「地域文化理解演習 I・II」を設定している。この演習では、奥州市衣川地区など地域の人々に直接聞き書きをし、その地域の生活文化・社会状況などを、身をもって体験することによって、地域への理解を深めるとともに、そこに住む人々との良好なコミュニケーションを構築することを目指している。

2. 点検·評価

●基準8の充足状況

本学では、建学の理念や中期計画等に基づき、学部プロジェクト研究のほか、個々の研究分野に応じて企業等との共同研究や受託研究を行い、その成果は規程に則り支障のない範囲で原則として公表し、社会に還元している。また、それぞれの専門領域に関する公開講座、講習会、セミナー等を実施していることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

公開講座については、大学全体のプログラムとともに本学独自のプログラムを並立して複合的に実施することにより、研究成果をより効果的・効率的に地域に還元するとともに、地域住民の生涯学習の一助となっている。また震災復興に関わる取り組みは、各教員の専門性を発揮しつつ大学全体として連携することで、より効果的な支援となっている。

栄養士のリカレント教育は、アイーナキャンパスを活用した社会人教育の実施、専門領域における卒業後継続した専門性の伸長、さらに資格取得へ向けた支援として定着している。

企業等との共同研究等については、各教員レベルで対応し産学連携として着実な成果を 上げているとともに、サークルKサンクス北日本商品開発部との学生主体の共同商品開発 プロジェクトを実施するなど、教育研究の成果を効果的に地域に還元しつつ就業力養成に も寄与する取り組みとして高い効果を上げている。

国際交流に関しては、大学全体として国際交流協定に関するガイドラインを策定して国際交流締結機関数を増加させている。本学では、国際文化理解演習 I・II の着実な運営により学生への教育効果を高めているとともに、オハイオ大学との共同ボランティア活動は本学教員および学生が主体となり積極的に取り組み、岩手県立大学の復興活動の一環として定着している。

②改善すべき事項

公開講座は、本学独自のプログラム数が減少傾向にある。震災復興にかかる取り組みが増えていることから、相対的に通常プログラムが減少傾向になることは否めないが、震災前と同様な、より積極的な研究成果の還元が必要である。

また、企業等との共同研究等も組織的連携による研究は多くはなく、基本的に個々の教員の産学官のつながりに基づく連携が多い。大学全体の組織的な取り組み(いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター、地域政策研究センター)との連携強化を行い、より教員のポテンシャルを活かすことのできる取り組み・組織体制作りが必要である。

国際交流に関しては、教育プログラムとして実践している以上の発展がなく、教員間の研究・学術交流等も組織的に検討する必要がある。震災復興に関連してオハイオ大学との連携を保っているものの、今後の交流について、研究・学術交流なども視野に含めて模索する必要があろう。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

公開講座等による研究成果の地域・社会への還元は、受講者ニーズの把握に努めるとともに、時官に応じた内容構成となるように見直しつつ、今後も継続する。

社会人リカレント教育については、本学卒業生である栄養士就業者のさらなる資質の向上のために受講者ニーズの把握に努め、より高度化する栄養士業務に対応するためにリカレント教育の内容充実を図るとともに、管理栄養士受験への支援を継続していく。

民間企業等との共同研究は、今後も業務に支障がない限り積極的に対応し、教育・研究 に活かしていく。

国際交流については、今後も国際文化学科で実施しているカリキュラムにしたがって国際感覚を養成するとともに、海外の大学等との連携は岩手県立大学を代表して積極的に関与していく。

②改善すべき事項

本学独自の公開講座は、多様な学問フィールドに携わって研究分野があることの発信、 また、受講者や地域のニーズの把握について、組織的に取り組んでいく。

社会人リカレント教育については、食物栄養学専攻では実績があるものの、二級建築士 受験資格を出している生活科学専攻では、現在ニーズ把握を行っている段階である。今後 の実施に向けて検討を進める。さらに、本学の地域貢献として、卒業生のみにとどまらな いコミュニティカレッジ機能の検討も進める。

企業等との共同研究を含めた連携は現状でも十分行っているものの、教員個人のポテンシャルによるところが大きく、組織的対応が不十分であるので、四年制学部中心に構成されている地域連携機能などにもコミットしていく。

海外交流について、現状はカリキュラム上の交流のみであり、先方の短期派遣プログラムの受け入れや、留学生の受け入れ、また研究者交流等は行っていない。また、ホームページ上でも広く国際交流が広報されていない現状があるので、双方向的な取り組みを模索するとともに、その成果を広く公表する仕組みを構築する。

4. 根拠資料

- 資料 8-1 公立大学法人岩手県立大学共同研究取扱規程
- 資料 8-2 公立大学法人岩手県立大学受託研究取扱規程
- 資料 8-3 岩手県立大学盛岡短期大学部研修員規程
- 資料 8-4 国際交流協定に関するガイドライン
- 資料 8-5 国際交流戦略会議設置要綱
- 資料 8-6 国際交流企画調整会議設置要領
- 資料 8-7 東日本大震災津波 平成 25 年度 岩手県立大学復興支援活動内容詳細版
- 資料 8-8 平成 26 年度岩手県立大学研究成果発表会プログラム
- 資料 8-9 平成 25 年度アイーナキャンパス事業実施状況 (平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 2 月 25 日)
- 資料 8-10 松本絵美・長坂慶子・魚住惠:学生のコンビニ商品開発の取り組みについて、 岩手県立大学盛岡短期大学部研究論集第 16 号、96-72、2014 年 3 月
- 資料 8-11 オハイオ大学学生等との復興支援交流活動について(報告)、学部長等会議資料、平成 25 年 10 月 9 日、オハイオ大学学生との復興支援活動等について(報告)、学部長等会議資料、平成 24 年 9 月 26 日、Harumi OGAWA, Sanae KUMAMOTO and Christopher THOMPSON; Report of Collaborative Volunteer Trip Between Iwate Prefectural University and Ohio University, Bulletin of Morioka Junior College, Iwate Prefectural University, No. 15, 77-82, 2013.3
- 資料 8-12 東日本大震災津波 岩手県立大学の復興支援 平成 25 年度実績

IX. 管理運営・財務(IX-I) 管理運営

1. 現状説明

(1) 短期大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学では、岩手県知事から指示された第二期中期目標(平成23年4月1日~平成29年3月31日、資料9-1-1)にしたがい、管理運営方針として、効率的・機動的な大学運営(業務運営等)を行い、計画の立案・実行・評価を行うための組織運営体制の強化、人事制度の適正化、安定した財務基盤の確立、広聴広報活動の推進などにより、大学の永続性を確保し、県民から信頼される大学づくりを進めることを基本目標としている。さらに、運営体制の改善に関する目標として、理事長、学長のリーダーシップによる迅速かつ的確な意思決定により、四年制学部を含めた全学一体となった大学運営を行うことを掲げている。

また、第二期中期目標に沿い、岩手県知事より認可を受けた第二期中期計画(平成 23 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日、資料 9-1-2)において、①運営体制の改善に関する目標を達成するための措置として、法人・大学運営に関する意思決定プロセスの一層の透明化を図り、教職員の大学運営への積極的参加を促すこと、②事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置として、事務職員の専門性向上を図る S D (スタッフ・ディベロップメント)活動を積極的に推進すること、③業務内容の多様化、業務量の変動に応じ、事務組織の機能を検証しながら、安定的な大学運営を行うこと、を掲げている。

本学においても、全学的に定めた中期計画のもとで、本学で具体的に取り組むべき中期 計画を教授会において審議し策定している。全学の中期目標、中期計画については、教授 会において周知するとともに、ホームページに掲載している。

なお、平成23年度から大学運営に係る教職員向けの説明会(資料9-1-3)を開催し、理事長、学長と教職員との意見交換を行うこと等により、全学の管理運営方針を教職員へ周知・共有する機会を設けている。

本学の意思決定プロセスは、公立大学法人岩手県立大学定款(資料 9-1-4、以下「定款」という。)、公立大学法人岩手県立大学組織規則(資料 9-1-5、以下「組織規則」という。) および公立大学法人岩手県立大学代決専決規程(資料 9-1-6、以下「代決専決規程」という。)により定めている。

校務については、組織規則により学長がつかさどることとしており、法人は財務、人事 組織などの経営面について担当している。

法人における方針および個々の事業等の実施については、事務局が実施案を企画・立案 し、特に代決専決規程により定められているものは除き、最終的に意思決定を行うのは理 事長である。理事長のトップマネジメント確立のため、経営上の重要事項について協議、 調整する場として、理事会議を開催している。また、法人の管理運営に関し、特に地方独 立行政法人法に規定する経営審議機関として、定款、組織規則等に基づき学外有識者を含 む「経営会議」を設置し、その審議を経たうえで意思決定している(資料 9-1-7、資料 9-1-8)。

一方、四年制学部を含めた全学の教育研究に関する重要事項を審議するため、地方独立 行政法人法に規定する教育研究審議機関として、定款、組織規則等に基づき「教育研究会 議」を設置している。

本学は、地方独立行政法人法第71条第1項ただし書の規定により、学長を理事長とは別

に任命している。

理事長は、法人を代表し、その業務を総理する、最終的な意思決定権者である。理事長を補佐するものとして副理事長を、理事長および副理事長を補佐し、法人の常務を統括するものとして専務理事を置いている。定款の定めにより、法人に理事長1名、副理事長3名以内、理事8名以内、監事2名を置くこととしており、理事長と監事は、設立団体の長である知事が任命し、理事は理事長が任命する。外部理事1名を含む理事6名による理事会議は、経営上の重要事項について協議、調整する場であり、意思決定機関ではない。なお、平成22年度より、監事への法人運営に関する情報提供と相互のコミュニケーションの必要性を勘案し、理事会議メンバーに監事を加えた拡大理事会議を開催している。原則として、理事会議は毎月第1水曜日の午後、拡大理事会議は、年度計画、予算、事業実績および決算の協議の時期に合わせて年3回開催している。

一方、大学の校務について最終的に意思決定する者は学長である。学長は、校務についてすべての権限を有しており、そのリーダーシップのもと、大学運営を行っているが、代決専決規程により、学長の専決権限を、組織規則による職制に基づき、副学長、学部長、本部長または事務局長等に委譲し、円滑な意思決定と業務の執行を図っている。このため、学内では、学長が最終的な意思決定を行うほか、本学に関する事項については短期大学部長、全学的事項については各本部長など、様々なレベルにおいて、委譲された権限の範囲内で意思決定が行われている。

全学的事項にあっては、組織規則に基づき、学長、副学長および各本部長等で構成する「本部長会議」ならびに学長、副学長、本部長および各学部長(短期大学部長を含む)等で構成する「学部長等会議」を設置し、いずれも学長が主宰して協議、調整することにより、意思形成を行う。全学的事項のなかで重要な事項は、本部長会議において方針等を協議、調整のうえ、学部長等会議に提案し、全学的な協議、調整を経て、最終的には各本部において意思決定するか、または各本部からの上申に基づき学長が意思決定する。

意思決定された事項については、学部長等会議において確認、周知が図られ、本短期大学部長を通じて本学教授会に報告、周知される。さらに、文書による通知、デスクネッツへの掲示等によっても教員に周知されている。原則として、本部長会議は毎週水曜日の午前中、学部長等会議は毎月第2・第4水曜日の午後に開催し、円滑に全学的な協議検討を行う体制を敷いている。

本学個別の事項は、次に述べる本学教授会において協議、調整を図り意思形成を行っている。

組織規則第25条により教授会を設けている。教授会の所掌事項については、岩手県立大学等教授会規程(資料9-1-9)第3条第1項により、①教育課程の編成に関する事項、②学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項ならびに表彰および懲戒に関する事項、③中期計画および年度計画に関する事項、④学部長の選考および解任について学長に対し述べる意見に関する事項、⑤教育または研究に関する重要事項、と審議事項を定めている。

また、教員採用および昇任人事については、教員選考手続内規により、採用実施に係る 学長あての内申および採用候補者の学長あての報告のさい、学部長は教授会の意見を聞く ことと定めており、教授会の意向も踏まえる仕組みとなっている(資料 9-1-10)。

学長は、定款および組織規則により、校務についてすべての権限を有しているが、代決

専決規程により、組織規則による職制に基づいて、学長の専決権限を副学長、学部長、本部長または事務局長等に委譲するなど、学長を補佐する体制を整備し、円滑な意思決定と業務の執行を図っている。特に、法人化を契機に、教員人事に関する権限を学長に集約するなど、それまでの教授会および大学評議会の権限を学長に移し、大学運営上、学長がリーダーシップを発揮できる仕組みとしている。

学部長の権限としては、教授会を招集し、その議長となるなど、本学運営の指揮をする 立場になっているほか、本学教員の所属長として、休暇、兼業の許可などの服務管理を行 っている。

本学は、2学科からなる短期大学であるため、学部長を補佐し、学科に関する事項を処理する学科長が置かれている。

学長の選考については、定款および「公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程」に基づき、学長選考会議を設置し、当該会議において「公立大学法人岩手県立大学の学長選考及び解任に関する規程」に基づき、学長選考を行うこととしている(資料 9-1-11~13)。

学部長は、岩手県立大学学部長選考規程に基づき、学長が候補者を決定し、理事長が任命することとしている。学長による候補者の決定にさいしては、学長が教授会に対し学部長候補者の推薦を求め、教授会は候補者について意見を付したうえで学長に推薦する。教授会における候補者の選考方法については、盛岡短期大学部短期大学部長候補者選考手続内規に基づき、教授会が設置した選挙管理委員会が行う選挙(投票)によって実施している(資料 9-1-14、資料 9-1-15)。

学科長は、明文化された選考規程はないが、学部長の選考手続内規に準じて学科ごとに 構成員による投票により選考し候補者を決定し、教授会に報告している。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

本学は、地方独立行政法人(公立大学法人)が設置・運営する大学であることから、法人の組織活動の根本的規則である定款については、地方独立行政法人法第7条の規定により設立団体である岩手県が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣および文部科学大臣の認可を受けることにより法人格を付与されている。また、定款には同法第8条第1項各号に掲げる事項その他の事項を規定している。具体的には、目的、名称、役員に関する事項、業務の範囲およびその執行に関する事項等を規定しているほか、地方独立行政法人法第77条に、経営会議(経営審議機関)および教育研究会議(教育研修審議機関)の設置、審議事項等について規定している。

定款を変更する場合(政令で定める軽微な変更を除く。)も議会の議決を経て、総務大臣 および文部科学大臣の認可を受ける必要がある。

組織規則においては、学長等に関する事項のほか、学部および学科(第 10 条)、教授会(第 25 条)について規定し、また、高等教育推進センター(第 10 条の 2)、教育および研究に関する校務を処理する教育研究支援本部(第 31 条の 5)、学生に関する校務を処理する学生支援本部(第 32 条)、研究、地域連携および地域貢献に関する校務を処理する地域連携本部(第 36 条)、評価、計画、大学広報その他大学の企画に関する校務を処理する企画本部(第 39 条の 4)、事務局(第 40 条)のほか、各本部の附属施設であるメディアセンター(第 31 条の 7)、健康サポートセンター(第 34 条)、いわてものづくり・ソフトウェ

ア融合テクノロジーセンター (第 38 条)、地域政策研究センター (第 39 条の 2) について 規定し、それぞれの長を置くこととしている。

前回評価時、意思決定に関する組織や権限に係る規程の整備について指摘を受けているが、公立大学法人岩手県立大学代決専決規程に、法人と大学に関する理事長と学長の役割、 権限を各々明記するとともに、法人に係る副理事長、専務理事、理事等の専決事項と大学 に係る副学長、学部長、本部長等の専決事項を代決専決規程別表に整理し明確化した。

本学および併設大学の理念・目的を達成するため、大学組織は互いに連携・協力し合うこととしている。

教授会は、基本的に毎月第3水曜日の午後に定例的に開催するほか、早急に審議すべき 事項が生じた場合等には、随時開催している。

教授会のもとに、教務、学生、入学試験、就職・進学、広報、研究紀要に関する各種委員会を組織している。学部に設置する委員会は、本部が所管する全学の連絡調整会議等と協力・連携しながら、学部の学務に関する企画運営にあたる。また、各種委員会に属さない事項や委員会間の横断事項等を協議するため、学部長が委員長となり主宰する人事委員会(人事等に関する事項)、将来構想委員会(将来構想等に関する事項)、自己点検・評価委員会(認証評価、法人評価等に関する事項)を設けている。それぞれの委員会は、必要に応じて教授会に対して審議事項の提案や活動報告を行い、合意形成や意思疎通を行いながら活動を展開している。それぞれの委員会の活動内容は、毎年度4月教授会で委員会所掌として点検し改善につなげている。

教授会では、委員会等からの審議事項のほか、様々な報告なども行うことから、提出する案件を整理・調整するため、学部長と学科長による学部運営会議を設置し、教授会の円滑な運営を図っている。また、学部運営会議では、各種委員会の所掌に含まれていない学部運営に関わる様々な事項の検討も行われる。

(3) 短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。

本学の事務組織は、法人内の1大学2短大共通の組織として、事務局長のもと、教育研究支援室、学生支援室、企画室、地域連携室の4室体制で、教育研究活動等の事務を行っている。

教育研究支援室は、教育研究支援本部の業務である①教務、ファカルティ・ディベロップメントおよび授業評価に関すること、②国際交流に関すること、③アイーナキャンパスおよび社会人専門教育に関すること、④学生の募集および入学者の選抜に関すること、⑤高大連携に関すること、⑥メディアセンターの運営に関すること、⑦学術研究費に関すること、⑧科学研究費補助金の受け入れおよび管理に関すること、⑨研究倫理に関すること、⑩その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

学生支援室は、学生支援本部の業務である①学生の修学、生活および健康の支援に関すること、②就職の支援に関すること、③奨学金に関すること、④学生のボランティア活動に関すること、⑤学生会、同窓会、後援会に関すること、⑥健康サポートセンターの運営に関すること(企画本部の分掌に関することを除く。)、⑦その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

地域連携室は、地域連携本部の業務である①産学公連携事業の推進および支援に関する

こと、②地域連携研究および戦略的研究に関すること、③知的財産の管理および活用に関すること、④外部資金の獲得の支援、受け入れおよび管理に関すること(科学研究費補助金を除く。)、⑤生涯学習およびこれらに係る講師の派遣に関すること、⑥地域連携に関する相談の受け付けに関すること、⑦いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターの運営に関すること、⑧地域政策研究センターの運営に関すること、⑨その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

企画室は、①人事、組織、労務、その他大学運営の総括に関すること、②財務、会計その他法人の運営に係る総務に関すること、の事務を処理するほか、企画本部の業務である、③認証評価に関すること、④中期計画に関すること、⑤大学広報に関すること、⑥大学の経営改革に関すること、⑦教員業績評価に関すること、⑧情報システムに関すること、⑨健康サポートセンターの運営に関すること(職員の安全衛生および健康サポートに関すること。)、⑩その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

本学事務局は、法人が採用した職員 67名と、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12年法律第 50 号)および公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13年岩手県条例第 67 号)の規定に基づき、設立団体である岩手県から法人に派遣された職員(以下「県派遣職員」という。)46名、計113名の職員体制になっている。

平成 25 年度までは、法人が採用した事務局職員はすべて、任期付職員であったが、平成 26 年度から、法人が採用した任期付職員のうち、一般系、総合系の職員を期間の定めのない雇用に移行させ、かつ、今後法人が採用する事務局の事務総合職の職員は、原則として期間の定めのない雇用とすることにより、「高い専門性を持つ法人採用職員」と「幅広い経験を持つ県職員」による業務内容の多様化に対応できる職員体制としている。

法人採用職員については、採用試験(筆記、面接等)を実施し、大学固有事務等に対する適性について審査・選考のうえ採用している。

非常勤職員については、専門業務(看護師、相談員等)について配置しており、採用に あたってはその業務の専門性や大学業務に対する適性について審査・選考のうえ採用して いる。

職員の配置については、毎年度、所属長が各職員から人事ヒアリングを行い、本人の経験、職歴、年齢、希望等を考慮し、適性を見極めたうえで、人事案を取りまとめ、理事長が決定している。

職員の昇格等については、新人事評価制度実施要領および公立大学法人岩手県立大学任期付職員勤務成績評価制度実施要領に基づき、毎年度各所属長が各職員の評価を行い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則に基づき、必要に応じて各所属長と人事を所管する企画室長とのヒアリング等を経て、昇格等の候補者を選考し、理事長が決定している(資料 9-1-16、9-1-17)。

なお、事務組織については、「業務内容の多様化、業務量の変動に応じ、事務組織の機能を検証しながら安定的な大学運営を行う」ことを中期計画に位置づけており、年度計画策定、学長等による計画進捗状況ヒアリング、年度実績取りまとめ等のプロセスを通じ、毎年度適切性を検証している。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

職員の人事評価については、新人事評価制度実施要領および公立大学法人岩手県立大学 任期付職員勤務成績評価制度実施要領に基づき、年に数回、所属長との面談を実施しなが ら行い、処遇等に反映させている(資料 9-1-16、9-1-17)。

平成 26 年度からこれまで任期付職員として雇用していた職員のうち、一般事務を担う一般系、総合系の職員を期間の定めのない雇用に移行させ、初任給基準の引上げ、各種手当の拡充等、処遇改善を図った。

職員研修については、平成 26 年 3 月に策定した「岩手県立大学事務局人材育成ビジョン &プラン」により基本方針を定め、職位・職責に応じて必要となる知識・スキル等を習得 するための階層別研修、職員個々の職務能力の状況等を踏まえて実施する個別能力開発研 修など、年度毎に研修実施計画を定め、実施している(資料 9-1-18)。

研修機会の確保については、外部機関が実施するセミナー等のほか、eーラーニングの活用により大学職員として必要なスキルの取得等に努めている。

なお、事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策については、SD活動を積極的に 推進することを中期計画に位置づけており、年度計画策定、学長等による計画進捗状況ヒ アリング、年度実績取りまとめ等のプロセスを通じ、毎年度適切性を検討している。

2. 点検·評価

●基準9-1の充足状況

本学の意思決定プロセスは、定款を含めた関係規則等により定めている。また、理事長、 学長と教職員との大学運営に関しての意見交換を行う機会を設け、さらに年度計画策定、 学長等による計画進捗状況ヒアリング、年度実績取りまとめ等のプロセスを通じ、毎年度 適切性を検討していることから、本学では同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

本学事務局は、これまで県派遣職員が中心的な役割を担い、法人が採用した任期付職員は補助的業務を行う体制であったが、県派遣職員は原則3年という派遣期間のなかで、業務上のノウハウが必ずしも十分に蓄積されない等の状況にあったことから、平成26年度からは、法人が採用した事務局職員を期間の定めのない雇用とし、給与等の処遇面を大幅に改善し、かつ、法人採用職員の育成・登用を行うことにより、事務局機能の強化を図ることとしたところである。

また、前回認証評価以降に、公立大学法人岩手県立大学代決専決規程において、法人と大学に関する権限を整理したことにより、意思決定のプロセスが明確になっており、教職員アンケートの結果においても、「管理者、教職員が適材適所に配置されて組織運営がなされている」という回答が平成23年度(24.5%)から平成26年度(28.2%)に、「職能要件が計画に定められており、その職能に合った権限・責任体制のもとで、仕事が進められている」という回答も、平成23年度(22.5%)から平成26年度(27.7%)に上昇している(資料9-1-19 間16-①項目7・8)。

②改善すべき事項

平成 25 年度までは、本法人の事務局職員の体系的な育成が十分でなく、また、法人採用職員は任期付職員であったため、昇任が主任までであるなど、無期雇用を前提とするキャリア形成のステージが設定されておらず、人事評価制度も県派遣職員とは別に設けられていた。

こうしたことから、人材育成ビジョン&プランが具体的に実施される前に行われた教職員アンケートの結果では、教育や能力開発の機会がそれなりに与えられているという回答が平成23年度(50.5%)から平成26年度49.0%)に、頑張ってよい業務をやればちゃんと評価されるという回答が平成23年度(38.7%)から平成26年度(34.2%)に、人事の昇進・昇格に不公平感はないという回答が平成23年度(33.8%)から平成26年度(32.7%)にそれぞれ下降し、低い結果となっている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

法人が採用した事務局職員を期間の定めのない雇用とし、給与等の処遇面を大幅に改善するとともに、法人採用職員の育成・登用を行うことにより、事務局機能の強化が図られている。また、公立大学法人岩手県立大学代決専決規程において、法人と大学に関する権限を整理したことにより、意思決定のプロセスが明確になったことから、教職員アンケートの「管理者、教職員が適材適所に配置されて組織運営がなされている」等に対して、肯定的な回答が上昇している。

②改善すべき事項

中長期的には県派遣職員数は縮小の方向にあり、大学リテラシーや本学の業務に精通した法人採用職員が本学の運営を担う体制づくりが必要であるとの認識から、平成 26 年度に法人採用職員の事務職を原則として無期雇用とし、給与等の処遇を改善するとともに、「岩手県立大学事務局人材育成ビジョン&プラン」により人材育成の基本方針と取り組みの基本的方向を定めた。

具体的には、職員の成長を支える仕組みづくり、人材を育てる職場づくり、働きやすい環境づくりを3本柱とし、キャリア形成のためのジョブローテーションの導入、キャリア形成のステージの設定、人材育成のための研修体系の見直し、年度ごとの研修実施計画の策定、人事評価制度の整備などが盛り込まれている。今後は、この人材育成ビジョン&プランを着実に実行していく。

なお、人事評価制度については、無期雇用に移行した法人採用職員についても県派遣職員同様の「新人事評価制度実施要領」によることとし、これに基づき、毎年度所属長によるヒアリングを実施し昇給や勤勉手当の率について決定するなど、県派遣職員と同様の制度により、人事配置、昇格等を実施しており、今後は、これらの取り組みをより一層、充実発展させていく。

4. 根拠資料

- 資料 9-1-1 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期目標 (既出 1-4)
- 資料 9-1-2 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)
- 資料 9-1-3 大学運営に係る説明会 (既出 3-16)
- 資料 9-1-4 公立大学法人岩手県立大学定款
- 資料 9-1-5 公立大学法人岩手県立大学組織規則 (既出 1-18)
- 資料 9-1-6 公立大学法人岩手県立大学代決専決規程
- 資料 9-1-7 公立大学法人岩手県立大学理事会議開催要領
- 資料 9-1-8 理事会議名簿
- 資料 9-1-9 岩手県立大学等教授会規程 (既出 3-28)
- 資料 9-1-10 教員選考手続内規 (既出 3-7)
- 資料 9-1-11 公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程
- 資料 9-1-12 公立大学法人岩手県立大学の学長の任期に関する規程
- 資料 9-1-13 公立大学法人岩手県立大学の学長選考及び解任に関する規程
- 資料 9-1-14 岩手県立大学学部長選考規程
- 資料 9-1-15 盛岡短期大学部短期大学部長候補者選考手続内規
- 資料 9-1-16 新人事評価制度実施要領
- 資料 9-1-17 公立大学法人岩手県立大学任期付職員勤務成績評価制度実施要領
- 資料 9-1-18 岩手県立大学事務局人材育成ビジョン&プラン
- 資料 9-1-19 2014 (H26) 年度教職員アンケート調査結果報告書(既出 1-16)

IX. 管理運営・財務(IX - II) 財務

1. 現状説明

しており、ほぼ横ばいで推移している。

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、公立大学法人岩手県立大学が設置・運営する短期大学であり、当該法人には、 本学と、岩手県立大学(四年制)、宮古短期大学部の、合わせて1大学・2短期大学部が設置され、一体的に運営されている。

そのため、本学の予算は、「公立大学法人岩手県立大学会計規則」(資料 9-2-1、以下「会計規則」という。)、「公立大学法人岩手県立大学予算規程」(資料 9-2-2) その他の関係規程に基づき、上記の3大学分を一体的に編成し、財務運営を行っている。

また、予算編成と同様に3大学分をまとめた「第二期中期計画」(資料 9-2-3) においては、教育および研究の質の向上等に関する目標を達成するための措置を具体的に定めており、それらの目標達成のため、6年間の「予算、収支計画及び資金計画」も一体的に策定していることで整合性を図っている。

単年度の予算をみると本学の収入のうち、約60%は県からの運営費交付金が占めている。 第二期中期計画の初年度である平成23年度の運営費交付金は、第一期中期計画期間における経営実績や剰余金の留保状況等を踏まえ、大学運営に係る所要額が算定されている。平成24年度以降については、平成23年度の交付額を基準に毎年度0.7%縮減されているものの、第二期中期計画期間中は毎年約38億円程度の運営費交付金収入が確保されている。そのほか収入の約25%を占める学生納付金収入については、毎年約14億円程度を確保

なお、東日本大震災により被災した学生の授業料等減免に充てる経費については、通常 の運営費交付金とは別に所要額が岩手県から交付されている。

また、本学では、第一期中期計画期間から第二期中期計画期間へ繰り越した目的積立金 が約23億円あり、施設の大規模修繕等に要する経費に充てるほか、毎年7千万円程度を教 育力強化に資する事業に充てることとしている(資料9-2-4)。

このように、本学の財政は、主たる財源である県からの運営費交付金および自己収入である授業料等の学生納付金収入のいずれについても安定的な確保が図られており、良好な財政運営を行っている(資料 9-2-3、資料 9-2-5~7)。

さらに、本学では、安定的な財政基盤を構築するうえで、特に研究資金の財源を確保するため、科学研究費補助金等競争的研究資金の獲得、民間企業等からの受託研究、共同研究および奨学寄附金の受け入れを積極的に推進している。

科学研究費補助金については、制度の説明や申請書の記載方法等に係る学内の研修会を行うとともに、若手研究者の意欲的な研究活動を推進し研究費の応募・獲得を支援するための「若手ステップアップ研究費」や、補助金申請支援のための「ブラッシュアップ助成費」についても予算を措置している(資料 9-2-8、資料 9-2-9)。

民間企業等からの受託研究および共同研究については、地域連携本部に専門職員を配置 し、企業等からの相談を受け、コーディネートを積極的に行っている。

また、外部研究資金の獲得に係るインセンティブとして、獲得した研究費の間接経費の 一定割合を研究費として研究者に配分する制度を平成24年度から実施し、外部研究資金へ の応募促進に努めている。

そのほか、平成23年度には、文部科学省の「大学改革推進費補助金」、平成24年度には、同省の「産業界ニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」、「地域イノベーション戦略支援プログラム」に採択され、これらの補助金を活用して震災復興支援や就業力向上、地域産業との連携に取り組んでいる。

(2) 予算編成および予算執行を適切に行っているか。

予算編成にあたっては、会計規則により、理事長が損益および資金の状況、中期計画の 着実な推進に配慮のうえ、毎年度予算編成方針を策定している。この方針は、予め理事会 議で承認を得たうえで全学に提示するとともに、教職員に対して説明会を行い趣旨の周知 徹底に努めている。

その後、予算編成方針に基づき各本部および各学部から提出された予算要求を事務局に おいて取りまとめ、理事長調整、学長調整を経て、学外から登用している非常勤理事も構 成員となる理事会議の承認を得たうえで予算案を作成する。その後、監事を含めた拡大理 事会議、経営に関する審議機関である経営会議の審議を経て、理事長が予算を決定してい る。なお、経営会議はその構成員の過半数を学外委員が占めている。

予算の執行にともなう効果ついては、会計規則をはじめとする各種財務関係の諸規程(資料 9-2-10、資料 9-2-11)に基づき事務処理を行うとともに、「公立大学法人岩手県立大学代決専決規程」(資料 9-2-12)により、予算の執行権限についても明確に規定されており、支出契約等の決裁もこれに基づいて適正に行われている。さらに、教員に予算配分している研究費については、「岩手県立大学研究費マニュアル」(資料 9-2-13)を策定し、全学で統一した基準で執行している。また、会計処理は財務会計システムにより行っており、配分予算額を超える執行の防止機能や執行明細、残高等の各種検索により適正な予算管理を行っているほか、会計伝票の複数チェックにより、会計業務の適正化に努めている。

こうした体制のもとで執行された予算については、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項および同法に基づき定めた「公立法人岩手県立大学監事監査規程」(資料 9-2-14) により、法人監事 2 名による法人経営や大学運営の状況、事業の実施状況等に対する包括的な監査が実施されている。また、同法第 36 条により岩手県が選任した監査法人による同法第 35 条に基づく会計監査も実施されている。両監査とも毎事業年度を通じて実施されており、監査結果については、監査結果報告書による報告がなされ(資料 9-2-15、9-2-16)、指導助言等に適切に対応し改善を図っている。

前回認証評価時に、経営・予算の執行を行うラインとは別系統の組織で監査機能を所管する必要があるとの指摘を受けているが、平成22年度に「公立大学法人岩手県立大学内部監査規程」(資料9-2-17)を制定し、事務局に設置した監査主査による内部監査を毎年度実施しており、会計経理の実務面の執行チェックを行うとともに、執行体制の問題点の把握や制度改善等に努めている。

これらの監査による検出事項や内部統制に係る問題事項を共有化し、経営環境の把握と経営のより一層の適正化、効率化を目的として、理事長、監事、監査法人および内部監査 主査による四者の協議を定期的に行っている。

また、予算の執行については、公立大学法人岩手県立大学評価委員会が行う大学運営全

般についての自己点検・評価のなかで各種指標などに基づく検証を行っており、予算執行 においても計画の推進、点検・評価、改善のシステムが機能するような体制となっている。

この自己点検・評価の結果とともに、地方独立行政法人法に基づき、毎事業年度の決算に係る財務諸表を知事に提出し、承認を受ける仕組みになっており、知事が承認しようとするときは、あらかじめ岩手県地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととされている。また、承認を受けたさいには、本学のホームページ上に掲載し公表するほか(資料9-2-18)、県においても、岩手県報で公告している。

2. 点検・評価

●基準9-2の充足状況

本学の財政は、県からの運営費交付金および学生納付金収入のいずれについても安定的な確保が図られている。また、第二期中期計画の達成のため、6年間の「予算、収支計画及び資金計画」も一体的に策定し、予め理事会議で承認を得たうえで教職員に対して説明会を行い趣旨の周知徹底に努めていることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

収入については、設立団体からの運営費交付金のほか、自己収入である学生納付金収入 についても定員の確保等により安定的に確保されているとともに、学内における外部資金 獲得に対する支援体制の整備により、外部資金の受け入れも増加傾向にある。

予算の執行については、予算編成方針において、効率的な執行について定め、周知を図っているほか、自己点検・評価の結果および監査による指導助言等を踏まえた事業内容等の見直しによる業務の効率化、委託契約や物品調達における競争性の確保等による経費の節減を行っている。

このような財政計画の着実な推進により、毎年度利益剰余金を計上しており、財政基盤の充実化が図られている。

なお、会計業務については、財務会計システムの適切な活用や内部チェック体制の確立 により、監査および会計監査において特に指摘される事項もなく、おおむね良好に処理さ れている旨の結果を得ている。

②改善すべき事項

本学では、岩手県地方独立行政法人評価委員会による法人評価や認証評価の実施にあわせて、大学運営全般について自己点検・評価を行っており、達成度の検証に役立てるために、各種アンケート(新入学者、2年次生、卒業年次生、就職先企業、教職員)を実施している。

教職員アンケートの「ビジョンや中長期計画に沿った経営や資源配分が行われているか」の設問に対して、肯定的意見が平成23年度39.2%から平成25年度には41.5%と、全体的には伸びているものの、「わからない」の回答が平成23年度18.6%から平成25年度31.2%と増えていることから、教職員に対し計画と予算の関係を改めて周知するとともに、計画を推進するための予算の効率的な執行についての意識の醸成を図ることが必要である(資料9-2-19 問16-①項目1)。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

財務基盤のさらなる強化のため、自己収入の確保や外部資金の獲得に一層努めるととも に、予算の適正かつ効率的な執行による経費の節減を図り、安定的な財政基盤を維持する。

また、教育研究のさらなる質の向上や施設の計画的な改修などに充てることとしている目的積立金の効率的な活用により、中期計画の着実な推進を目指す。

会計業務については、現体制で適正に事務処理を行っているが、さらなる効率的かつ合理的なチェック体制を目指し、今後も必要に応じて対応を検討し適正な処理に万全を期す。

②改善すべき事項

教職員に対し、説明会の開催等により計画と予算の関係についての周知を図るとともに、 計画の着実な推進のため、毎年実施している大学全般の自己評価において、事業の成果等 を十分に検証して、より一層の効率的な予算の編成・執行に努める。

4. 根拠資料

- 資料 9-2-1 公立大学法人岩手県立大学会計規則
- 資料 9-2-2 公立大学法人岩手県立大学予算規程
- 資料 9-2-3 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)
- 資料 9-2-3 公立大学法人岩手県立大学学長裁量経費取扱要領
- 資料 9-2-5 公立大学法人岩手県立大学 財務諸表 (H21~H25年度)
- 資料 9-2-6 公立大学法人岩手県立大学 事業報告書(H21~H25年度)
- 資料 9-2-7 公立大学法人岩手県立大学 決算報告書 (H21~H25年度)
- 資料 9-2-8 平成 26 年度若手ステップアップ研究費募集要領
- 資料 9-2-9 平成 26 年度ブラッシュアップ助成費交付要領
- 資料 9-2-10 公立大学法人岩手県立大学経理規程
- 資料 9-2-11 公立大学法人岩手県立大学契約実施規程
- 資料 9-2-12 公立大学法人岩手県立大学代決専決規程 (既出 9-1-6)
- 資料 9-2-13 岩手県立大学研究費マニュアル
- 資料 9-2-14 公立法人岩手県立大学監事監査規程
- 資料 9-2-15 独立監査人の監査報告書(H21~H25年度)
- 資料 9-2-16 監事監査報告書 (H21~H25年度)
- 資料 9-2-17 公立大学法人岩手県立大学内部監査規程
- 資料 9-2-18 学外向けホームページ 財務諸表

http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#z

資料 9-2-19 2014 (H26) 年度及び 2011 (H23) 年度教職員アンケート報告書間 16-① 1.

X. 内部質保証

1. 現状説明

(1) 短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対す る説明責任を果たしているか。

本学は、学校教育法に基づく7年ごとの認証評価による自己点検・評価と、地方独立行政法人法(以下「地独法」と記載)に基づき毎年度行う法人評価とにより大学の諸活動に対する点検評価を定期的に実施している。これらの評価は、本学、併設大学および併設短期大学部(以下「全学」と記載)を対象とした自己点検・評価、認証評価および法人評価を一体的に所掌する「公立大学法人岩手県立大学評価委員会(以下「大学評価委員会」と記載)」(資料 10-1)が主体となって実施している。

本学は、平成 20 年度に大学基準協会による認証評価を受審し、平成 27 年度に 2 回目を受審する。また、法人評価については、平成 17 年度の公立大学法人化以降、地独法に基づき岩手県知事から提示された 6 年間を期間とする中期目標にしたがって、公立大学法人岩手県立大学(以下「当法人」と記載)が本学の中期計画を策定し、現在、第二期中期計画(平成 23 年 4 月~29 年 3 月)が進行中である。さらに、この計画を達成するために毎年度、年度計画を策定している。以上毎年度の計画に基づく実績評価、 4 年目に行う中間評価にあたる暫定評価および中期目標期間終了時の実績に関する法人評価は、大学評価委員会が全学実績を取りまとめ、岩手県地方独立行政法人評価委員会(以下「法人評価委員会」と記載)に提出し、法人評価委員会による外部評価を受けている。

ところで、現行の第二期中期計画は、目標達成のための措置を 50 項目に集約し、そのなかでも、特に緊急性、重要性が高く、継続的な取り組みを要するものを 6 つの重点計画に分類している。この 6 つの重点計画を含む 50 項目の計画は、認証評価の点検・評価項目とも関連するよう策定されている(資料 10-2 p. 1-2、資料 10-3)。従って、毎年度行われる年度計画とその実績評価は、認証評価における自己点検・評価と同じ機能を果たしている。これらの中期計画・年度計画は全学的計画のほか、必要な項目につき本学の計画も策定し、毎年度末実績を取りまとめる形での点検・評価を行っている。この点検評価は、大学評価委員会の下にある点検評価部会が、各年度当初に前年度の本学の実績に関するヒアリングにより行われている。

以上の本学の自己点検・評価活動の公表に関し、認証評価については、点検・評価報告書と大学基準協会の評価結果を本学ホームページに掲載し、公表している(資料 10-4)。また、法人評価についても、実績報告を法人評価委員会に提出した後、報道機関に発表しているほか、本学ホームページに実績報告と評価結果を掲載している(資料 10-5)。また、刊行物として「岩手県立大学年報」に毎年度の実績を掲載し、広く周知を図っている(資料 10-6)。

自己点検・評価結果の公表のほか、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された教育研究活動等についての情報や財務関係書類は、本学のホームページで公表している(資料10-7~8)。なお、財務関係書類も、法人評価による実績報告と合わせて毎年度記者発表を行っているほか、概要を「岩手県立大学年報」に掲載し、公表している。そのほか、本学を含めた全学の主な教育研究活動、学生の活動、地域貢献活動などについて、年 4 回発行の岩手県立大学広報誌「IPU」(資料 10-9)、フェイスブック等ソーシャルネットワーク

(資料 10-10~12)、プレスリリース等を組み合わせ、積極的に公表している。

情報公開請求の対応については、当法人は、地方独立行政法人として岩手県の情報公開条例および個人情報保護条例の規定が適用される機関となっており、同条例および当法人の関係規程(資料 10-13~16)に基づき、当法人および本学において手続きを整備して、必要とされる情報を公開、開示している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学では、学則(資料 10-17)第2条に自己点検・評価について「本学は、教育研究水準の向上を図り、もって本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と規定している。これを踏まえて、中期目標では自己点検・評価・改善および情報の提供に関する目標が示され(資料 10-18 p.7)、その達成のため、中期計画に「全学的な自己点検・評価を改革・改善に繋げ、PDCAサイクルの諸活動を学内で定着させるとともに、評価結果を外部に公表する」とその方針を明記した(資料 10-2 計画項目【45】)。

以上の方針に基づく本学の内部質保証の取り組みは、大学評価委員会が主体となり実施している。この大学評価委員会は、理事長の指名による 20 名以内の委員で構成され、理事長の指名により学長が委員長となっている。この委員会において、第二期中期目標・計画の理念・方針、前年度の業務実績評価等の結果が分析され、本学の課題や方向性、改善・改革について協議される。その結果は、学部長から教授会に報告されることで構成員に共有され、本短大の自己点検・評価と改善につなげられている。また、大学評価委員会のもとに「自己点検・評価部会」(以下「部会」と記載)を設置し、自己点検・評価の方針、部局の自己点検・評価、業務実績の進捗状況の確認等を所掌している(資料 10-1)。

本学を含む2短大および併設四年制大学全体の年度計画は、全学組織である4本部が作 成し企画本部がとりまとめ岩手県に報告し公表している。これと平行して、全学計画に即 した本学の年度計画は本学各委員会等が作成し、本学評価委員会がこれをとりまとめ、教 授会で承認し企画本部へ報告している。この年度計画は、毎年 10 月に学長、副学長および 各本部長で構成される大学執行部による本短期大学学部長および学科長に対する計画の進 捗状況のヒアリングを受け、課題等の確認を行う。なお、ヒアリングにおいて計画通りの 実績が見込めない場合は、次年度の計画へ反映させることとしている。このヒアリングに 基づき、年度末に計画に対する自己点検・評価を行い、実績をとりまとめて評価委員会・ 部会に報告する。この実績報告については、翌年度当初に、部会が実績に関するヒアリン グを行って内容を確認する。以上を基に点検・評価部会において本学を含めた全学実績を 取りまとめ、本部長会議、大学評価委員会において協議し、学内の承認を得る。その後、 拡大理事会議、教育研究会議および外部委員が構成員の過半数を占める経営会議の審議を 経て決定され、岩手県法人評価委員会に提出し、地独法第28条に基づく法人評価委員会の 外部評価を受ける。さらに、地独法に特に規定はないが、県が定める要領により、中期目 標期間4年経過時に暫定評価を行い、その時点での中期目標の達成状況や課題等を明らか にし、中期目標達成のための方策の検討や次期中期目標および次期中期計画の検討に活用 している。そして、中期計画終了後には、同様に中期計画期間における実績を取りまとめ、 地独法第29条に基づき岩手県知事に提出し、地独法第30条に基づき法人評価委員会の外

部評価を受けている。

なお、10月のヒアリングで出された課題を踏まえて、次年度計画策定の学長方針を定めているほか(資料 10-19)、12月末の進捗状況を各学部等にて取りまとめ、その課題や改善策を次年度計画策定に反映させている。

また、全学では平成 25 年度に「高等教育推進センター」を設置し、「教育の質保証のための検証及び支援に関すること」等を所掌業務としており、高等教育政策の動向等を踏まえ、本学も含めた全学的教育課題への対応、全学横断的な教育の質保証のための検証と支援を行っている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学の内部質保証システムである、併設短大および四年制大学を含む中期計画を中心とした自己点検・評価システムは、計画をより客観的、定量的な評価を行うため、4年後(暫定評価時点)および6年後(期間終了後)における「目指す成果・達成状態」を掲げるとともに、達成度のメルクマールとして評価指標を設定し、PDCAの実効性を担保している。従って、本学でも中期計画に連動する計画を策定しており、それらには6年間の着実なステップを踏んでいく年度計画を策定するために、すべて工程表が設定されている(資料10-26)。すなわち、「6つの重点計画 - 50項目の全学共通計画 - それに連動する各部局計画」という階層的な計画を構築し、各レベルにおいて6年間の計画と年度計画を策定することにより、それぞれPDCAサイクルを循環させる仕組みとした。さらに、平成26年度より、本学の運営に外部的な視点を入れて大学運営および自己評価により客観性をもたせるため、外部有識者1名を委嘱している。

教員個人については、教員業績評価制度にしたがって、一次評価として各教員が自己点検・評価を行い、二次評価として学部長等が一次評価に基づき評価を行い、三次評価として教員業績評価委員会が評価を確定している(資料 10-27)。

これらの組織レベルおよび個人レベルの自己点検・評価を推進するため、本学では次のようなデータベースの整備を行っている。すなわち、まず挙げられるのが、第二期中期計画や認証評価の項目、指標と整合するように構築した「自己点検・評価マネジメントシステム」である(資料 10-28)。これは、WEB上に構築された、大学評価において達成度の定量的評価のための参考として、新入学者、2年次生、卒業年次生といった学生アンケート、教職員アンケートおよび卒業者に関する企業アンケートといった各種アンケートや、業務数値を受験志願者数・倍率や収容定員の充足率といった業務数値を集約したデータベースであり、学内ホームページを通じて全教職員がアクセス可能なものである。このシステムのなかに、中期目標、中期計画、年度計画およびこれらの業務実績、工程表のデータ

を全学と部局(学部等)別に格納するとともに、認証評価の評価項目、評価の視点などを すべて網羅している。これにより、中期計画や認証評価の項目と関連する評価指標を対応 させ、客観的なデータによる達成状況、成果としての活用、経年比較による課題の抽出等 を行うことができる。毎年度行う計画や実績、評価指標のデータ蓄積の照会・回答は、各 学部等がシステムへ直接入力することを通じて行っている。

さらに、各教員の教育・研究・社会貢献に関する情報については、「研究者情報システム」で一元管理しており、学外ホームページの「教育研究者総覧」(資料 10-29) にデータ提供され、外部に情報を公開している。データの登録・更新作業は教員個人が各自で行い、その過程においても各自の業績内容の確認と自己点検・評価が行われる。

本学の自己点検・評価と実績の取りまとめは、併設大学・併設短期大学部と同じように、経営会議での審議を経るが、この経営会議委員 11 名のうち学外委員が6名であり(資料10-30)、自己点検・評価に学外の意見を反映させている。これは法人評価、認証評価いずれも同様である。また、中期計画、各年度計画の実績は、法人評価委員会の評価を受けることとされており、本学の自己点検・評価結果をさらに外部の機関が評価する仕組みとなっている。さらに、平成24年度から当法人の理事に学外者を1名任用し、理事会議にて当法人の経営等に関する意見等を求めているほか、中期計画、年度計画の策定や決算など、より重要な事項を議論する拡大理事会議では、学外理事のほかに監事2名も出席し、法人経営と本学の運営に学外からの視点を反映している(資料10-31)。

なお、全学と同じように、本学においても外部の視点を取り入れた自己点検・評価を行うため、本学の教育研究活動に対して外部有識者(他大学関係者、当該分野の専門家、各種業界関係者、自治体関係者等)から意見等を求め、さらなる改善につなげることができる体制を構築中である。

以上のように、本学の自己点検・評価は、定期的に行われ、客観的データや外部者の視点により客観的評価が行われている。

本学では、平成 20 年度に大学基準協会による認証評価を受審し、評価の結果、大学基準協会が定める大学基準に適合しているものと認定されつつも、一層の改善・改革が必要とされた事項について「助言事項」として、組織的なFD 活動(教育方法等)、役割・権限の明確化(管理運営)および監査機能の実効性(財務)の3項目の提言を受けた。この評価結果は、本部長会議、学部長等会議および理事会議等で報告し、全学として共有し、指摘された助言事項の検討、改善への取り組みを進めた。その後、平成23年8月に助言事項に係る改善報告書を提出し、平成24年3月に検討結果が交付された(資料10-32)。いずれも改善経過について再度の報告を要する事項はなかった。

2. 点検·評価

●基準 10 の充足状況

本学は、併設大学も含めた自己点検・評価、認証評価および法人評価を一体的に所掌する「公立大学法人岩手県立大学評価委員会」が主体となって実施し、その結果はホームページ等で公表している。また、学則等において自己点検・評価の方針を明記しているほか、外部有識者から意見等を求め、さらなる改善につなげることができる体制を構築中である

ことから、本学では同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

「自己点検・評価マネジメントシステム」の整備により、全教職員が本学および全学の計画・実績・指標等を自由に閲覧できるようになり、自己点検・評価に関するデータの共 有化、可視化が図られ、自己点検・評価の改革・改善につなげている。

②改善すべき事項

全学レベルの自己点検・評価の基礎となる、各学部等の自己点検・評価が、計画に沿った実績の的確な把握や、客観的な評価が十分ではない場合がある。また、「自己点検・評価マネジメントシステム」が十分に活用されていない面がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後はアンケート結果を経年比較するなどして改善・悪化の傾向の読解、弱みを克服すべき新しい事業の立案等システムのさらなる活用を目指す。

②改善すべき事項

計画の実績内容を確認する自己点検・評価部会と学長等とのヒアリングを通じて、評価のさいに着目すべき点や、指標の活用するさいの留意点などの共通理解を図る。また、本学においても外部の視点を取り入れた自己点検・評価を行うため、本学の教育研究活動に対して外部有識者から意見等をもらう体制の構築を促進する。さらに、システムの説明会を開催するなどして「自己点検・評価マネジメントシステム」の周知・活用に努める。

4. 根拠資料

資料 10-1 公立大学法人岩手県立大学評価委員会規程 (既出 1-11)

資料 10-2 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)

資料 10-3 大学基準と第二期中期計画の対応(表)

資料 10-4 学外向けホームページ 認証評価

http://www.iwate-pu.ac.jp/information/accreditation01.html

資料 10-5 学外向けホームページ 法人評価

http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#第二期

資料 10-6 岩手県立大学年報 平成 25-26 年 (既出 1-10)

資料 10-7 学外向けホームページ 教育情報の公表

http://www.iwate-pu.ac.jp/information/edu-information/

資料 10-8 学外向けホームページ 財務諸表等 (既出 9-2-18)

http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#z

- 資料 10-9 岩手県立大学広報誌 「IPU」61 号
- 資料 10-10 本学公式 twitter https://twitter.com/IPU_official
- 資料 10-11 本学公式 facebook https://www.facebook.com/iwateprefuniversity
- 資料 10-12 本学 youtube 公式チャンネル

$\underline{https://www.\ youtube.\ com/user/Iwateprefuniversity}$

- 資料 10-13 岩手県情報公開条例
- 資料 10-14 岩手県個人情報保護条例
- 資料 10-15 公立大学法人岩手県立大学情報公開取扱規程
- 資料 10-16 公立大学法人岩手県立大学個人情報保護規程
- 資料 10-17 岩手県立大学盛岡短期大学部学則 (既出 1-2)
- 資料 10-18 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期目標 (既出 1-4)
- 資料 10-19 学長メッセージ次第 (既出 3-15)
- 資料 10-20 公立大学法人岩手県立大学職員就業規則 (既出 3-4)
- 資料 10-21 公立大学法人岩手県立大学職員服務規程
- 資料 10-22 公立大学法人岩手県立大学職員倫理規程
- 資料 10-23 公立大学法人岩手県立大学懲戒手続規程
- 資料 10-24 公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程(既出 6-7)
- 資料 10-25 公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン
- 資料 10-26 第二期中期計画工程表
- 資料 10-27 公立大学法人岩手県立大学教員業績評価要綱 (既出 3-12)
- 資料 10-28 自己点検・評価マネジメントシステム (既出 1-17)
- 資料 10-29 学外向けホームページ 教育研究者総覧

http://souran.iwate-pu.ac.jp/search?m=home&l=ja

- 資料 10-30 経営会議名簿
- 資料 10-31 理事会議名簿 (既出 9-1-8)
- 資料 10-32 平成 23 年度「改善報告書検討結果」(既出 3-22)

XI. 特色ある取り組み

1. 現状説明

(1) 短期大学が組織的に行っているユニークな取り組みの実施状況とその有効性。

1) 大学全体

人間生活の「衣」「食」「住」に関する高度な技術と見識をもち、さまざまな社会問題を解決して、かつ地域に対する貢献をなしうる能力をもった人材を育成する教育の目的に沿った地域社会に対する貢献活動として、平成23年3月11日に発生した東日本大震災・津波被災地支援ボランティア活動の取り組みが挙げられる。本活動は大震災津波の発災直後から、本学の学生、教職員が中心となって実施され、陸前高田市広田半島の被災者等にペットボトル水を配布するボランティア活動、通称「水ボラ」といわれるものである。当初、津波により孤立し、断水状態であった陸前高田市広田半島地域の世帯へ、岩手県に寄せられた支援物資のペットボトル飲料水を配布していたが、2年目以降は(株)伊藤園(茶・清涼飲料メーカー)の協力を得、ペットボトル飲料水・お茶を被災地へ届ける支援活動を継続している。この活動は平成23年度には17回、平成24年度には16回、平成25年度には17回、月平均2~3回定期的に実施され、平成23~25年の参加延べ人数は520人で、1回当たりの参加者は10人が活動したことになる。夏期期間の熱中症予防や、高齢者世帯への声掛けによる孤立化の防止、地域見守りなど、現在も月に1~2回活動を継続している。

水ボラへの支援物資の提供がきっかけとなり、平成 25 年 4 月からは(株)伊藤園が創設している「本庄国際奨学財団」留学制度を利用して日本で学ぶ海外留学生も社会奉仕活動の一環として参加している。さらに、この活動は、米国オハイオ大学が平成 24 年度から大槌町で実施していた復興支援事業と連携し、平成 25 年から 27 年まで毎年 9 月末に大槌町・陸前高田市において 2 泊 3 日の合同ボランティア活動を実施することとなった。平成 25 年度は 9 月 27~29 日に実施され、本学、オハイオ大学、本庄国際奨学財団、そして地元の高田高校生徒も加わり、総勢 85 人(うち、学生・生徒は 65 人)が参加した。大槌川河川敷の菜の花プロジェクトへの参加、陸前高田市内の仮設住宅や広田半島の高齢者の多い地域を世帯ごとに訪ね、飲料水やお茶を手渡しながら居住者と対話し、交流する活動を実施したほか、本学学生と海外の学生、高校生との交流会やお茶セミナーによる日本文化の紹介などを通して親睦を深めるなど多彩な取り組みが行われ、支援活動の輪が広がっている(資料 11-1 p. 14)。

2) 生活科学科

生活科学科食物栄養学専攻は栄養士養成施設の指定も受けている。そのため、入学生は全員が栄養士免許の取得を目指して科目履修し、栄養士免許を活かした仕事に就く学生が多い。そのなかには実務経験を積んで管理栄養士を目指す者もいる。そのような卒業生を対象として食物栄養学専攻では毎年夏から秋にかけて、「社会人リカレント教育―管理栄養士国家試験対策講座―」を開催している(資料 11-2)。基本的に本学の卒業生を対象としているが、定員に余裕があれば他大学の卒業生の受講も可能としている。この講座は短期大学の卒業生が苦手とし、管理栄養士試験で比重の高い科目を中心に7回にわたり開いている。独学で国家試験に臨む卒業生を支援することを目的とする社会貢献活動である。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

震災後の緊急時を脱した2年目以降は地域の高齢者世帯や仮設団地での滞在時間をできるだけ長く取り、学生を中心に住民との対話を多くし、篭りがちな高齢者や独居住民との交流に努めた結果、訪問時に地域住民や仮設団地に居住する被災者が戸外へ出て談笑することが多くなり、学生が訪問先でお茶やお菓子をご馳走になりながら会話するケースも活動回数が増すにつれて多くなった。住民が率先して学生とともに写真に納まったりするなど積極的な交流が生まれ、一部の地域では芋の子汁を一緒に食べる交流行事の開催も実施された。地域住民が交流会などに自ら参加する意欲が高まり、積極的に活動することで引き篭もりを少なくするなどの地域貢献の一環としての目的を果たすことができた。また、学生自身が被災者に接する場合の配慮や姿勢を自らからの経験を通して学ぶ機会を得ることができた。さらに本学学生がオハイオ大学学生や世界の様々な国から来日している留学生と本活動を通じて国際交流し、お互いの生活や国の習慣などについて話し合うよい機会を得ている。

2) 生活科学科

「社会人リカレント教育―管理栄養士国家試験対策講座―」の受講者数にはやや増加傾向がみられる(資料 11-3)。これは社会のニーズが「管理栄養士」に傾いてきていることによるものと考えられる。受講生が管理栄養士国家試験に合格し管理栄養士資格を得たとの報告がある。この講座は本学の卒業生のさらなる可能性を広げることに役立っていると考えられる。

②改善すべき事項

1) 大学全体

現在、本活動には本学の学生以外に岩手県立大学の他学部の学生も多く参加し、現役の学生が常時 150 名以上メンバーになっているが、月 2 回ほどの活動に参加するメンバーがやや固定化する傾向にあり、幅広く参加ができるよう、周知していく必要がある。また、今後、活動を継続するうえで、ペットボトル水を届けることだけでなく、未だ復興途上にある地域の課題、ニーズのなかで、貢献できる事柄を地域から拾い上げる。

2) 生活科学科

「社会人リカレント教育講座」はその目的から受講生の国家試験受験率、合格率等による実質的な評価が必要である。それらのデータは把握しにくいが、効果的な支援を検討するための基礎データを収集する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

水ボラの活動は震災後から継続して復旧・復興の途上にある地域を訪問していることか

ら、学生がその進捗状況を自らの目で見、感じていると考える。今後、被災地だけでなく、 地域にとって自分達に何ができるか、何をすべきかを十分時間をかけて熟成させていく場 として水ボラを継続実施していく予定である。また、海外の人が震災をどう考え、今後ど う行動したいか、しようとしているかを、一緒に活動するオハイオ大学生や海外の留学生 との交流を通じて学生達が彼らからじかに聞ける機会がもてるような取り組みとして水ボ ラ活動を推進していく。

2) 生活科学科

「社会人リカレント教育―管理栄養士国家試験対策講座―」は平成25年度から開催時間を長くしているが受講生の数には大きな変動はみられない(資料11-3)。長めの時間でわかりやすい解説をすることで理解度が上がることにつながる可能性がある。今後も継続し、受講生のニーズにあった構成、内容としていく。

②改善すべき事項

1) 大学全体

水ボラ参加が一度だけで終わっている学生や活動を知らない学生に対する周知を、ポスター掲示や新年度のサークル、部活動紹介への参加、大学祭での発表など様々な機会を有効利用して、本学だけでなく全学的に実施する。また、参加者による報告会を実施して、未だ復興途上にある地域の課題、ニーズのなかで貢献できることなどについて、自らの活動を通して地域から拾い上げた事柄を話し合いし、今後の活動に活かしていく取り組みを行う。

2) 生活科学科

受講生のニーズにあったリカレント構成、内容としていくために、受講生の満足度をア ンケート調査などにより継続的に把握していく。

4. 根拠資料

資料 11-1 東日本大震災津波 岩手県立大学の復興支援 平成 25 年度実績(既出 8-11)

資料 11-2 社会人リカレント教育―管理栄養士国家試験対策講座―案内

資料 11-3 社会人リカレント教育―管理栄養士国家試験対策講座―受講者推移

終章

平成20年度に大学基準協会による認証評価を受審してから、7年が過ぎようとしている。この間の実績と歩みを振り返り、今回の点検・評価報告書をまとめた。本学の自己点検・評価は、毎年度の法人評価を中心に据えたPDCAサイクルの実践が大切な柱となっており、その積み重ねた結果が、本報告書中に反映されている。

本学の使命である有為な人材の育成と教育研究による地域貢献は、今回の評価対象となっている7年間においても、着実に実績を積み重ねてきたと考えている。実績の詳細については、本編に譲り、ここでは主なもの3点について述べる。

第一に、自己点検・評価に基づく運営体制の構築である。中期目標に基づいた中期計画と年度計画の策定、計画に対する実績報告書の作成など、毎年度の自己点検・評価を担う全学組織(公立大学法人岩手県立大学評価委員会)と本学組織(短期大学部自己点検・評価委員会)の設置、本学単独での外部有識者による本学運営に対する客観的な助言を得る試み、教育・研究・学内運営・社会貢献に分け教員業績を評価しボーナス査定と連動した教員業績評価の導入など、組織レベルと個人レベルでの自己点検・評価体制を整えた。

第二に、学生の就業力向上支援に向けた取り組みである。現行の第二期中期計画(平成 23~28 年度)の重点計画(緊急性、重要性が高く、継続的な取り組みを要する 6 項目の計画)として「学生の就業力育成」を掲げた。そこで、「就業力育成支援委員会」を立ち上げ、就業力育成の体系化や学生の就業力を評価するシステムの構築などを進めた。現在、就業力育成のための正課授業として、新規に「キャリアデザイン I・II」(必修、1年前・後期)を開講し、学生は定期的に「就業力自己評価シート」で自分の就業力を自己評価している。この取り組みがスタートし2年目であり、その成果の判断はまだ難しいが、授業レスポンスカード等から窺い知る学生の反応は期待したものである。また、本学の授業は少人数を基礎とするため、学科横断で開講する授業の設定はなく、学科を超えた学生の交流機会が乏しかった。キャリアデザイン I・II は、学科横断の授業とし、グループワークも多く取り入れている。普段、交流するきっかけの少ない学科混成の学生同士でコミュニケーションを取り作業を行うため、学生の交流にも役立っている。

第三に、震災復興研究の重点的実施である。本学には、教員が自由にテーマを決め進める個人研究とともに、本学として地域の生活や文化にテーマを設定して取り組む学部プロジェクト研究がある。東日本大地震津波発災後は、この学部プロジェクト研究を震災復興に関する研究に限定し実施してきた。これまで、復興住宅に関する研究、地域の文化的共有資源・伝承の現状調査、災害時の在住外国人支援に関する研究などに取り組んだ。その成果は、公表され震災復興に活用されている。

以上、主なる実績を挙げたが、これらを含め効果を上げている取り組みは、今後も改善を重ね、積極的に推し進めて行かなければならない。

一方で、解決すべき多くの課題がある。まず、志願者の確保は、喫緊の最重要課題である。本学全体の志願者総数の減少傾向は明白で、学科専攻によっては受験者の全員入学、さらには入学式時点での定員不足の事態となることも憂慮される。これまで、入試制度改革、カリキュラムの改正、高校訪問、出前講義、アドミッションポリシー・カリ

キュラムポリシー・ディプロマポリシーの明文化と公表、ホームページや大学情報誌などによる情報発信など、種々取り組んできた。これからも、受験者の立場に立った視点も入れ、複数の方策を組み合わせ、なお一層重点的に取り組む必要がある。また、教育については、教養教育、専門教育と初年次教育の有機的な体系化とその強化、成績評価の均質化、ICT技術の有機的な利用などが、学生支援では、学生の休学や退学原因の分析、経済的困窮度の高い学生に対する経済的支援の強化、インターンシップ事業や進学者支援の充実、就業意識啓発への取り組みなどがある。さらに、地域貢献では、地域が求める課題を的確に整理し、地域から信用され求められるような地域貢献活動のよりアクティブな展開などがある。

今回、これら多くの改善すべき課題を整理することができた。まずは、それらを着実にひとつずつ解決していくことが肝要である。そして、堅実に解決していくことは、本学のさらなる充実と展開につながると考えている。

おわりに、本学は、これまで 68 年間、短期大学として建学の理念、目的を達成するため教育研究を推進してきた。現在、本学を取り巻く環境は大きく変化した。また、大学で教育すべき内容の増加や、本学に求められる社会的ニーズも変化している。このようななか、受験生や社会からのニーズに応えられる公立の短期大学として、このまま強化していくべきかどうか、考える時期にきていると考える。